

聴松団欒

「聴松団欒」は、松尾芭蕉の「聴松」の句を、団欒の情景と結びつけた句である。団欒とは、団圓（だんげん）の略で、家族や親友が集って団圓するの意。芭蕉の「聴松」は、松の音（しやう）を聴く（きく）の意。団欒の情景と結びつけた句は、団欒の情景の中で、松の音を聴くという情景を表現している。団欒の情景の中で、松の音を聴くという情景は、団欒の情景の中で、松の音を聴くという情景を表現している。団欒の情景の中で、松の音を聴くという情景は、団欒の情景の中で、松の音を聴くという情景を表現している。

先生の資料高山荘は聯松閣と名付けられている。その主人をかこみ徒然に語り合われた月報は、それぞれに書き手の個性や、人柄があれこれ実に愉快な団契となっている。それに推察下された諸先生方のお言葉、密結に際しての先生の思いと夫人や担当諸周辺を加えてこの団契は成立している。この館の冊子づくりはじめてのことなので題名も幾つか用意してみたが、主人の性格を考え内容にそって「聯松団契」に落ち着いた。題字は先生の直筆である。

目次

加古法学と沼田教授	浅井 清信
沼田理論との出会い	蓼沼 謙一
『日本労働法論』のことなど	久保 敬治
メーデー事件と「歴史の審判」	上田 誠吉
沼田教授青春のころ	佐伯 千仞
大樹のカゲ	榎井 常喜
不肖の弟子	宮沢 康朗
沼田先生の人と文章	本多 淳亮
沼田先生と暮	江藤 价泰
沼田先生との出会い	坂本 重雄
おっかないのにまた会いたくて	横井 芳弘
『生産管理論』と私	東城 守一
ファッションと沼田先生	小田中聡樹
「演習」のことなど	菊池 高志
沼田君と私	武藤 一雄
沼田指摘に驚愕したこと	中山 和久

先生の訾咳に接して二〇年	細井 宗一
沼田先生との出会いから	
今日まで	島田 信義
沼田教授の人と社会政策論	黒川 俊雄
沼田先生と私の労働運動	内山 光雄
思想としての沼田法学への	
一つ二つの手がかり	藤田 勇
社会保障研究会のことども	小川 政亮
沼田セミナーと私	江森 民夫
大河内・沼田対談の醍醐味	塩田庄兵衛
先生が学芸大にいられた頃	星野安三郎
夕刊京都時代のころ	西村 幸雄
人の人へのやさしさ	唄 孝一
沼田さんと私たちの闘争	灰原 茂雄
私は先生のすべてが好きだ	富塚 三夫
労働法論序説との出会い	正田 彬
沼田先生のこと	大脇 雅子
縁は異なもの、先生と私	川村 統一
舞台裏からの独白	山本 喜陸

刊行のことば

著作集刊行によせて

無縫空談

過去の再構成

社会主義と唯物史観の呪縛

たゆとう憎感の生を愛す

回想的自画像

孫田 秀春

末川 博

大河内一男

野村 平爾

森長英三郎

佐伯 静治

渡辺 洋三

青木 宗也

片岡 昇

沼田稻次郎

秋夜に坐す

著作集の周辺

歴史に刻みこんだ著作集

深夜の人

ある私的感懐

刊行に携わって

柳沢 明朗

沼田 文子

川崎 忠文

石井 次雄

沼田稻次郎著作集

第1巻
月報

1976年3月

目次

加古法学と沼田教授……………	浅井清信…一
沼田理論との出会い……………	夢沼謙一…三
『日本労働法論』のことなど……………	久保敦治…五
マード事件と「歴史の審判」……………	上田 誠 吉…六

労働旬報社

東京都千代田区
神田神保町3

加古法学と沼田教授

浅井清信

沼田さんが夕刊京都新聞社をやめられたのは昭和二十五年頃だ
と思います。この頃は、中華人民共和国成立や日本共産党三五
議席かくとくというような驚異的、歴史的事実の出現におそれ
をなしてか、占領政策は、反共の方向にいっそう強められ、占
領命令をかさに、レッドパージが、公私各職域にわたって、公
然と行なわれていました。この頃、わたしは、二つの事柄に
ついて、沼田さんに、かかわりあいを持ちました。その一は、
沼田さんを立命館大学へ招聘しようとしたことであります。前
から、民科京都支部の研究会でお会いして、沼田さんの学
識のほどをよく知っており、それに新聞社をやめられたことで
もあり、というわけで、同僚と話し合い、立命館大学の法学部
へ招聘しようしました。立派な法学部につくり上げようと、
いろいろスタッフあつめにつとめていたわたしたちは、望を
たくして教授会へ沼田さんを法哲学担当の教授としてむかえる
件を提案しました。ところがわたしには全然なとくのか

ない理由で「まあやめておこう」ということになってしまいま
した。その理由とはこうなんです。

当時、末川総長を中心として民主的大学を建設しようとい
う空気が立命館大学を支配し、その方向に教職員の人事もすめ
られてきました。法学部では、細野武男(現・総長)、前芝確三
両教授がすでにスタッフに加っていました。法学部教務課長と
しては、沼田さんと一緒に夕刊京都新聞社をやめた西村幸雄さ
ん(現・立命館常務理事)を迎えておりました。他学部でも、
民主的・革新的教職員の招聘が進められていました。ところが
戦前の反動的立命大(東の拓殖大学に比せられ、禁衛隊精神に
よる教育方針をとっていた)に依然心をとらえられていた一部
教員たちは、末川総長を中心とする民主陣営をこころよしとせ
ず、こうした民主陣営を「末川クレムリン」と称して、反共運
動をやりはじめていました。時、あたかも、占領命令の名で、
レッドパージが公然と、しかも、広範に行なわれていました。
そこで、こういう状況のなかで、沼田さん、すなわち革新的教
授をまた一人迎えることは「シンディ」ではないかというのが、
やめておこう、ということの理由でした。数年前なくなられた
前芝さんがとくに強くこれを主張されたと記憶しています。そ
んなことは理由にならない、とあくまでもわたしは主張しま

したが、残念なことには、とおりませんでした。しかし、今にしておもえば、立命館大学にとっては残念でしたが、沼田さんにとっては、かえって、東京に落ちつく機会がえられ、幸であったと思います。現に、東京を舞台に都立大学総長として、あるいは労働法をこえて広く法学界の大立者として、はなはだしい活躍をされております。

その二は、立命館大学法学部へ、学位論文を提出することでありました。昭和二五年頃の、右傾化の激動期に、わたくしたちは、この先日本はどう変っていくのかわからない、という一抹の不安感におそわれていました。こういう時世だから沼田さんも、博士の学位をとっておけば、将来何かの足しになるであろう。こんな気持ちから、沼田さんに、学位論文の提出をすすめました。それに、『労働法論序説』(昭和二五年一月刊)という立派なアルバイトもあったんですから。主査としてわたくしが、沼田さんの提出論文「労働法論序説」を審査しました。その全部を克明に読ませていただきましたが、労働法の解釈学とは異なり、法の根本問題にふれ、しかも唯物弁証法的方法論に立って理論展開しておられるので、審査報告をまとめるのにずいぶん苦勞しました。沼田さんはいつのまにこんなによく研究されたのかと、つくづく感心しました。

沼田さんの学位論文を審査している間に、特に感じた点が二つあります。その一つは、市民法、すなわち資本主義社会の法の虚偽性、イデオロギー性をきわめないでは、生きた労働法学は成り立たないということでありました。労働法学では方法論が決定的意味をもっております。『労働法論序説』から大展開を

とげつつある沼田労働法論が、さんぜんとかがやいているのも宜なるかなと、いままらながら感ずる次第であります。

他の一つは、沼田さんはまさしく加古法学(加古祐二郎『理論法学の諸問題』の忠実な承継者である、ということでもあります。加古法学は、昭和八年から昭和二二年頃の日本ファシズムへの急転換期にものされたものですから、きわめて難解であるにもかかわらず、沼田さんはよく読んでよく理解されていると思いました。その頃は、治安維持法が猛威を振っていた頃でしたから、相当な学者でないといわれないような理論とその表現により、加古法学は構成されています。加古さんから親しくその悩みを聞かされたものでした。

加古さんとは、昭和八年の滝川事件の頃から、ともに闘い、ともに酒杯を交し、職場をともにし、ことのほか親しく交ってきた仲でしたから、ありし日の加古さんの人柄はよく知っております。高邁な理論家の反面、とても人間味あふれたロマンチストでありました。お母さんと二人きりで、吉田山の北の麓で棲んでおられました。加古さんの次のような遺詠があります。

人柄の一端を知るよすがにと、書きとめておきます。

年毎に老い老いてゆく母の顔
見るとはなくて今日も打見ぬ

ルンペン凍死者出づてふ記事を読み
心つつましく寒さに耐えをり

高邁な理論家の反面、とても人間味あふれたロマンチストという加古さんの人柄は、沼田さんにも相通ずるものがあるように思われます。人間愛に徹する心、人間味あふれる心情、これこそが虐げられた人々を救い、かれらに自由と幸福を与える方向への学問に情熱をわき立たせる温床となるのではなからうか。こんな気がします。

(龍谷大学教授)

沼田理論との出会い

夢 沼 謙 一

沼田先生にはじめてお目にかかったのは、たしか、東京労働法研究会であったと思う。この研究会は、戦後かなり早く、当時の在京の労働法研究者——そのほとんどがやがて高名な労働法学者や労働弁護士になられた——によってつくられたもので私は大学卒業（一九四七年九月）後まもなく、恩師の故吾妻光俊先生につれられて、この研究会の末席にくわえていただいたのであった。研究会はその頃、鷺谷にあった研進社という出版社の木造社屋の二階で定期的に判例研究会をもっていたが、同年代の駆出しの研究者で私以外に会員だったのは、楠崎二郎氏（現東京学芸大学教授）だけだったので、研究会の席で私ども二人が報告したり発言したりするのは、なかなかシンディことであった。

関西から東京に移られた沼田先生が研進社の研究会にはじめて姿を現わされたとき、私は、会員で当時すでに大学教授であ

られたか、または後に大学教授になられた先生方とも、さらには会員の弁護士の方とも、どこかムードがやはり違うという第一印象を抱いたのであった。「やはり」といったのは、沼田先生が当時『夕刊京都』の論説委員でしかも従組の組合長をつとめられながら『生産管理論』（一九四七年刊）に続いて『日本労働法論（上）』（一九四八年刊）を著された方であることを知っていたからである（ただし、私は『生産管理論』を『日本労働法論（上）』よりあとに読んだ）。新聞人、組合運動の実践者、学究という三重のイメージを、私は沼田先生のうえにえがいていたのであった。

しかし、『日本労働法論（上）』を読んだときの沼田理論の鮮烈な印象にくらべれば、沼田先生その人にはじめてお会いしたときの印象は、それほど強烈なものではなかった。率直に言って、みるからに活動的・精力的で人に威圧感を与えるような方であろうと想像していたのであるが、その予想はかなりはずれたのである。先生が俗事についてもつぼをおさえて四方に心をくばられ、人間の弱さ・強さなど人間性に対していつも優しくかつ厳しい眼を向けられる強烈な人間的個性を持っておられることは、徐々にかなり後になって感得したのであった。したがって、私にとっては人間としての沼田先生との出会いよりも、沼田理論との出会いのほうが、鮮明に思い起されるのである。

*

*

『日本労働法論』の上巻は一九四八年四月に、下巻は同二月に、『民主主義科学者協会編』の『学生叢書』の一つとして刊行されたものである。戦後欠乏期に出た本なので、装訂も製

本も用紙も極端にお粗末なポケット版であり、私の購入した上巻はすぐに一部がバラバラになってしまった。しかし、この本の内容はこうした外装とは裏腹のものであった。

その第一の特色は、上巻の冒頭「自序」に明確にうち出されている学問的認識と実践との統一性の強調である。この点は先生の全著述活動を貫く一本の太い糸であるが、より詳細な展開は、後の『労働法論序説』（一九五〇年）や『労働法における法解釈の問題』（『季刊法律学』二〇号・一九五六年）などで行なわれるので、私は第一の特色にむしろ注目したい。それは、本書がわが国労働法全体の本格的な体系的理論的把握を企てた戦後最初の本であるという点である。これ以前に出た労働法「概説」とか「講話」とか題する本は、本格的な理論書から遠いものであった。洛陽の紙価を高めた末弘蔵太郎博士の名著『労働法のはなし』も、博士の学問的蘊蓄に裏うちされたものとはいえず、やはり啓蒙書であった。また、モノグラフィには吾妻光俊『労働法の展開』や戦前の名著の復刻版である後藤清『労働協約理論史』などがあつたが、そうしたなかで、本格的な労働法全体の体系的理論化に先鞭をつけたのが『日本労働法論』であった。本書上巻にあたかも触発されたかのように、本書中巻と相前後して吾妻教授の『労働法の基本問題』、後藤清教授の『労働法』、浅井清信教授の『労働法学』、山中康雄教授の『労働者権の確立』が現われている。

本書が戦前の労働法学・法哲学の遺産を十分にふまえたものであることは上巻中のカスケル、ジントツハイマー、コモンズ、アンドリウスの労働法体系、ラードブルッフとジントツハイマーの

法的人間像論、レンナーの所有権の社会的機能論等に触れた個所からうかがうことができるし、中巻の労働協約法に関する叙述からは、戦前のドイツ型協約法理の単なる咀嚼・適用を超えて、戦後のいわゆる日本型協約を對象とした著者独自の理論構築をみとめることができる。右にあげた外国人学者の本やドイツ型労働協約法理は、当時いわば徒弟修行時代だった私が苦勞して勉強中であつたか、勉強を近い将来に予定していたものであつたことを、いまもなつかしく思い出す。なお、戦時中に続き敗戦後も私は社会政策学における大河内理論を興味をもってフォローしてきたが、本書上巻で沼田先生もまた大河内理論に大きな関心をもっておられること、さらに日本労働法史の叙述に当って風早八十二『日本社会政策史』や平野義太郎『日本資本主義社会の機構』などにも注目されていることを知って、本書にいったその親近感を覚えたことも思い出されるのである。

しかし、本書の庄巻は、私のみるところ、戦前の理論とのつながりがほとんどない争議行為法論の部分である。これは中巻に収められているが、これと相前後して有泉亨『労働争議の法理』、孫田秀春『労働協約と争議の法理』、森長英三郎『生産管理の法律問題』が出ている。

*

*

本書は、沼田理論の出発点となった労作である。各部分は後の著書論文で発展せしめられて豊富・精密化され、ときには一部改められている。しかし、基調は変わっていない。一例をあげれば、最近喧しく論じられている労働組合の特定政党支持問題について、本書上巻はすでに、単なる組合としての支持声明が

政治的意味はもちえても法的意義は有しないとのべている。もっとも、政党支持につき多数決の決定的權威を認める労組法の獲得が並行的になされなければならないと述べている点に、この問題の実態面での著しい変化を痛感しないわけにはいかないが。

こうした麓の広い意図壮大な体系書——下巻は結局あとに廻されたので労働団法に關するだけのものとなったが——が、著者のわずかに三四歳のときに書きあげられたことは、それだけでひとつの驚異といえよう。しかも、大学卒業後一年足らずで軍隊にとられ約七年間も軍隊生活を送って復員した後、わずか二年半から三年の間に本書が現われていることを思いあわせる、いまさらのように畏敬の念を新たにせざるをえない。

(一橋大学教授)

『日本労働法論』のことなど

久保敬治

私のかげがえのない蔵書のうちに、『禮呈久保敬治学兄・沼田稻次郎・一九七一年一〇月一六日』と記された『日本労働法論中巻』がある。昭和二十七年よりつづいている関労研(当初は単に労働法研究会という同人グループ的な名称であったが、世帯が大きくなるとともに関労研となつてしまった)は、いつのころからか、毎年七月の例会を、神戸の六甲山で一泊してもつようになっているが、昭和四十六年七月の関労研には、京大大学

院に出講されていた沼田先生をおむかえしたのであった。その節、出版後間もなく購入した『日本労働法論中巻』を「紛失せざるをえなかった」ことをもらしたために、草々に寄贈をうけるにいたったというのが、冒頭にかかげたことの由来なのである。

沼田労働法にあやかるとともに、それをつよく情緒的にもうけとめてきた一因も、ここにある。手元にある『日本労働法論上巻』のとびらを見ると、「昭和二三・五・六神戸元町尚二堂にて」と記録している。戦後ブームののつて各地にできた公・私労働関係研究機関の一つであった兵庫県立労働研究所に就職してほぼ一年を経過した時期であるが、戦前からのセンター街であった神戸元町には、現在は、尚二堂という書籍店はない。『日本労働法論中巻』も、おそらく出版後間もなく右の尚二堂で買ったとおもう。それを紛失せざるをえなかった事情について書いてもいたし方ないことであるが、ちなみに、同様の運命をたどった私のかつての蔵書のうちには、後藤訳・カール・レンナー『法律制度——特に所有権——の社会的機能』(昭和三〇年)がある。沼田先生にはじめてお会いしたのも、右の『日本労働法論上巻』を購入したところであったとおもわれる。月日はもちろんはっきりしないが、夕刊京都新聞社沼田論説委員室の黒びかりした床板の光沢が、その後も奇妙にまぶたに残っている。心理学からすれば、床板の記憶にはどのような説明がなされるであろうか。

立命館大学でもたれていた民科部会に浅井先生のおすめ度数回参加させてもらったのは、それから間もない時期であった

ようにおもう。末川博、浅井清信、平田隆夫、猪熊兼繁、沼田稲次郎、滝川春雄、宮内裕、熊谷開作といったメンバーが記憶にある。また、平田隆夫・タフト・ハートレー法報告、猪熊兼繁・神道と伊勢神宮報告といったもののおもいだされる。日本労働法学会のオリジナル・メンバーである浅井、沼田両先生は、当時、四八歳、三五歳ぐらいであったであろうが、沼田哲学の重みにもましてそのゆたかな人間性は、すでに当時の京都民科の原点的存在であったようにおもわれる。

果立労働研究所に要求されていたのは、当然のことではあったが、資料収集とともに、県下の物価・賃金の調査にあった。それに忙殺されていたさなか、昭和二四年五月に沼田先生は東京に去られることとなったが、その後、大阪労働法学会に刺戟されてできた神戸労働法研究会の講演会に昭和二六年、二七一年ごろから出講をお願いするにいたって、また、先生との接触がはじまることとなった。それ以来の延長線にのったまま、いつしか昭和四八年に沼田先生還暦論文集の刊行ということとなり、私も、未来に口を入れるべき年齢の限界をこえつつあると自白せざるをえないこととなってしまった。

個人的な追憶に終始したついでに、書きとどめておきたいことがある。私の処女出版である『ドイツ経営参加制度』（昭和三十一年）は、昭和三〇年代初期であったからこそ出陣できたものであろうし、出版公害といわれる今日では、目の目を見るのは困難なことであったとおもわれるが、沼田先生の同書出版にあたっていただいたかずかずの恩情には、終生忘れえないものがある。さらに、昭和三五年にだした『ドイツ労働法の展開過

程』の出版にさいしての片岡教授の友誼も、心に深くきざまれている。学界の一隅に私が何とか位置できているのも、このような先哲、畏友にめぐまれた結果なのである。あえて友情といえば、それにますものはないであろう。

（神戸大学教授）

メーデー事件と「歴史の審判」

上田 誠吉

私のたずさわってきた仕事のうえで、沼田先生から終始かわらぬ御支援をいただいたのは、メーデー事件と千代田丸事件のふたつの裁判闘争であった。ほかにもたくさんあったにちがいないのだが、私の気持のうえではこのふたつの大衆的裁判闘争と沼田先生とはわがちがたくむすびついている。

沼田先生は雑誌『改造』一九五二年一月号に「メーデー事件の歴史の意味」という論文をかいておられる。この論文は、この年の九月下旬か十月月上旬にかかれたものと推測される。事件後五ヶ月ほどたった時期のことで、被告とされた二六一名の労働者・学生たちの大部分はまだ拘留所のなかで呻吟していた頃である。

この論文で沼田先生は「メーデー事件について、合法か非法か、無罪か騒擾罪かは現在の法廷が宣言するであらう。又、正義か不正かは、裁判官の良心についての善悪とともに、日本歴史が裁くことになるだろう。だが冷淡な歴史家は、……善

悪の彼岸に事件の原因を探究するであろう。……経済的・政治的にみて如何に必然的な革命的エネルギーの發現であったか、それがプロレタリアートの解放運動や民族運動のうちに如何なる位置を占め、如何なる影響をその後の運動に及ぼすであろうか、という問題を採り上げるにちがいない。歴史家の著者には次の如く述べられるであろう。……さて歴史家は書き起す——とかかれて、みずから後世の史家に擬せられながらこの事件の「歴史の意味」を論じておられる。

歴史家沼田先生はメーデー事件の政治的・経済的背景と人民の運動を論じて『人民広場を聞いとれ』というスローガンが労働者の胸底に渦巻いていた抗議のバトスを果敢な行動と結びつける役割を果たしたのである。バステイユの牢獄がフランス王政の悪の象徴となったのと似た作用である、「人民広場への前進」という形はとったものの、その歴史の意味は植民地下の再軍備コースに対する労働者階級及進歩的学生の逞しい抵抗であり、戦後民族運動の最初の巨歩でもあったことはまぎれもないことである。今後はメーデー事件公判をめぐる闘争が、社会運動即民族運動の一環として展開せられるであろう」と評し、最後に「歴史家の筆はここで止まる。そして、メーデー事件の真の歴史の意味は却ってこれからの闘争の実践そのもののうちで綴られてゆくのである」と結んでおられる。つまりここではメーデー事件と、メーデー事件裁判闘争に対する「歴史の審判」について語られているのだが、この論文が執筆されてからちょうど二十年の月日がたった一九七二年九月二日、東京高等裁判所の法廷で、筆者は「歴史の審判にたえたものはだれか」という

ことで、メーデー事件控訴審の最終弁論の最後を結んでいた。それは次のようにのべている。

「メーデー事件の弾圧がおこなわれて、人民広場に日本人民の血が流されてから、すでに二十年余りの月日がたちました。それはすべてにひとつの歴史を語るにたる年月です。

歴史の審判というものがあるとするならば、裁判所による裁判のほかにもはや歴史の審判について語ることができそうな年月がたちました。そして歴史の審判は、裁判所をもそのひとこととしてのみこんでしまうほど、無慈悲なものなのです。この二十年間の歴史の批判にたえたものは、一体だれであったのでしょうか。一九五二年五月一日に、人民広場に向かって行進をおこなったデモ隊の掲げた要求は、よくこの歴史の批判にたえて、今日ますますその正当性についての確信を多くの人々に抱かせております。メーデー中央大会のスローガンや、デモ隊の掲げたプラカードにかきこまれた諸要求についてふれたのちに、「これらの要求は、サンフランシスコ体制の破棄・民族の独立と、反戦、平和の要求を中心にして、これに破防法労働法規反対と、賃金その他の要求をむすびつけ、しかもこれを統一闘争でたたかいたることを訴えていたのです。そして、とりわけ発動したばかりのサンフランシスコ条約に反対してアメリカ軍の撤退の要求、つまり占領支配と単独講和にたいする怒りがデモ隊の心をつよくとらえていたのです。これらの要求の正当性はもはや日本の現代史において、歴史の批判にたえたものということができましょう。」「一九五二年五月のデモ隊は、これらの民主主義的要求をも、とも民主主義的な方法、つ

まり示威行進と集会とによって表現しようとした。人民広場にむかうデモ行進と、桜田濠砂利敷路面で開こうとした集会がそれだったのです。そして、太平洋戦争がおわるまで天皇家の庭であった皇居前広場が、戦後の民主的変革の結果として人民の広場にかわり、かず多くの集会の場所として使われてきた経過と、それが一九五〇年五月の弾圧ののちに再び人民の手から奪われた経過とをのべたのちに、「この日のデモ行進は一步一步その足を広場にむかって進めること自体が、実はアメリカ軍によってうばわれた戦後日本の民主的変革の成果をとりかえすことを意味していたのです」「したがって、ここではデモ行進の掲げた要求と、デモ行進という大衆行動とが、二つであって同時に一つであったのです」、そして被告団のたたかいと多数の人々の支持にふれながら「ここにも、すでに歴史の審判はくだっているのです。もちこまれた分裂と孤立からぬけ出て統一と連帯にむかって歩んできたメーデー事件被告団を支えてきたものはなんでしょうか。私はメーデー事件とメーデー被告団と、そしてこれを支援してきた人たちが、戦後日本の民主主義の正道を歩んできたからであり、そのもっともすぐれた伝統をきづきあげてきたからです。これも有罪にすることは、実は私たちの国の民主主義を有罪にすることです」と結んでいる。

メーデー事件について、一九七二年一月二一日、騒擾罪無罪の東京高裁判決があつて確定した。沼田先生が一九五二年に先行的に語った「歴史の審判」は、ただしかった。

そして、もういちど二十年後に、歴史としてのメーデー事件とメーデー事件裁判闘争は、どのように語られうるのであろう

か。ここでも二十余年前の沼田先生と同じように「これからの闘争的実践そのもののうちに繰られてゆく」といわなければならぬであろう。

千代田丸事件についてもかきだかったが、いささか生ぐさすぎてかきそびれたことを付言する。

(弁護士)

編集室より

▽『沼田稻次郎著作集』第一回配本、第二卷『日本労働法論』をお届けいたします。次回配本は、第二卷『労働法の基礎理論』（四月二五日発売）です。

沼田稻次郎著作集

第2巻
月報

1976年4月

目次	
沼田教授青春のころ	佐伯千仞……一
大樹のカゲ	梶井常喜……三
不肖の弟子	宮沢廣明……六

労働旬報社

東京都千代田区
神田 神保町3

沼田教授 青春のころ

佐伯 千仞

沼田教授の著作集が刊行されることになった。戦後日本の労働法学をその当初から理論面で代表するだけでなく、実践的にも深くかわり指導してきた同教授の著作集は、そのままだがわが労働運動と労働法学の戦後史となるであろう。運動が新展開を求めて模索しているように見える現在において、この著作集のもつ意味は小さくないと思われる。しかし、このような沼田教授の戦後の活躍と業績は、既に周知のことからであって、いままさら私がとやかく申すまでもないことである。私は、ここで、その沼田教授の青春の一時期についての思い出を語ることにした。

沼田教授と私とのかかわりは、戦前の昭和九年、四高を卒業した沼田氏が京大法学部に入學してきたときから始まる。その頃の京大法学部は、その前年の京大事件或いは滝川事件の余瀝がなお収まらず、学の内外では、事件で京大を去ったいわゆる主幹派教授を支持する気持が強く、辞めずに残ったいわゆる残

留教授に対しては冷たい空気が漂っていた。新学期になって講義が始まった或る日、刑法の講義をしておられた宮本英脩教授の教室で、ピラを撒いた学生があった（宮本教授は一旦辞職した後間もなく復職された方で、厳密な意味では残留教授ではなかった。ちなみにいうが、私も末席の助教として一旦京大を去ったが、翌年黒田覚、大隅健一郎等の先輩や於保、大森、中田の諸氏——当時助手であった——とともに復帰したのである）。

早速、学生課で問題となったが、その連絡を受けた宮本教授は、とにかくその学生に会ってみよう、本人をわしのところによこせといわれ、その学生に会われたのである。その学生が外ならぬ沼田教授だったのである。ところで、沼田学生との面接を終えて私の部屋にみえた宮本教授は、「わしの講義でピラを撒いた学生にいま会ってみたが、話してみると仲々良い青年だよ」とすっかり沼田学生に惚れこんでしまわれた。その後、先生と沼田学生との間には一種の親近感が湧いたらしく、旅先の沼田君から絵葉書などが時折先生のところに届いているようであった。私と沼田学生との関係も、その頃から始まったのである。

ところで、私は「刑事学」の講義を担当することに予定され

ていてその準備をしていたが、いよいよ昭和一一年度からその講義を始めた。沼田君は、多分、この私の刑事学の最初の講義を聴いてくれた数少い学生の一人であった。もう一人、いま法務省の刑事局長をしている安原君も聴講していた記憶がある。私の刑事学は、刑罰や保安処分等の犯罪対策よりも、むしろ犯罪の原因とその現象形態の分析に重点をおいたものであった。社会現象として犯罪を眺め、それを生み出す社会的原因を究明することは、ザインを扱う当時のいわゆる社会科学であって、従来の観念的な法規範とゾルレンの法律学にいささかうんざりしていた私には、とてもやり甲斐のある仕事に思えた。そして、例えば、明治初年からの犯罪、特に大衆犯罪としての窃盗罪の動きを見ようとしたが、当時の刑事統計は皆一審有罪人員を中心に作られていて、窃盗のようにその六分の五までが警察で微罪処分になったり、検察庁で起訴猶予になってしまつて、一審公判に回つてこない犯罪については、その動きはそのままでは判明しないことに気づき、各年度毎の微罪処分や起訴猶予になったものまで含めた有罪人員の総数を調べてグラフにかいてみたところ、窃盗罪は昭和初期から一〇万人名を超える程に激増していて、大型のグラフ用方眼紙にかき込めなかつたことや（刑事統計の一審有罪人員では、全期を通じて、窃盗は二万人名で殆んど目立つた増減はないのである）、更にその増減理由の説明に、玉城肇氏が離婚の増減の説明に用いられたわが資本主義の景気変動期の分析を使つてみると、びつたり当嵌るので驚いたことなど、誠に新鮮な経験であった。こんな講義に対して、既に四高で社会科学の洗礼を受けたらしい沼田君は、誠に

積極的な聴講者であった。講義が終つた後もよく研究室にやつてきて、方法論上の問題等について鋭い議論を吹きかけ、時には時節がらあまいな表現でお茶を濁さそうとする私の講義に對して、先生もつとはつきりいい切つたらどうですなどと、ずばりいつてのけるのであった。ずいぶんいいにくいこともいうが、それが一向に不愉快でなくむしろ却つてすがすがしいのである。

沼田学生の興味は刑事学だけでなく、刑事法学全般についても関心が深かつたが、それは今日にまで持続しているようである。いまでも私の書くものなどについてもよく気をつけてくれており、先頃、小田中教授らと共編の改正刑法草案批判が出たことなども、決して不思議ではないのである。

さきの宮本教授との関係が示すように、沼田氏の人柄は、誠に律義で信義に厚く、殊に先長者や先輩に対しては古風ともいえるような礼義正しさと思ひやりがある。戦後、立場の違ふ黒田覚教授を都立大学に迎えるために尽力したことなどもその現われであろう。

さて、沼田氏は、卒業後大学院に残り石田博士のもとで社会学を専攻することになったが、間もなく入営し、そのまま終戦まで研究室には帰らなかつた。入営する前のことであるが、郷里の高岡の川でとれるとかいう玉で作つた盃をもつてきてくれたことがある。自慢し大切にしていたが、惜しいことに、いかお手伝さんがうっかりして割ってしまった。誠に残念であつた。

出征中、一度何かの連絡で内地に帰つてきたといつて、研究

室に立寄ったことがある。一緒に食事しようと京大の楽友会館に行ったが、沼田氏の重裝備の凛々しい青年将校振りに給仕の少女たちが瞠目していた。彼は、そのとき、私は決して敵を切りませんといっていたが、戦場からも時折り誠に深い思いの便りを呉れた。

昭和二〇年、敗戦とともに帰ってきた沼田氏は、その年の暮に恩師の石田博士の令嬢、現夫人と結婚したが、どうやら慰問袋や慰問文から約束ができていた模様であった。結婚式は、下鴨の石田博士の邸で、まだお元気だった敵父と令兄（嫂さんは広島島の原爆で亡くなっておられた）のほか、敵父のお友達の方勢萬氏と私が列席して、内輪に行なわれた。無事に帰ってきた末っ子の結婚を何よりも喜んでおられた敵父や「稲ちゃん」「稲ちゃん」と手を取り合っていた令兄の姿がいまも目に浮ぶが、お二人とも共にその後まもなく相次いで世を去られた。

その後の沼田氏の活躍は、周知のとおりであるが、その律義さは、最初の著書『生産管理論』以来、新たに著書を出す度に必ず私にも一本を贈ってくれるところにも現われている。おかげで、私は沼田氏の著書の初版本を全部揃えていることを自慢できるのである。

沼田氏の学問的立場や思想については、さきにものべたようにいまさらいうことはないが、唯一つだけ感じていることをつけ加えておきたい。それは、沼田氏が自分の一度発表した意見について極めて厳しい責任感を持っているということである。氏に『法と国家の死滅』（一九五一年）という著書があるが、氏は先年その再版を出すに当り（一九七一年）、初版で予想した

この問題のその後の成り行きが必ずしも氏の予想通りに行かなかったことについて、特に増補の一文を草して、初版での予想が当らなかったことを率直に認めるとともに、何故そうなったかについての厳密な分析を行っているのである。誠に厳しく立派な態度である。現実と取組む社会科学者である以上、将来への予測なしには済ませないが、予測は当ることもあればときに外れることもある、外れたときは、ごまかしたりしないで、積極的に何故外れたかの原因を究明することによって、人は真実により一歩近づくのである。沼田氏の右の増補に、私は、ただ真実のみを愛し求める研究者の姿をみてひそかに感動したのである。

沼田ご夫妻からは、先年私の還暦に際しても心からのお祝を頂いたが、その沼田氏自身ははや還暦を過ぎたという。時の過ぎ行くのは誠に早いものである。今日では、しかし、還暦は決して老化を意味しない。特に元氣な沼田教授には、これから益益わが社会と学問のためにご活躍を願わなければならない。

（弁護士・法学博士

大樹のカゲ

榎井常喜

はやいもので、沼田先生の還暦をお祝いしてすでに二年になるうとしてゐる。その還暦記念論文集の上巻『現代法と労働法学の課題』で、「占領政策の転換にとまなう労働法の再編と労

働法学」と題し、戦後第二期（一九四八年から一九五〇年）における日本労働法学とりわけこの時期にこそその骨格を形成した「沼田労働法学」の軌跡を私なりに検証する機会をもった。

そして、新聞社論説委員それに加え労組委員長という激職のなかで、やつぎばやに論文を発表されていた、その精力的な執筆活動にたいする驚異もさることながら、問題を常に根底から問いなおし、困難な問題を避けず、しかも自己をきざみこむようなその真摯なとりくみときびしい姿勢にいまさらながら圧倒されるおもいをした。その戦後第二期における「沼田労働法学」の金字塔がほかでもなく本巻の主体をなす『労働法論序説』だが、そのような沼田先生の労働法学構築の土台づくりの時期は、私じしんにとっては労働法とは縁もゆかりもない大学受験そして入学の時期であり、もちろん沼田先生の著作に接する段階になかった。

沼田先生の著書との出会いは、大学三年か四年のとき、三軒茶屋の書店であった。当時上馬に下宿していた関係でおりにふれ三軒茶屋の書店をのぞいていたが、ある日店頭に出たばかりの『団結権擁護論』（上・下）にわかれていたが）をみて、なんとなく魅せられたようにおもいきって買った。おもいきって、とあえていうのは、当時送金もなく効率的なアルバイトの口をみつける才覚もなく、一皿一〇円の野菜を買ってはそれを何日間もたずか苦心していた時期だったからである。それだけにまた、めずらしくノートを作りながらくりかえし三回読んだ記憶がある。それが契機になって、『労働法論序説』をはじめ沼田先生の著作を意識的に求め、大学卒業の時期までには当時まで

に出版されていた著書の大部分を未消化ながらも一応は読していたようにおもう。しかし、沼田先生から直接の指導をうける機会をもったのは、大学院に入ってからであった。それ以前に、破防法反対の講演会でお話をきく機会が一度だけあったが（奇妙に、半袖ワイシャツにツリずばんという姿が印象にのっている）。

当時、早稲田の大学院では、労働法の演習を野村先生、講義を沼田先生が担当されていたが、その講義は一方的な講述ではなく、タテ、ヨコから問題点をほりおこし論争させるという方式で、大塚（総合労働研究所専務）、山本（吉）（茨城大学教授）、山本（博）（総評弁護団幹事長）などがそのしごかれ仲間であった。一級上の中山さん（早大教授）もたしか一緒だったし、労働法専修以外のものでも宮坂（早大教授）、永井（立正大学教授）などかなり参加していた。椅子にあぐらをかいての、タバコをふかしながらの（学生も喫煙自由）、自由なふんいきながらも、こと学問に關してはきびしい講義だった。不誠実な報告はその場で打ちきられ、やりなおしを命ぜられたし、プロキヤビタルの解釈論（と学生が独断しての）批判も安易なそれは徹底的な逆批判をうけた。といって、御説拝聴的なうけとめ方を強いるのでは決してなく、むしろそのような態度を批判され、いかに未熟であっても議論をいどむことを歓迎され、どんな議論でも相手になつてくれた。いま考えると汗顔のいたりだが、絶対的平和義務条項の効力をめぐって、その無効を執拗に主張する私を相手に授業時間の大半を費していただいたことをおもいだす。その私が『合理化と協約闘争』では、絶

対的平和義務条項無効論を批判しているのだから、苦笑のほか
ない。

ともあれ、それ以来今日まで指導していただいていたわけである。指おり数えてみると、はや二三年にもなる。二三年前といえ、逆算すると当時先生は三八歳だったということになるが（当時そんなに若いとおもわなかった、むしろはじめから「大家」といううけとめかたを当然のことのようにしていたが）、いまや私じしんがその年齢をとくにこえ、残念ながら四五歳にもなつてしまつてゐる。

四五歳といえ、私が都立大学に就職したころ、先生がちょうどその年齢だったのではないか、とおもう。それにつけおもしろいのが、審査用の論文掲載誌を先生のお宅にもつていき「こんなの論文とはいえない」とつぎつぎにつきかえされてしまったときのことである。かろうじて残つたのは、たしか二篇だけだった。それまでの甘さ加減をいやというほどおもしろいされたものである。まさにたたきのめされたのである。そして、就職直後、都立大学駅近くの店でビールをのみながら忠告されたのが、(1)「コンプレックスをもつ人間になるな」であり、(2)「学生とのむときは教師が金をだすものだ」であり、そして(3)「自分ばかりついでもらわないで、時にはオレにもビールをつげ」であった。

忠告といえ、先生の「説教」は——といつてしよつちゅうやられたわけでは決してなく、数年に一度とかんと爆弾がおとされるわけで、だからまたこわいのだが——文字どおりの忠告であつた（まだまだ過去形でいうのは早い）。それは私だけ

にたいしてではなく、一度でも「説教」されたものならば身におぼえがあらうが、常に相手の立場になつての鞭撻である。いまふりかえてみても、あのときやられていなければ、とおもひあたることばかりである。博士論文になつた『経営秩序と組合活動』にしろ、はじめての社会保障法関係の論稿である『社会保障法』にしろ、先生の鞭撻がなければ途中で投げだしてしまつていたかもしれない。すくなくとも、完成が数年遅れただらうことは確実である。現に、『経営秩序と組合活動』とあわせもう一冊不当労働行為研究の著書をだす予定で原稿もある程度用意していたのだが、「早くまとめあげんと資料が古くなつてつかいものにならんよ」という先生の忠告に忠実にしたがわなかつたばかりに、せつかくの原稿もおくらしいの愛目をみている。

このようにしぼられた話ばかりすると、いかにも窮屈な師弟関係のように感ちがいされるかもしれないが、決してそうではない。むしろ、これほど一緒に飲み（総長になられてからその機会もすくなくなつたが）、いいたい放題のことをいいあつてゐる師弟（というよりもいわせてもらつてゐる弟子というべきか）も他に例がないのかもしれない。といつても、所詮釈迦の手のひらにのつたなんとかの類かもしれないが。それにしても、著作を通じてはもちろんだが、このような日頃の人間的な接触を通じてしらすしらすのうちにうけた影響にははかりしれないものがある。

学問上の問題といわず、学者としての姿勢・人間としての出処進退の問題等々……。そして、なかみでないのが残念だが、

発言の仕方とか外見上のこと——自分じしんは全く意識していないのだが——「沼田先生に似てきたネ」、ひどいものになると「沼田先生をまねているネ」とからかわれる今日この頃である。独立の研究者としての榎井というよりも、その背後にそびえる大樹を通してしか私をみない風潮（？）の反映かもしれないが。全くけしからん風潮だが、いかんせん客觀的事実がそんなのだから、我慢するほかあるまい。我慢しつつで、いつそのことなにかみまで似てくれれば我慢のしがいがあるというものだが、そればかりは残念ながら絶望的ときている。比較の相手がわるすぎる。あまりにも巨木すぎて、どう背のびしようとも、また今後どんなに順調に成長しようとも、その何分の一にも達しきれないだろうことは確実だからである。その意味では、師匠をのりこえるのが弟子の使命だという観点からいえば、割りのわるい弟子とでもいうべきか。しかし、逆に、これほどの巨木の滋養をわけあたえてもらう機会をもった苗木はしあわせであり、せめてもその滋養を無駄にしないよう、精いつばいのびる努力をつみあげるほかあるまい。巨木は無言のうちにさらに鞭撻してくれている。著作集発刊がそれである。

（東京都立大学教授）

不肖の弟子

宮 沢 康 朗

月報を書くように言われた時、すぐ「悪い冗談はやめてく

れ」と言った。沼田門下からは、確かに師をしのぐほどの人材は未だ出てはいないけれども、それは先生があまりにも偉大すぎるだけの話で、学界にその人なりと言われる第一級の学者、俊秀はあまたいる。不思議なこともあるものと、よくよく聞いてみると、「沼田先生は偉大な教師には違いないが、なにしろ量産時代で、不肖の弟子も数多い。しかし、不肖でも弟子には相違ないから、その方の代表も一人ぐらい出さないと、公平を欠くことになる」というのである。つまり、私が衆目の見るところ、不肖の弟子の代表というわけである。

一九五一年秋。新聞広告で私は『法と国家の死滅』を知った。単独講和、日米安保条約が成立した直後で、火焰ビンが飛び交っていた。私は早稲田の二年であった。なにかと忙がしく、教室へはあまり出なかった。ただ、勉強しなければという思いだけがどこかにあって、夜など閉館までの何時間かを図書館ですごした。『法と国家の死滅』の印象は激烈であった。沼田先生の著書を集めたのは、その直後からである。『労働法論序説』や『法と政治の背離』は、すぐ入手出来た。『生産管理論』、『日本労働法論』上・中も、間もなく神田の古書街で見つかった。沼田先生のお姿に初めて接したのは、あれは血のメーデー事件の前であつたろうか。立て看板に先生のお名前の司会であつた。私が誘った他学部的女学生は、スラッと長身で端正な沼田先生の風貌に、「素敵な先生ね」とただ見惚れていた。実に颯爽とされていた。経営者は、いかにアメとムチを巧みに使い分けるか、といった内容であつた。

五三年春。私はどうやら卒業できた。その直後、他学部の教授から借用していた本を返しに大学へ行って、沼田先生の労働法の講義が、第二法学部で前年から行われていたのを知った。すでに私は仕事を持っていたが、夜だけ勝手ににもぐり込んで、先生の講義を傍聴することに決めた。教科書は、書きおろされたばかりの『労働法学綱要1』であった。各章ごとに文献が列挙されていたほかに、「わが国の労働法学と参考文献について」という独立した項があり、戦前戦後の労働法学のみならず、関連社会科学の重要文献が百冊近くあげてあった。それを揃えることから、私は始めた。電車の中でごあいさつしたのがきっかけで、先生のお宅が、私の家から三、四分の所にあることが分かった。それから、帰えりはいつとも一緒にさせていた。

沼田先生は、牛乳店があると必ず寄って、私にもすすめながら立ち飲みされた。時には、新宿へ下車してビールを酌み、焼き鳥を食べ、家の近くでは、果物などを買われた。先生宅へお寄りして、十一時頃、お夜食と一緒にご馳走になり、午前一時、二時までお邪魔することもしばしばあった。奥様のご苦労は大変なものであった。先生は、総長になられるまで、ずっと毎朝六時頃までお仕事をされていた。それは、戦後一貫して変わらない習慣であった。神田の古書街で、偶然お会いしたことも何回もあった。先生は、目に触れる一冊、一冊について論評を加え、買って置く価値の有無について教えてくださった。私は勉強は少しもなかったけれども、それでもいつしか手もとに二万冊余の本が集まった。その多くは、先生のご著書やお話

に基いて求めたものである。

沼田先生の講義は、教科書とは無関係のようであった。その時々、時事問題や過去の重要労働事件を取りあげ、その問題の有つ背景、政治経済的な意味、それについての法律学的なものの考え方、正当性等々について論述された。論理極めて明解であった。授業の終わりになって、「今日はここまで」と言って教科書のページを示された。あとでその部分を読んで、初めてその日の講義内容が、その教科書の部分と深くかかわり合っていることが分かる有様であった。先生の講義は、型破りではあったが、休講はもとより、一回の遅刻も早く切り上げることもなかった。

一九七〇年にも、私は都立大学で沼田先生の労働法を受講した。久し振りに、先生の講義に接したかったほかに、理由があった。私は、職業柄、実に多くの人々にお目にかかっている。

しかし、ただ一人を選べと言われたら、私は躊躇なく沼田先生を選ぶ。沼田先生は、学説を批判すること、まことに峻厳であった。話がそのことに及ぶたびに、私は労働法学者にならなくて助かったと思った。そして、沼田先生のもとで学者の道を歩みつつある人たちに同情した。それでも私が先生から受けたものは、私なりに大きかった。沼田先生から教えられたものをとり除いた時、私にはあとに何ものも残らないだろうと思うことがある。それは、短かい言葉ではうまく言えないが、「生き方」と言ったものである。

私には、二人の幼ない女の子がある。沼田先生は、この子たちのことも、いつもお心にかけてくださっている。二人の子供

が生まれた時から、将来この子たちが法律を学ぶようになるにせよ、ならないにせよ、沼田先生の講義だけは聞かせたいと思ひ続けてきた。そして、万一にも先生が教師をやめられてその機会のなくなることを恐れて、私は先生の強い反対を押し切り、一年間分の講義を録音した。それは今、私が子供たちへ残す唯一の財産となっている。この時も、講義のあと毎回ご馳走になった。先生にお目にかかつて、ご馳走にならないことは一回もないほど、私はご馳走になった。休日など、昼食、夕食、夜食を、一日に三度ご馳走になったことも珍らしくない。私はど先生にご馳走になった弟子もまた、いないに違いないだろう。与えられた私のテーマは「沼田先生の授業を受けて」であった。テーマにそわないところが「不肖の弟子、右代表」たるゆえんである。寛恕を乞う次第である。ご馳走が目当ではなく、もう一度「沼田先生の授業を受けたい」と願う。

(毎日新聞社勤務)

編集室より

▽『沼田稻次郎著作集』第二回配本、第二巻『労働法の基礎理論』をお届けいたします。次回配本は、第三巻『団結権論』（五月二五日発売）です。

* *

第三巻 団結権論

団結権・団体行動権

団結権・団体行動権（労働者の生存権的基本権）

団結承認のための闘争

団結像と団結権思想

企業別組合と労働法上の団結像

団結イデオロギーと労働法学

組合自主法の原理

組合自主法と団結権

団結する権利の基礎

組織統制と組織強制

不当労働行為法と団結自治

不当労働行為と団結権との関係についての考察

労働組合の正当な行為

特殊日本的組合活動をめぐる法理

第二組合をめぐる法律問題

産業別統一闘争の提起する法律問題

〔著者解題〕

沼田稻次郎著作集

第3巻
月報
1976年5月

沼田先生の人と文章

本多 淳 亮

「文は人なり」という言葉があるが、沼田先生の書かれたものを読んでみると、思考の深さは言わずもがな、学問と人生に対する毅然たる姿勢と、人間としてのスケールの大きさをつくづく感じてしまう。ヴォキャブラリーがきわめて豊富なので、まずその多彩な表現力に圧倒されるが、文章のバックボーンになっているのは、やはり先生の学問的情熱の烈さと理論構築の確かさであるといえよう。ただ、先生の文章力の真骨頂があらわれているのは、純粹の學術論文よりもむしろ隨筆風に書かれた文章においてであると思う。そこには、古今東西の哲学書や文学書からの引用があるし、漢詩や諺が随所に出てきて、自由奔放、機略縦横、法律学者のつづった文章というイメージから完全にはみ出ている。それだけに読んでいて楽しいが、この種の文章の中にこそ先生の人柄と思想が端的にあらわれていて、ときに感動し胸を衝かれる思いをすることがある。

先生の書かれる文章は、かつて難解という定評があった。

目次

沼田先生の人と文章……………	本多淳亮…一
沼田先生と詩……………	江藤俊彦…三
沼田先生との出会い……………	坂本重雄…五

労働旬報社

東京都千代田区
神田神保町3

『日本労働法論』や『労働法論序説』などについては、今でもその思いを消しがたいが、とにかく、これらの書物をうん、うん言いがら繰り返して読んだ頃のこと、懐かしく思い出される。それに、いつの頃からか、先生の文章を難解と思わなくなった。表現に円熟味が増してきて、内容はともかく、文章自体は読みやすくなった。これには、先生ご自身、随分と心をくばってこられたのではないかと推測するが、われわれ研究者にとってはもとよりのこと、できるだけ多くの人々が先生の書物を読むことをこいねがう立場からも、この点は大変有難いことだといわなければならない。

学者が自由な立場で、個人の責任において書く文章には、その人の思想、才能、人柄、性格、気質などがそのままあらわれてしまう。論文は小手先の技術だけで書けるものではなく、全人格的なものであり、人間それ自体の表現であるといえよう。論文を書くこと、さらにその根本にある学問をすることがいかにきびしいものであるかを、私は沼田先生から教わった。しかし、現実には、期限つきの注文生産が多いため、安易に雑文を書いてお茶をにごすばかりで、私はあまりにもしばしば先生の期待を裏切ってきた。いまさらながら、恥かしいと思う。「先生、この論文を読んで下さい」、と胸をはって差し出せるよう

なものを早く書いてみたいという気持は強いのだが、はたしていつのことになるだろう。

先生の文章の中で、『人権と団結』の序章の「むすび」に出てくる次の一文は、私にとって文字どおり頂門の一針である。「資本制社会の基本的矛盾を表明している労使関係に妥当する労働法の理論が『中正不偏』であることによってあたかも真理を担うかに考えるとすれば、救いがたく愚かな法律家だと私は思われる。というのは、彼は法の真理を知らないだけではなく、さらに人間をも知らないからである。社会的実践が真に理論の構築に不可欠だと実感せられるのは、何よりも人間の哀愍苦楽への共感がそれによって具体的になるからだと思うのである。人間は歴史的社会的存在であるということは、あらたまって言うまでもないことだが、それがどの程度わかつているかは、個人差が多いと思う。それはたしかに感情的なもの、あるいは性格的なものに關連している。だが、社会的実践への主体的参加なしには、理論の構築に浸透するほどにはわからないのではあるまいか。」

私ごとで恐縮だが、戦後間もない頃大学を卒業してまず労働委員会事務局に勤務した私は、労使双方の言い分をきいていすれにもかたよらぬ「中正不偏」の態度をとることが、職務上の姿勢として要請されるような仕事についていた。実社会への第一歩においておかれた環境からうける影響はきわめて大きいものだが、それに私自身の妥協的な性格も加わって、「中正不偏」的労働法理論への未練はいまだに捨てきれないでいる。だから、私も「救いがたく愚かな法律家」の一人であることは間違いない。

い。ただ、その反面、社会的実践に参加する機会も随分ふえたので、その体験を理論に反映させたいとねがう気持も強くなってきた。とにかく、右に引用した先生の文章の一言一句が、痛いほど身にしみる。この短かい文章の中に、先生の学問と人生に対する姿勢が凝結してあらわれているし、私どものとるべき態度も明示されているように思う。

沼田先生は、私など凡人の眼から見ると、全く偉大すぎる存在である。第二巻の月報で毎日新聞社の宮沢さんが「沼田先生は、学説を批判すること、まことに峻厳であった。話がそのことに及ぶたびに、私は労働法学者にならなくて助かったと思った。そして、沼田先生のもとで学者の道を歩みつゝある人たちに同情した。」と書いておられる。私などほんとに同情してほしい存在である。いままでもなにか研究者をやめて転職しようと思ったことがあるが、それは、沼田先生のような巨木を仰いでいると、おのれの小ささと無能さを痛感せざるをえなかったからである。

また、同じ第二巻月報で榎井教授が、都立大学への就職直後先生からうけた忠告の第一は、「コンプレックスをもつ人間になるな」、ということであつたと紹介しておられる。この場合のコンプレックスは、インフェリオリティ・コンプレックス（劣等意識）のことであろうと推測するが、先生を知らなければ知るほど、その人はこのようなコンプレックスを先生に対してもたざるをえないという面があるのではないか。世の中には、なんらかのコンプレックスをもちつつ、生きている人がきわめて多い。「同病相憐む」で、私にはそのへんのがよくわかる。

しかし、コンプレックスをもつということの裏には、小さな自己にとらわれ、真に社会的使命を自覚して生きるという姿勢に欠ける点があるのであろう。先生の忠告はそのような意味を含むものとして、私なりに理解したいと思っている。そして、コンプレックスをもたない人間になるように、少しずつでも努力を重ねてゆきたい。

(大阪市立大学教授)

沼田先生と碁

江藤 价泰

沼田先生には、職場が同じ関係もあるが、随分長い間「御交際」を願っていることになる。もともと、「交際」というのも、単なる先輩・後輩の関係以上のものである。人生について、学問について、その他諸々のことについて、教えを蒙っているからである。その点では、師弟関係にあるというべきであらう。この点を名実ともに示すのが、碁である。

「斯道奨励」に熱心な先生から、度々勧められていたのであるが、なんとなく面倒でやる気がおきなかった。ところが、昭和二十八年一〇月に、私は都立大学教職員組合の委員長に選出されてしまい、その時に先生から、委員長たる者の心得をささげられるとともにあらためて「碁学修業」も勧められた。前者は、つねに責任を持ち、泥をかぶる覚悟でいること、またルーズであつてはならないことなどであった。後者は、第一に、気分転

換に役に立つ、第二に、組合活動においては無駄につぶす時間がどうしても多くなるが、その時に碁をすれば時間を有効に使うことができる、という二点だったと記憶している。今あらためて考えてみると、「碁学修業」の必然性は、この理由にはさしてないようである。推理小説を読むことなどでも同じ効果があるからである。それにもかかわらず、その時に「碁学修業」を承引したのは、前者にほぼ感銘し、その結果、碁をしなれば委員長はつとまらないという、錯覚に陥ったからではないか、と思う。それはともかく、こうして私は、碁の全くの初歩から先生の指導をうけることになった。客観的にみれば、先生の貴重な時間を随分使わせて戴いたことになる。それにもかかわらず、それから二三星霜を経た今日、良くて二目というのであるから全く情ない、角力用語にいう「恩返し」もできない体たらくである。「出藍の誉」をうるのは難き哉、である。

碁を教えて戴いたことは、いろいろな点で私の人生にプラスとなっている。碁を通じて、多くの友人を得ることができたし、また小学校、中学校時代の友人と旧交を温めることもできた。一対一のゲームという碁の特質（将棋でも同じかもしれないが）から、人と人との結びつきが必然的に強まるからであらうか。先生は、「麻痺の親和力みたいなものが、碁にはある」といわれる（『夢科本因坊放談』『法学セミナー』一九六二年六月号。以下「放談」とする）。麻痺のとまでいわないまでも、親和力があること、俚諺にいう「碁敵は憎さも憎し、懐しき」という感情、落語の名作「笠碁」にみごとに表現されているこの感情があることは、確かである。このような感情は、次

第、次第にそれこそ醸成されてくるといつてよいものであり、棋力に応じたそれなりの楽しみ、面白味が生まれてくる。しかし、最初のうちは文字通りの無我夢中、五里霧中、珍粉漢粉の状態である。そういう状態にある人間に碁を教え、その面白味がわかるまで導くというのは、時間の大切な研究者にとっては大変なことだったと思う。「斯道奨励」は「言うは易く、行うは難い」のである。先生にそれが可能なのは、先生には「遊び」の哲学（「学友との手談・還暦争碁願末記」「法学セミナー」一九七六年七月号、以下「手談」とする）があり、碁はその現われの一つであるからだと思う。それが、先生の碁を「楽しむ碁」にしている。「楽しむ碁」は、「手談」という言葉が使われていることにも明らかのように、碁を通じての人間的交流、「人との出会い」を尊重する碁でもある。だから先生は、「斯道奨励」とよくいわれ、どんな下手な人でも楽しんで碁を打たれる。

先生のこのような「遊び」の哲学の片鱗が窺えるのは、前記の「手談」である。それを読むと、そこに禅味を感じるのには私だけであろうか。もともと禅の何たるものかを心得ない私がそのようなことを書くのは自家撞着も良いところであるが、なんとなくそのような感じがするのである。以前から、日常の先生の言動にそのような感じを抱くことが間々あった。野戦に五年もおられたという経験が、その死生観を開かれたのかとも考えていた。しかし、この「手談」を読むと、禅への造詣と野戦の経験とがミックスして、先生の独特の人間の魅力を形成しているようにも思われる。

ところで、前記の「放談」なる随想は、今から一四年前のものである。「蓼科本因坊」というのは、先生の夏の書斎となる蓼科高原での「碁会」の結果の称号である。当時、文壇の大関クラスの棋力をもたれる梅崎春生氏が御健在で、夏になると「蓼科本因坊戦」が両先生を中心として戦われていた。六一年夏、沼田先生が「本因坊位」を奪回された。この随想は、その勝利の報告（？）であると同時に、より大事なことは私達への挑戦である「還暦争碁」の公表であった。もともと一言説明を加えておけば、負けた梅崎さんも「蓼科本因坊戦」の敗戦記と敗戦の晩に泥棒に入られ、芥川賞記念の銀時計など金品を盗まれたことを一文に草して、すでに「文芸春秋」誌上（だったと記憶する）に発表されていた。

ところで、この「還暦争碁」というのは、当時、先生に三目ないし四目でうつ若い研究者の三つのグループへの次の条件での挑戦であった。「還暦に達するまでに、それぞれのグループの中の一人でもいいから私に白をもつ人が出れば私が御馳走する。一人も出なければグループが私を御馳走する」（放談）というものであった。その結果は、「三目の差は十年の月日よりも長い」（放談）という先生の「読みの深さ」通りであった。「斯道奨励」の熱意に応えることもできず、不甲斐なく「恩返し」ができなかった。「手談」は、またもや、先生の「勝利」のさらに堀原九段との四目での和局（「赤旗」誌上の「報告」（？））となってしまう。残念なことではある。しかし、よく考えてみれば、一〇人近い人間が、研究者で、それも忙がしい、いい大人が、一〇年以上にもわたって、棋力

向上(?)につとめ、「勝った」の「負けた」のと騒ぐというのは、まことに御苦労なことであった。それが苦勞にならないというのは、まさに「親和力」のなさしめるものであるとともに、「人との出会い」を尊重する、「奇しき縁」を大切にするというヒューマンな、人間味溢れる先生が挑戦者であつたからである。

このように、「先生と暮」との関係から、先生をみてみると、よく「遊んでいる」という感じがある。ところが、戦後三〇年を経た今日、その間の先生の彫心鏤骨の諸労作のうちの労働法に関するものだけが、今度あらためて、著者の解題が付けられ、一〇巻の著作集にまとめられ、出版される。まことに喜ばしいことである。三〇年という時の流れは、よく一世代といわれるように、一つの歴史的区切りになるものである。しかも、戦後の政治体制が、わが国のみならず全世界的規模において問われるにいたっている今日、労働運動との密接な関わりにおいて、そこに生起するあるいは提起される諸問題と鋭く対決し、理論構築されてきた諸論稿は、労働法学者のみならず他の専門分野の研究者に対しても、その理論の再検討、再構築をせまるものであり、あるいは発展への大きな示唆、よりどころを与えるものである。出版の今日的意義はまことに大なるものがある。

このような大きな仕事を、先生はいつやられたのであろうかと思われるほど、余裕をもつてなしとげられている。それを可能にしているのは何か。第一は、「遊び」に「溺れ」がないということ、哲学があるということであらう。第二は、先生の問

題の核心把握の適確さ、迅速さ、諸条件の優れた分析力、抜群な体系構想力であり、エネルギー集中力であるように思われる。さらに、それを支えているのが、先生の健康であり、健康保持への「留意」である。「……当に益々壮なるべし」といわれる。先生の御活躍を願うや切なるものがある。

(東京都立大学教授)

沼田先生との出会い

坂 本 重 雄

沼田先生の著作集の各巻にそえられる月報の原稿を書く機会を与えられて、想い浮ぶ事項を幾つかメモしてみたものの、第二巻月報(七六年四月)で、榎井・宮沢両先輩が「大樹のカゲ」「不肖の弟子」と題して実感をこめて書かれたのを読んで、改めて自分はいったい何を書くべきだろうかと迷ってしまった。もつとも、永年にわたって指導をうけながら、未だに、「不肖の弟子」の段階をぬけ切れない私の場合、人並み以上の御迷惑をかけているだけに、それまでの度重なる失敗談や叱られたときの話のレポートをまとめると、案外オリジナリティーを発揮できるような気もする。

一九五九年(昭和三四年)九月に、東京都立大学の助手に採用され、その後四年半の間、沼田先生の指導のもとで労働法学の研究が続けられるという若い学徒にとってはこの上もない幸運にめぐまれることになった。しかし、それまでの不勉強も手

伝つて、労働法演習などでは全く恥かしい失態を演ずることはかりが続いたように想う。それでも研究を断念せずにやっていったのは、厳しい指導がツねに温かい思いやりと励ましにうらづけられていたことと、先生が多くの機会に展開された学問論や人生論のすばらしさへの魅力であり、そして、途中で学問研究を断念してもそれ以外の何ものかを得たいという気持があったからだと思われる。その後まもなく六〇年安保の年を迎え、都立大学の研究室にいた助手、大学院生たちを含めて大学全体が安保反対の闘いに立ちあがり、私自身も助手論文の準備を中断せざるをえない状況におかれた。この歴史的な激動の時期において、先生の大学内外での御活動、そしてデモ規制や三井三池争議に関しての論文執筆などを身近かにみていて、また六・一五のデモのさいに長時間歩いてやつと辿りついた国会周辺で、行進渋滞を心配して奔走された先生の様子などが、当時の自分にとって決定的な刺激となり、その後の研究活動の糧として大きな意味をもったことが想い出される。

二年前に開かれた沼田先生還暦記念パーティのさいに、先生と御親交のある多くの人々が集い、改めてその人間的なきずなの深さと広さを知ることが出来たが、同時に、私自身、労働法学会の諸先輩をはじめ多くの人々と御交誼をうることができた機縁の多くは、沼田先生を通じてであることに今更ながら驚いている。当時の中堅ないし若手労働法学者が全国的に結集し、沼田先生を研究代表者として組織された「合同労組」研究会は、研究合宿や現地調査をつみ重ね、研究成果を発表しているが（沼田編著『合同労組の研究』、労働法学会研究所、一九六三

年）、事務局が都立大学沼田研究室におかれたことから、青木・横井教授ら諸先輩からも親しく何かと御教示をうけるようになったし、労働旬報社、総合労働研究所など出版関係や労働組合関係の方々とも面識を得るようになったのもこの頃からである。

また、法政大学の会議室で当時は毎月一回開かれ、都内の労働法研究者がほとんど参加しておられた東京労働法研究会、有泉先生主宰の法政大学労働判例研究会などへの出席を通じて、多くの先輩の御指導をうけることができた。アメリカ団体交渉法の研究を助手論文のテーマにしたことから、国会図書館をはじめ学外での資料に依存することが多かったし、他大学の先輩の助言を求める必要も大きかったことから、これらの研究の場への沼田先生の懇切な御紹介や寛容な御指導のところが極めて多かった。

一九六二年六月、先生は西ドイツ・ケルン大学への一年間留学の機会を得られて、横浜から出航された。留学が内定して出発されるまでの短い期間に、渡欧の準備など進めながら、『運動のなかの労働法』（労働旬報社刊、初版、一九六二年）を実働三百時間以上をかけて執筆、出版されたことを目前にみていて、本当に頭が下がる思いで一杯だった（同書の一しおり）には、渡欧準備と執筆の苦労話の一端が記されている。そして、出発直前の御誕生日、五月二五日には、沼田先生御夫妻の仲人役で結ばれた若いカップル（私たちを含めて五、六組と記憶）が招かれ、当日出版されたサイン入りの『運動のなかの労働法』を贈呈された。さらにまた、助手三年目に入っていた私

自身の研究指導や就職の件については、戒能通孝、有泉亨の両先生にお願いして下さるという配慮までなされていたことや、ドイツに滞在されている間にも、「就職のことはともかく、研究上の仕事だけは怠らないように」、との懇切な文面のお便りを何度か頂いたことも忘れることはできない。当時、労働法学者にかぎらず、大学への就職は困難で、すでに業績の顕著な研究者をふくめ、助手や大学院生のなかで、大学でのポストを求める人が多かった。私自身は、助手期間の延長で失業はまぬがれ、同志社大学へ移籍された角田豊教授の後任として、沼田先生の推薦を得て、一九六四年四月から、静岡大学に赴任し、同時に東京を離れることになった。

一九六八年九月から六ヵ月間、内地留学ということで再び都立大学の研究室で先生の指導を受ける機会が得られた。沼田先生の方は法学部長の再任をはじめ、以前にも増して多忙のように見受けられたが、榎井さんたちと連れだつて大学の隅りにどこかの店に立ち寄って御馳走になり、談笑の内に一刻をすこすという点では少しも変わりがなかった。助手の時代にはよく神田や中央線沿線の古本店街を歩きながら、先生の解説入りで古本店まわりをしたもので、いまだに古本漁りが趣味の一つであるが、先生の方は多忙でそこまで時間はとれないようである。先生は若い時代に在野の研究者であつたことが、自分の蔵書を充実させ、大切に保存し、最大限活用されることの原因の一つではないかと思う。自費で購入される文献や雑誌以外に、寄贈される文献や雑誌、資料も多いが、それを製本に出したり、分類整理して保管され、組合新聞の類なども大切にとちておられ

る。精力的な執筆活動の背後に、いつ読まれるのかと思うほどに、大変な文献、資料の蒐集、利用がなされていることは、先生の著書、論文の引用文献からも自明のことかもしれないが、私にとってはいまだに驚異以外の何ものでもない。

二年前に出版された沼田先生選歴記念論文集（上・下二巻、総合労働研究所刊）の巻末に収められた先生の「著作目録」は、同じく門下生の菊池高志君と協力して立案したのであるが、それまでに私たちが準備した目録は甚だ不備で、先生が執筆された文献で私たちが知らない文献が幾つもあったし、また、組み上り頁数を抑えることを先生自身が配慮された結果、一四頁分で収めて頂いた。先生の発想の独自性や批判の厳しさ、人間性理解の温かさを最も自然に反映している「座談会」での発言、討論をはじめ、私たち後進にとって親しみ易い形の全ての「業績」をふくめて、沼田先生の「総著作目録」作成への期待は、選歴論文集での「著作目録」の編集上の責任を果たせなかった「不肖の弟子」だけの願ひではないと思われる。

沼田先生との出会いを記している内に、自分の助手時代における先生の想い出を書くことになってしまった。しかし、いま座右に、『沼田稻次郎著作集』の第一巻と第二巻を備え、それぞれの〔著者解題〕を読んでみると、これまで世間でいわれてきた「著作集」とは異なり、やはり、沼田先生流の「著作集」であり、改めて、自分の助手時代の初心にかえて沼田労働法學をみつめていきたいという気持ちにかられている。

（静岡大学教授）

編集室より

▽『沼田稲次郎著作集』第三回配本、第三卷『団結権論』をお届けいたします。次回配本は、第四卷『労働争議権論』（六月二十五日発売）です。

尚、すでにカタログ等で予告しました各巻の編成につきまして、第六巻、第七巻のみ、つぎのように改めさせていただきます。

第六巻 労働協約論

第七巻 生存権・労働権論

次回配本の『労働争議権論』の内容は、つぎのとおりです。

* *

第四巻 労働争議権論

争議権の一般理論

争議権の根拠と法理念

市民法と労働法の接ぎ目

争議権の濫用

生産管理論

争議法の基本問題

所有権と争議権

ピケット権の法理

争議手段としての出荷阻止の法理

政治ストと労働基本権

同情ストについて

抗議ストについて

争議行為と賃金請求権

〔著者解題〕

1 生産管理戦術について

2 マス・ピケと職場闘争について

3 政治スト論等について

4 争議行為と賃金

5 労働法理の真理性について

☆

☆

☆

沼田稻次郎著作集

第4巻
月報

1976年6月

目次	
おっかないのにまた会いたくて……横井芳弘……一	「生産管理論」と私と……東城守……一・三
ファシズムと沼田先生……小田中穂樹……六	「序説」のことなど……菊池高志……七

労働旬報社
東京都千代田区
神田神保町3

おっかないのに
また会いたくて

横井芳弘

「法学は果して生涯を捧げるに足る学問なのであろうか」
「法律学はやはり何かの為の学問で……それ自体としては知的
楽しみを催さないと知ったよ」

右はいずれも沼田先生の述懐である。前者は、『労働法論序
説』の「序言」での冒頭の一節であり、後者は、『人権と団
結』の「エピソード」における鈴木良との対談での一科白であ
る。前者は、鋭気に満ちた三〇代半ばでの心奥の吐露であり、
後者は、遺暦を目前にひかえた、いわば心境の静謐期における
感懐である。

おもえば先生との出会いは「序説」の右の一句にはじまる。
二〇数年前のことである。大学を卒業したばかりで、助手には
なったものの、研究者、それも法律学の研究者としての道を歩
むことになんともふんざりがつかずウジウジしていた私に
は、右の一節はまことに魅惑的であった。この言葉に惹かれて

「序説」を買いもとめ、沼田理論に深入りしていったようなも
のである。まことに単細胞的行動であり、きわめて情緒的接触
ではあった。とはいえ、理論がそれを創りだす人の心情に深く
根ざし、パトスにがっかりと支えられたものであるとすれば、
こうした出会いがあったとしても別におかしなことではあるま
い。

この最初の情緒的共感とでもいうべきものは、爾来二〇数年
間、多分に私の「あわびの片思い」的共感ではあろうが、私の
心中にどっかと腰をすえ、いっかな離れようとはしない。学問
的にいわゆる沼田理論にドブプリつかり、それにカメラとられ
ながらも、私がいちばん魅せられるのは理論そのものというよ
り、それを生みだしているエモーションナルなものである。この
思いは、先生との個人的接触がはじまってからのちも、ますま
す強められこそすれ、今日にいたるまで一貫して変わらな

い。こんなことをいえば先生からは大目玉をいいただきそうである
が、沼田理論の解剖なり分析は、それを支えている心情的領域
にまでいったん降りていってからでないとうていなしえない
のではないかと、私はひそかに考えている。もっとも、この領
域でとらえたものを表面に出すかどうかは、まったく別のこと
である。

こうした情緒的なもの——人間のなものといってもよいのであろうが——は、あるいは本来唯物史観に底流するものかも知れない。だが、私には、沼田理論にはそれだけではない、何かエトヴァスがくつついてるように思われてならない。特殊沼田の心情といってよいかも知れないし、特殊沼田の人間臭といってもよいかも知れない。沼田理論の魅力的根源も、迫力ある説得力も、私にはこうした点にこそあると思われるのだが、はたしていかなものであろうか。

沼田理論のうちにこうした点を垣間見ることができるのは、『運動のなかの労働法』や『人権と団結』における、先生の Doppelgänger としての鈴葉良との対談である。この対談のうちに、深くかつきびしい思索家としての学者沼田をみることもできれば、また情懷豊かなそして滋味溢れる人間沼田をもうかがいしることができる。前者が、あらゆる角度からあらゆる点についてかつ問いかつ答えながら論理を追求していく、凜然様を正さしめるがごとき研究者としての姿であるとすれば、後者は、かくして生みだされ創りだされた理論の生い立ちや独り歩きのさまを浴衣がけで一献かたむけながら語る、まさに談論風発の個人としての、一人の人間としての像であるといえよう。いずれも先生の真骨頂を示すものであり、この二つの側面はわがちがたく強く結びつき、相互に渾然と融合して一体となっている。

「対談」でこの二面性は、二〇数年にわたる先生との接触において、私は遺憾なく経験的にも知らしめられている。

私が先生とはじめて親しく個人的に口をきくことができるよ

うになったのは、昭和二七年であったか、何かの会合の終ったあとで、檜崎・夢沼両学兄に誘われて夜九時頃先生のお宅を訪問してからのことである。そのさい、はじめてセイ目で暮を教えていただいたことはよく覚えているが、何を話したか具体的なことはいまでははるか忘却の彼方に消え去っている。しかし、酒盃を手にながら暮を打ち、風流譚に花を咲かせ、しかるのち学問的なことに話が及んだ、この順序だけはいまだに鮮明に記憶に残っている。あるいは、この順序は先生宅を訪問しはじめてから今日にいたるまで一貫して変わらぬパターンであるから、そのつど記憶がよびさまされ定着していったせいかも知れない。

それまで主として「序説」をとおしてしか知らない先生ではあったが——ただ研究会では遠くから眺め畏敬の念を覚えていたものではあったが——私なりに「序説」を繰り返して読んできたせいか、先生のもつ雰囲気にはまったくなんらの違和感を感じることがなかった。学問的なきびしさ、思考の粘着力は「やはり『序説』の著者だけはあるわい」と痛感せしめられたし、「序説」にそこはかとなく流れる人肌恋しき暖かさ(?)は、先生のとどまるところをしない語り口のうちに「やつぱりなあ」とうなずかせるものがあつた。奇妙に嬉しく奇妙に安堵感にひたつたことを、つい昨日のことのように思いだす。

右にも記したように、先生宅を訪問したさい、学問的なことにはなしが及ぶのは、いつも最後の段階となる。そしてそれはほとんど例外なく深夜のことである。数局暮を教えていただき、ひとしきり人生の深奥にふれる話に花が咲いて、ふつと時

計をみれば針は午前零時過ぎを指しているのが通常である。それから学問論に入るのであるから——といっても私はもっぱら合いつちをうつ役ではあるが——辞去するのはどうしても午前二時、午前三時になってしまう。私の家が先生宅からタクシーで比較的近い距離にあるとはいえ、先生の語に惹かれ、奥さまの好意に甘えて、つい長居するのは、「今日こそは早く」と思いながらも、毎度のことである。

この深夜にわたる高円寺特訓——と私はひそかに呼んでいるのだが——で、私が先生から教えられ、得たものは数限りなくある。

「A説、B説、C説、そしてさいごに私見などという論文は書くものじゃないよ。自然科学の領域をみてごらん。そんなものが論文としてまかりとおるかどうか」

「外国の理論や制度を対象とするにしても、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランスそしてさいごに日本ないし私見などという書き方をするものじゃないよ。研究者というものはそうしたものを取り上げるときでも、自分なりに消化し、自分の価値観にしたがって論旨を展開していくものじゃ」

「学説判例を除けば、自説の展開がまったくなくようなものを君が書いたって、わしや読まんよ。論文ちゅうのは徹頭徹尾自分の頭で考えたものを自分の言葉で書いていくものじゃ」

まことに御説ごもつともではあるが、こんなことをいわれては筆がビビらん方がどうかしている。オリジナリティには欠け、生来怠惰な私ごときは、つねに身のすくむ思いがする。そうかといって、ご本人がまさにそのとおりの仕事をしているの

だから、なんとも文句のつけようがない。すぐれた先学の士をもつ身の不幸を嘆くのみである。

とはいいいながら、さきのような言葉が直截に先生の口をついてでるものではない。ときにはそうしたこともないではないが、多くは右の趣旨がオヴラートに包まれてフンワカした雰囲気の中で語られたり、学問論一般の話のなかでサリゲなく投げだされる。だから、受信用のアンテナをよほどよく調整しておかないと、つい聞きもらしてしまう。とくにそうした話が、人生談議や四方山ばなしの間に合の手のごとく挿入されるときはなおさらである。阿々大笑しているときの口の閉じ方にとまどうことも数知れずである。

文句なしに楽しいのは、碁と学問論の間における人生談議である。先生の真隨にふれ、その理論のメンタルな土壌を探りえたと感ずるのも、このときである。そして「滋味掬すべき」という言葉を想いおこすのも、またこうしたときである。

おっかないのに、また会いたくなるゆえんのものである。

(中央大学教授)

『生産管理論』と私と

東 城 守 一

一九四八年二月一四日、東芝労組、全日本機器、電産、全通、日通、全生保、新聞通信放送などの各労組有志が署名する次のような声明が、民主化同盟の名のもとに突如として発表さ

れた。産別民主化同盟の結成である。

「今や我が産別会議は労働組合運動行き詰まりの焦点に立った。」

共産党フラク活動のベルトにかけられた左翼主義から相次ぐ脱退と離反の傾向はもはやおおうべくもない。

吾々産別の有志はここに幹部たると一組合員たるとを問わず、この動揺と昏迷を断ち、名実ともなう組合員の組合とする為に産別の全組織に於て闘うこととなった。

吾々の実践の目標は一に労働法改悪反対、資本家の組合御用化反対、政党的組合支配排除にあると共に、相手にも責任を要求し、自らも責任をとるところの生産闘争である。

吾々の運動は所謂反共ではない、産別会議の全組織を民主化するために闘うとともに、一切の自由な組合をして一大陣列に結集し、真の民主的統一戦線の実現へ巨大な一歩を踏み出すものだ。」

沼田さんはこの頃のことについて、この著作集第三巻・著者解題（三七頁）のなかで回想して、「二・一ゼネスト抑圧後、民主化同盟への動きが生ずるが、講和期に総評が鶏から家鴨になるまで、私は民同系には拒絶的であった。GHQの産別会議と共産党に対する弾圧に便乗して反共というネガティブなスローガンだけで「民主化」を呼称していたのが、やりきれなかったからである」と書いておられる。

私じしんにとって、この「民主化同盟」の結成はそのごの人生の行方を決定的にした出来事である。「一九四七年の夏頃から、中央官庁、職員の労働組合の連合体であった全官労で常勤

的なアルバイトをしていた大学三年生の私が、一転して産別会議の職業的な常任書記へと決意し、一九四八年三月の卒業式を待たないで学生服を脱ぎすてて旧軍服を上衣とし真紅の産別会議のバッヂをつけて、有楽町の旧変電所跡の産別本部へと通勤することとなったのである。それはこういう事情からである。その頃の産別会議の法律部門担当の常任書記は亡くなった大谷徹太郎君と荻沢清彦君であったが、この二人とも「民主化同盟」の方へと転身してしまつて、法律部門が空席となつたのである。そこで大学の法学部の卒業生で良いのはいないかと人探がしとなつて、私のところへ話がきたというわけである。私がすぐさまに決意したのはその背景がある。

一九四五年父母の台湾抑留で送金が絶たれて、あれこれのアルバイトをしながら、時としては食糧管理法違反の「外食券」のヤミ売りをしてみたり、アメリカ駐留軍の宿舎の夜警となつたり、インテキ通訳をしてみたりして、私は一九四六年を迎えることとなる。その頃は喰うや喰わずでいたのだけれども——
—— 一番良い食物はいわしの鉄板焼といくつかのミカンと麦飯だ——
—— その心意気は青春の客気そのものである。とにもかくにも勉強をしなければと追われる気持で大学の図書館の中で古いマントをかぶりながらイエリネックやケルゼンの国家学の訳書と並んで橋本文雄「社会法の基本問題」や末弘嚴太郎「労働法研究」などをひもといたものである。何故にそれらの書物へと接近したのか、國家とは何かを知りたかった、さかんにいわれている労働法とは何かを知りたかったと云う理由である。さいきん思うにあの頃の客気は落ちこんでしまつていてこれではいけ

ないというところとなるがまたまたちなおそうと考える此頃であると誌しておく。

さて、ある時は生活のためにしがたない働きをあえて行い暇をみては図書館へと通うその昭和二一～二二年の頃にたまたま入手した書物の重大な一つが、學生叢書・民主主義科學者協會編・文化科學篇・3・生産管理論・沼田稻次郎著・日本科學社版・昭和二十一年十一月二十日發行・定價拾參圓・日本出版配給株式會社取扱である。この書物の書き方そのものは昭和一八～二〇年にかけて水戸高等学校圖書館に日参してヘーゲルやシュペンハウエルなどを読んでいた私とするとわかりやすいものであった(?)とその頃にもったことである。このダットサン型(岩波全書型ということか)の書物は今日でも愛蔵書の一つであるけれど、どうして買入れたのか誰がすすめてくれたのかの記憶はない。いまおぼえていることは「四相聲明」(昭二一・二・一)において「生産管理職術」を否認する政府の彈圧のやり方に激怒した二〇歳の思い出である。おなじ考をもったある友人(現・ある大商社幹部)がすすめてくれた書物のようにおもわれる。怒りの先行する知能で『生産管理論』を読んだ私は次第に「敗戦後の日本とその将来」へと思考関心の重点をうつしその「論」でひろげられる法的思念に誘惑されたものである。そして日本労働法論(上)・昭和二十三年四月十五日發行・定價百圓(以下前記)につづいて日本労働法論・中巻・定價二二〇圓・昭和二十三年十二月二十日發行が私の面前にあらわれてくる。

このような私の時代背景のなかで産別會議に出勤して最初に手をつけることとなったのが愛光堂印刷、日本タイプなど生産

管理彈圧事件なのだが、なかでも印象深いのは群馬県・泉機械生管彈圧事件である。当時の戦間的労働組合であった全日本機器の泉機械分会長の検挙の報をうけて早速に出張を命ぜられた私は『生産管理論』を旧防空カバンに入れて旅立った。産別會議における最初の出張で今でも忘れがたい思い出である。主人無き分会長宅に泊めてもらって抗議集会和救援対策に走りまわってから四、五日後に家に帰った私を見て、亡き父は「アルバイトかと思っていたら本当に産別會議に就職したんだな」とボツリつぶやいたことをおぼえている。大学を卒業したのに妙なことになったものだという表情であった。後年、産別會議が崩壊して失業者となり給与をうけて勉強できる司法修習生というまことにうまい就職先を知って受験した合格証書を父にみせると父は大いによろこんだが、弁護士登録をしてまたやっている事件が労働事件だと知って「やっぱり変らないもんだ」と親子ともどもに大笑いしたものである。

その最後はI・L・Oの事務局長であった故大野雄二郎氏は、労働法の方法論を評して「沼田教授の華麗な伽藍をはじめとして……」と書いている(『争議行為総論』一〇頁)。まことに的を射た評釈であるが、この著作集の刊行はその伽藍の集大成としてそれにふさわしい感銘を誇っている。ときあたかも好むと好まざるとにかかわらず日本労働組合運動の再構築の声のさかんなこの頃において、労働法の原理へとせまる学風大いた興ること期待する私じしんもよろこびにたえない。沼田さんと奥様の御健勝と長寿を心から祈念する。

(野村平雨さん退院の祝の日に)

(弁護士)

ファシズムと沼田先生

小田中 聰樹

沼田法学の理論的骨格を形成しているものを一言でいうならば、人間の尊厳の觀念に支えられた反ファシズムの法理であると思う。しかし、これは、単に「理論」的骨格を形成しているだけでなく、沼田先生の生き方そのものに関わる「思想」の核心をなしているものに他ならないと思ふ。ファシズムの危険な芽に対しては理論的な批判を加えるだけでなく、社会・政治の場でそれと闘っている人を支援しなければならぬ。そして、ファシズムの危険が現実化した段階では、大学研究室の場を離れてでもその阻止闘争に参加しなければならない。私は、このような生き方をとらなければならないのだということを、沼田先生から折にふれて学んだように思う。

一九七〇年前後に、平賀書簡事件を契機として、司法反動化が急速に展開し、これに対する裁判所内外の批判の動きが活発に展開されたことは、周知の事実である。そして、法学者も、あるときは教授会や学会で、またあるときは有志で、最高裁判所の反動的な司法行政措置を批判し、その是正を促す声明を発表した。その数は、恐らく五〇を下るまい。これらの声明は、いずれも司法の独立と民主主義を擁護しようとする熱意に溢れた格調の高いものであったが、その中でも一際目立って気魄に満ちたものとして私の記憶に残るのが、一九七〇年一〇月

三十一日に三七名の法学者によって発表された「裁判官の独立のために」と題する声明である。

周知のように、平賀書簡による司法権独立侵害に毅然として抵抗した福島重雄裁判官は、そのことの故をもって不当にも裁判官訴追委員会によって訴追猶予の決定をうけ、さらに札幌高裁によって注意処分が付された。福島裁判官は、これに抗議し、一九七〇年一〇月二十八日一旦辞表を提出したが、国民各層からの激励をうけて二日後に辞表を撤回した。このような事態の急激な推移の中で、福島裁判官に対する訴追猶予と注意処分の不当性を明らかにし、その辞表撤回を積極的に支持することは、司法反動の進行を阻止するうえで緊急に必要な課題であるように思われた。そこで、江藤价泰教授や藤田勇教授らが中心となって法学者有志で声明を出そうということになり、その為の会合が一〇月三十一日東大社会科学研究所で開かれた。この集りには、緊急のよびかけであったにもかかわらず、沼田先生を始め多勢の方が集った。そして事態についての意見交換の後、声明文の検討に入ったが、その時、沼田先生は、予め用意された声明文の原案に対して強い口調で意見を述べられた。それは要するに、原案は福島裁判官を積極的に擁護して司法反動と対決するという気魄と姿勢が弱く、これでは司法反動に抗しようものではない、という意見であった。

この沼田先生の意見にそって声明文はかなり補筆され修正された。その結果、この声明は、「われわれは、福島裁判官が裁判官の独立、司法権の独立のために、辞表撤回にとまらうあらゆる危険、不利益、毀誉褒貶に満ちた次の道を選択された勇氣

に対し、深い敬意を表するものである」と述べて福島裁判官を支持すると同時に、「われわれ法律学者もまた、この重大な歴史的任務を全力をあげて遂行するために努力しなければならぬ」と自覚している。……われわれは、法律学者としてこの国民的課題にこたえるため努力することを誓うものである」との決意を表明したのであった。この声明は、一月四日の『朝日新聞』朝刊に、長文であったにもかかわらず全文が掲載された。

司法反動は、その後も深刻化の一途を辿り、官本判事補再任拒否、坂口司法修習生罷免、二三期司法修習生七名に対する新任拒否などの事件が相次いだ。このような事態はファシズム的でありファシズム前夜を思わせるものがあるとの危機感が深まるなかで、一九七一年五月二八日、日本民主法律家協会在京学者会員の集りが早稲田大学でもたれたことがある。この会合の主な議題は、一九七一年度の理事を誰にお願いするかということだったように思うが、話題は自ずと司法反動の現状をいかに把握対処すべきかということに向っていった。その時、沼田先生は、その独得の直截な鋭い口調で、「諸君は司法反動をファシズムと捉えているのかね」と質された。そして、ファシズムの前段階と捉えることができるのではないかと趣旨の答えに対して、更に、「もしそうならば、われわれ研究者は、もはや大学の研究室に閉じこもっているわけにはいかない。大学を辞しても、ファシズムに抵抗しこれを阻止する運動に参加すべきであろうが、果して今の司法反動の事態は、ファシズム、ないしはその前段階として捉えるのが正しいのかね」と言われた。

この二つの体験の記憶は、ファシズムという言葉を使おうとするときにいつも蘇り、私に鋭く問いかけ、問い詰める。

(東北大学助教授)

「演習」のことなど

菊池 高志

沼田先生の自選による著作集の葉に、先生の教えを受けたひとりととして、一文を記す機会を与えられた。本来ならば、先生みずからが学問の集成をされようとするときに、その意義を批判的に語ることこそが教えを受けた者のなすべきことであろう。しかし、ようやく学界の一隅に連なることをかろうじて許されたばかりの私にとっては、師を語ることも、師の学問を語ることも、いまだ程遠い望みではない。とりわけ、戦時下の空白と戦後の学界外にあっての活動という条件にもかかわらず、『生産管理論』『日本労働法論(上)』『日本労働法論(中)』『労働法論序説』をつぎつぎに刊行され、戦後三〇年間、常に日本労働法学の第一線を占めてこられた沼田先生の足跡を見ると、自分にそれを語り得る日が来るだろうかという心許ない思いである。

私が学生として、はじめて先生の聲に接する機会を得たのは、先生が留学から帰国された一九六三年であった。それまで、いくつかの本の背文字で知るのであった先生の著書とはじめて取組んだのは、『運動のなかの労働法』であった。これ

と講義テキスト『労働法——講義要綱』を故吾妻光俊教授の講義テキストと併行して読んだように記憶している。

私が教えを受けたのは、いわば先生の学問の円熟期ということになる。毎年のように著書を上梓され、数多くの論稿を発表されて行く先生の学問をフォローすることは到底できなかった。今、先生の著作目録を開いてみると、論稿題名のあれこれ、当時の演習を思い出させてくれる。演習で先生が語られたことの多くが、発表されたばかりの、またはまだ印刷に付されていない、時々先生の学問の最新のものであったことが今にしてわかるのである。それだけに、初学者の私にとって、演習は辛いものであった。先生が語られることが理解できず、よほど後になってようやく、「あの時話されたことはこれだったのだナ」と気がつくことが少なくなかった。また、今日に至るまで、まだ、はたして先生の言われることを正しく理解し得たのかどうか自信が持てないでいる事も多い。

いまだに、先生の教えを理解し得たかすら自信のない私であるが、先生の教えを受けたことによって、個々の解釈法理とは別な何かを学んだように思う。学問に志すことの意味、研究者の姿勢とも言えるべきものを学ぶことができたように思う。私が直接教えを受けて持つ先生に対する印象は、時折聞こえて来る世の一部にある先生に対する印象とは、よほど違うものであった。先生は、個人の思想、世界観については寛容であるが、それがひとたび論理の問題となると厳しく、鋭く詰められて自己の思考の甘さを思知らされたことが幾度もあった。イデオロギーの問題を神々の世界に委ねることを拒否し、現に法の妥当し

ている社会における實在の問題として、それを認識の対象とし、その存立の根拠を問うこと、そのはたす機能を明らかにすることを主観的営為とすることの大切さを学んだのも、先生の演習を通じてであったように思う。

(神奈川大学助教授)

編集室より

▽『沼田稲次郎著作集』第四回配本、第四卷『労働爭議権論』をお届けいたします。次回配本は、第五卷『官公労働法論』(七月二五日発売)です。

沼田稻次郎著作集

第5巻
月報

1976年7月

目次	
沼田君と私……………	武藤 一雄…一
沼田指摘に答へたこと……………	中山 和久…四
先生の聲に接して二〇年……………	細井 宗一…六

労働旬報社

東京都千代田区
神田神保町3

沼田君と私

武藤 一雄

善き友、親友と呼びうる人に遭遇しうることとは、人生における最大の幸いの一つである。沼田君は、私にとって、数少ないそういう友の一人である。私は、昭和六年に、金沢の第四高等学校（文甲）に入學した。同じクラスに彼が居た。いまもなおその傍が全く失せているとは思いたくないが、当時の彼は、ひととき目立つ紅顔の美少年であった。しかも筋骨逞まじき偉丈夫であった。弁舌さわやかな、そして卓越した頭脳の持ち主であるということも間もなくわかった。世の中に、これほど恵まれた資質をもった颯爽とした人間も滅多に居るものではないと感嘆したものである。その颯爽ぶりは、いまなお、いささかも衰えず、かえって磨きがかかっているように見えることは御同慶に堪えない次第である。ところで、私はといえば、少年の頃から病弱蒲柳であり、うつうつとして物思いに耽るという性質であったから、そういう彼と調子がうまく合うはずはない。その上、彼は秀才にあり勝ちな驕慢のふうも充分具備して

いたから、私にとっては、いささか苦手の存在であった。といっても、彼が甚だ魅力ある存在であることに変わりはないから、多少敬遠気味ながら、好意を失うということはまるでなかった。それは、驕慢のふうがあるとはいったものの、その反面、彼の誠実で暖かな包容力のある人間性によるところが大きいと思う。

われわれの思想傾向も実は大いに異なっていた。昭和六年には満洲事変が始まり、日本ファシズムの進撃は開始されつつあった。昭和八年には、ドイツでナチス政権が確立され、ワイマール体制は崩壊した。われわれには不吉な予感めいたものがあった。それは、大正リベラリズムの一翼を担う教養主義が、なお当時の旧制高校と大学の研究・教育環境を支配する一つの有力なモメントであったということによるものでもあろう。われわれは、多かれ少なかれ、文学青年的または哲学青年的になった。またファシズムに対する最も強力な思想的・実践的反対運動がマルクシズムないしはコミニズムであることも周知されていた。われわれは、つとに開始されていた左翼に対する、いな、およそ思想・言論に対する弾圧に本能的拒否・反撥心を懐いていた。沼田君は、文学的・哲学的素養において秀れていたのみならず、当時すでにマルクシズムの熱心な研究者であり、

闘士ですらあった。起訴されないまでも、その寸前までいったということがあったのではないかと思う。私も、マルクシズムの勉強という点では、高校時代に『資本論』こそ読解する力はなかったとはいえ、必ずしも人後に落ちるものではなかった。しかし、根本的にいって、マルクシズムの勉強に身が入らず、身につかなかったのは、弾圧を恐れる法憤ということではなく、私の幼い時から受けたキリスト教教育によるものだと自分では思っている。そういう次第で迂余曲折を経たものの、結局キリスト教の研究・教育の仕事が私の終生の課題となってしまう。ただ、私は、「マルクシズムと宗教」とか、「キリスト教とマルクシズム」という問題の重要さ、難しさを、今日いよいよ痛感するようになっていくことを付記しておきたい。それはともかくとして、沼田君と私の思想傾向が大いに異なっていたと述べたことも、帰するところ、宗教観の相違という点にあったと思わざるをえない。

私は四高を卒業して、東大法学部に進んだが、沼田君は、独自の判断と意志にもついで京大法学部に進んだ。昭和八年に起った京大滝川事件に対する大学当局の思想・学問の弾圧に対する悲憤な戦いが、沼田君の心底に深い共鳴を喚起したということであり、私はそういう彼の進路決定の志に畏れを懷いたことを記憶している。

昭和一二年に曲りなりに東大法科を卒業して、私は或る会社に就職したが、哲学研究の志を捨てることができず、昭和一三年には京大文学部に学士入学して、田辺元先生のもとで哲学を専攻することになった、京都で沼田君と再会し、当時、同じく

四高時代の同窓の友人市村新君も京大になお在学していたので、三人の交友は密接なものとなった。市村君はフイエールバッハ研究にうちこみ、ドイツ観念論批判という点で沼田君と気脈相通するところがあったように思う。とにかく、われわれは、時に夜を徹して語り合い、論戦し、且つ友情を深めた。当時、沼田君はすでに石田（石田文次郎先生）門下の麒麟児として、同学の士の注目を集めていたようである。沼田君の令夫人、類い稀れな心優しき賢夫人が、ほかならぬ石田文次郎先生の愛嬢であることは知る人ぞ知るところである。後年の沼田君の凄まじいまでの学究生活を支えその大成をもたすのに、この文子夫人の内助の功がいかに深大であったかということは、御本人が最もよく自覚されているところのようである。

沼田君は、昭和一四年応召して、北支に転戦した。敗戦後無事帰還、京都に居を定め、夕刊京都新聞社に入社して論説委員として健筆を揮った。同じ頃（昭和二十年）、私も、松本高等学校での四年間の戦時中の教師生活を経て、第三高等学校の教授として京都に帰来することになった。以後数年間の沼田君との交わりは親密の度を加えた。いわゆるレッド・パーシによって沼田君が夕刊京都新聞社を去らざるをえなくなった時は、恐らく彼にとっては重大な生活の危機であったであろう。しかし、その頃の彼のいささかも屈託するところのない毅然たる態度は天晴れというほかはない。

夕刊京都新聞社を辞したことは、ひたすらなる学究生活に転ずる機縁となったという意味では、実は、沼田君にとっても、学界にとっても幸いなことであったと思う。間もなく彼は東京

学芸大学に招かれ、さらに東京都立大学に転じ、いまは同大学の総長として衆望を担って活躍している。そして、このたび、労働旬報社から彼の著作集十巻が刊行されるにいたったことは、長年にわたる友人として、まことに慶賀に堪えない次第である。沼田君は、いまや、日本の労働法学界の最高峰に位するとか、本著作集は「唯物史観に立つ労働法学展開の金字塔」などと謳われている。私は、沼田君から彼の主要な著書は贈られている。私も東大法学部を出たというものの、いまはそれは遠い残夢のごときもので、斯学における沼田君の偉大な功業など到底理解しうべくもないことを残念に思い且つ恐縮している。ただ瞥見しただけでも、その達意の、そして哲学的と称してもよい底力のある名文には感佩せざるをえない。

とりとめもない交友の記録になったが、性格も、思想も異にした沼田君と私とが、なぜかくも永く且つ親密な友情を保持しえたかというのを考えると、それは、何としても彼のゆたかな包容力のある人間性によるというほかはないと思う。たしかに彼は唯物史観に立つ筋金入りのマルクシストであるに相違ない、恐らくは、その思想は、幾多の丹念な反省を経、否定的に媒介されて発展を上げているのであろう。私には、そういった点を明らかにする能力はないが、恐らく、そこに変わって変らないものが一貫し、またそこに彼のゆたかな人間性と結びついているものを見出すことができるのではないかと思う。

最近、沼田君と私は、よくて年に二、三回しか会えない。会っても、われわれは、すくなくとも私は、議論することを好まない。ただお互いに心に通い合うものを認めて、一杯飲みな

がら替を打つのが無上の楽しみである（残念ながら、昔も今も、私が三、四目置かなければならないが）。私は、一見傍若無人とも見える彼の言動を愛している。それは、私が、言葉の最も深い意味で、彼が大いなるヒューマニストたることを知っているからである。キリスト教思想を学んでいる私にとっても、実は、人間の「本来の面目」を認じていくということは究極的課題の一つであるように思われる。「沼田稲次郎における人間の研究」において、彼のヒューマニズムにおける「隠された宗教的根底」を語るとしたら、彼の失笑を買うであろうか、遑遑、私は、私なりのそういう心持ちで、相互に与えられた余生の中で、一層の友情の深化を期しているのである。

（京都大学教授）

沼田指摘に驚愕したこと

中山 和久

沼田先生の著書、論文を読みはじめたのは、随分早い時期からだったように思う。それというのも、大学二年のとき（一九四九年）に労働法研究会なるサークルに入り、授業に出ている時間よりもサークル部室にいる時間のほうがはるかに長かったから、当時まだ数少なかった労働法の本、論文は手あたりしだい読んでいたからである。先生の『日本労働法論』上、中を神田の本屋で（ゾッキ屋であったのだろう）手に入れて、大変な貴重品のように思っていた。しかし、当時は未だ、沼田理論の

真価を知る能力はなかったし、労働法学をどれだけわかっていたかも正直に言って疑問である。『生産管理論』をめぐる野村、森長批判と、これにたいする沼田先生の反論（この著作集では一巻四一九頁の注一二に要約されている）は、おそらくずっと後になって聞き覚えたものであろうが、記憶の片すみにあるものの当時の状況とは一致していない。朝鮮戦争、全労連の解散、共産党中央委員の追放とめまぐるしく展開する当時の客観情勢の中で、学びはじめの労働法の流転のさまは、それにについていくだけで精一杯だったのであろう。

沼田先生から少人数ゼミでの指導をうけるようになったのは、大学院に入ったとき（一九五二年）からである。労働スト、調和、労組法・労調法改正など、激動はなお続いていたから、ゼミでの話題もきわめて生き生きしたものであった。その時以来、先生が西ドイツに留学された時期をのぞいて、今日までたえない指導、鞭撻をうけ続けている。数えてみればもう二五年になろうとしているわけで、思い出すことも数限りなくある。同窓の榎井常喜さんが二巻のしおりで書いているように、椅子の上にあぐらをかき、灰皿をすいがらでうめ尽くす先生の授業とみがき上げた靴をそろえて斜に腰掛け、パイプをくゆらせて姿勢をくずすこともなかった戒能先生の授業とは、いわば両極端に位置していた。いずれも、もっともこわい授業で、報告のきまった一週間前から他のことには手もつかないほどであったし、いいかげんな報告が手ひどく批判された（戒能先生は、「馬を水場に連れていくことはできる。しかし水をのますことはできない」と言って、席を立て帰ろうとすらされ

た）点でも全く共通していた。この両先生と野村、松岡の両先生とに指導をうけていた大学院での生活は、随分緊張した、充実したものであった。

その当時の大学院生たちは、誰でも、自分の尊敬する先生を、多かれ少なかれ真似ていた。映画館から出てくる少年が主役の歩き方に似て歩くように、自覚するのと否とを問わず、話し方、歩き方そして煙草のすい方まで模倣するのである。模倣は学習の基本的要素の一つであるから、そうして外形をたどることによって内実を吸いとりとうと努力したのであろう。もっとも藤田勇さんが一時期おどろくほど故山内先生に似通っていたり、榎井さんがいま沼田先生との共通性を話題にされるのは（故吾妻先生にたいする夢沼さんもあげねばなるまい）、模倣の段階をすぎて吸収し同化したものというべきであって、学習とは区別しなければなるまい。私が誰にも似なかったのは、幸か不幸か。野村先生も、酔われたときを別とすれば松岡先生も、真似をするにはあまりにもまともでありすぎたし、等しく敬愛する沼田、戒能両先生は、あまりにも極端にちがいがすぎた。真似をすべき的を一つにしほり切れなかったということが、学問の内容にどう作用しているかを考えてみれば、やはり不幸であったというべきであらうか。

だが、沼田先生から教わり、体得したことは数え切れないほどある。二五年にわたることを考えれば当然のことであろうけれども、私の学問にとって、人生にとって、それを抜きにしては考えられないような沼田先生の言葉がいくつもあつた。そのうちのいくつかを皆さんのために披露しておきたい。

(a)「費用が出ないようだから、君らにたのむのをやめて自分でやったよ」という言葉は、先生の日常の姿勢をもっとよく物語るものだと思う。当時の私たち貧乏大学院生にとっては、勉強がなによりも優先し、勉強になることであればどんな仕事でもいとわなかったけれども、同時に生活の苦しさがあった。先生はそうした私たちに仕事を割りよるにあたって、自分のためのただ働きをさせない原則をかたく貫かれた。いわゆる師弟関係では当然であるようなことさえも、きびしく排除されるこの先生の姿勢は、教えをうけた者が数多いにもかかわらず、いわゆる弟子がいないという世間の風評を支える理由の一つでもあろう。梶井、坂本重雄、菊池高志といった人達をならべてみても、いわゆる弟子というイメージとは違い。横山大観が、そしてまたクルベが師も弟子もないと断言したというように、学問の道にも師弟はなく、教えをうけた者が自らの学問を苦勞して形成するのを見守る（戒能先生の言葉を使えば、水をのむのは馬自身であるから——そういうえば戒能先生にも、およそ弟子のイメージに遠い畑稰さんをのぞけば、いわゆる弟子はいない）ということしかないという、沼田先生の基本的な姿勢がもう一つダブって作用しているのかもしれない。ともあれ「俺には弟子はいない」とうそふいている自分を、先生の断片的模倣かと苦笑してみつめている近頃である。

(b)労働法学会の機関誌の編集を手伝ったのは、修士課程の時代であつたろうが、沼田先生のお宅にはじめてゲラを持ってうかがったことを思い出す。そのゲラは、いわゆるゲラが半分近くを占めるひどいものであつたが、出版社からは「ゲラは完全

にうめてありますから御安心下さい」という伝言をもって、明日までお願いしますと無理を押す使いであつた。そしてその翌日、いただきにあがると、「心配だからゲラは全部入れておいたよ」といって真っ赤になったゲラを渡された。原稿もなしに、相当長文の（就業規則の法的性質）であつたかと思う）訂正を、おそらくは夜を徹してされたであろう午前中の先生のお顔は、それだけで学問の道のきびしさを教えられるようなものであつた。今日では、あれほどゲラの多いゲラを見ることはできないけれども、自分の書いたものについて最後まで徹底して責任を負うことがどんなに大事かということ、自分でものを書きはじめる前に教わったことは、きわめて貴重であつた。

その次にお宅に伺ったときは午後で、青木宗也さんと一緒であつた。慶応大学での学会大会で在籍専従について報告することになり、なにしろ初めてのことで勝手も知れず心配していたのを思いやってもらったものである。資料など風呂敷包みに山ほどかかえて伺った私のとつとつ語る報告概要を、先生は注意ぶかくきき、「よし」と言われた。それがどんなに嬉しかったことか。学会での報告を終った時以上に喜んだことを昨日のことのように思い出す。午後の、その時の先生の温顔と、午前中のきびしいお顔とは、先生のことを考えるたびに二重うつつになつてうかぶのである。

(c)やがてILO闘争がはじまって、未知の部分の多かったILOにおける労働基本権の研究が緊急の課題となつた。亡くなられた三島宗彦さんと佐藤進さんについて、私も夢中で研究をはじめた。ILO研究は実質的には戦前で切れており（上杉捨

彦さんの研究はあったが、労資協調路線として社会主義陣営からはげしく批判されたILOのイメージがそのまま残っていた。戦後のILOは、もちろんその性格に変化をきたしたが、マーシャル・プラン、世界労連の分裂、うまれ出た国際自由労連がヘゲモニーをにぎるにいたるといった激動をも経ていた。このこと、つまりILOの基本的性格、その限界を流動状況の中でとらえながら、同時にそのILOの労働基本権論を日本における政令二〇一号体制をくつがえす運動に活用するという、未知の領域に足をふみ入れるおそろしさに、薄水をふむ思いをすることが常であった。沼田先生の著書、論文は、そうした理論上の実践のなかで毎日をすごす私にとって、現在自分の為し、考えていることの正しさを測定するための座標軸であった。「八七号条約が労使の結社の自由を保障していることは、考えにいれてあるのだろうか」と直接言われたこともある。

その私を驚愕の状態におとし入れたのは、ドライヤー委員会の来日調査のさいの沼田先生の言葉であった。ドライヤー氏の一行は一九六五年一月二三日、日本での実地調査をおえて、政府、総評にたいし直ちに措置をとるよう「提案」をおこなった。その内容は八七号条約の批准とトップレベルでの定期協議とであった（ドライヤー報告二〇一三項）。政府側はこの提案を受諾したが、総評の側は何回かのやりとりの後、政府にたいする不信感をあらわにして、この提案を現段階においては受諾する立場にないと述べ、ドライヤー委員会側の歴史的なあつせんは不調に終わった。このとき、沼田先生は総評の側で右の提案を受諾することがありえた旨を指摘された（著作集五巻八三頁注

4参照）。歴史の決定的な一時点で二つの可能性のいずれを選択するかをせまられたとき、ひとは何を基準にその選択をおこなうのか。総評のなかに受諾すべしという声がかつともきかれなかった当時の状況では、沼田先生の右の指摘はほとんど唯一の例外にちかかった。それは深い歴史の洞察をもってしかできない（先生のいう「史眼」であろう）、まさに沼田理論の精隨の一端を示すものであったろう。受諾すべからずとする大勢にかたむいていた私は、いわば座標軸としての沼田理論のこの指摘をうけて驚き、何月も思い悩んだ。そして官公労働法の解体と労働基本権の確立という日本の労働法学にとって未曾有の大事業が、広い視野と深い考察なしには到底まっすぐ進むこともできないほど複雑で困難なものであることを、再び思い知らされたのである。

（早稲田大学教授）

先生の聲咳に接して二〇年

細井宗一

私は先生の聲咳に接してから、もう二〇年間は過ぎていると思う。私の第一印象は「学者らしくない学者」ということであつた。

先生はいつも、法理の提起にあたっては、運動と深くかわつていた。「理論は運動を一般化し抽象化することによって発展し、運動は理論にみちびかれて発展する」という社会科学の

原理について、少しばかり知っているつもりであったが、先生の話しを聞くたびに私は疑問をもったのである。「めくら蛇におじず」とでもいうか、私は先生にこんなことをいったことがある。先生はあまり運動論に入りすぎているのではないか、と。しばらくして、私は誤っていることがわかり、先生に対する私の尊敬の念はいっそう強まった。労働法学に関する無知から、私はこんな誤りをおかしたのである。

だが、労働運動にたずさわっている者の立場から、「沼田労働法学」が労働組合運動の発展に寄与していることを紹介することは、私に与えられた義務であると思う。同時にまた、そのことが私の先生に対する尊敬の気持の表明でもあると考え、つぎに思いつくままに二、三を記することしよう。

戦後日本の労働組合運動は、いっかんして憲法秩序を擁護するたたかいを続けている。それこそまさに、「沼田労働法学」の壮大な世界観、基本的人権思想に裏打ちされた指導理念に合致するものである、ということができる。しかし、この運動とたたかいは、まだ十分成果をあげているとはいえない。だからこそ、この法理と思想が運動のなかに汲みこまれないければならない必要性が、今日ほど大きいときはないのである。この見地からも、沼田先生の今後の活躍と発展に期待するところがきわめて大きい。

先生の法理、つまり「沼田労働法学」は法哲学、法社会学に支えられているからこそ、労働組合運動と深くかわりをもつ唯物史観法学を確立することができたのであろう。「沼田労働法学」の特徴は、労働組合運動を大所高所から鋭く分析し、弱

点や安易な妥協に対して他のいかなる労働法学者よりもきびしく批判する態度で運動とかわっている、ということである。そして先生が、そのような態度をとりつづけてきたのは、先生の法理が唯物史観を思想の基礎としているからであらう。

たとえば、公労協の「スト権スト」を総括する論文のなかでつぎのようにのべられている。「いうまでもなくスト権は労働者階級の基本的権利であり、政党支持の如何によって影響されてならない問題である。今次のストでは結果的には社会党が火中の栗を拾うことになったが、公労協が政府・自民党の交渉の窓口を同党一本にしぼった結果であり、それは政党支持問題における社会党一党支持の延長線上におこったことである。一体今日、野党、少くとも社、公、共三党を窓口にしないで、スト権の回復を実現できるだろうか。今次のストをみていて、最小限、スト権スト・では三者が統一を組んでもらわないでは、労働者がやり切れないと痛感したのである」と。

社会党支持の方針のもとで運動している公労協に対し、先生があえてそのことにまで言及しているのは、かなり勇気のいることであらう。時として誤解をうけることがあっても、そのことをおそれず、労働組合運動の真の発展と成功のために問題点を提起する先生の態度は、得がたい貴重なものだといわざるをえない。

先生は、日本の労働組合運動が深刻に提起してきた現実的問題にすぐせまり、労働組合のたたかいおよび進展に大きな役割を果たしたといえる。たとえば、敗戦直後のかつての生産管理闘争に対し、一部の学説は経営権の侵害としてこれをし

りぞけた。しかし先生は、生産管理闘争を労働者の生存権にかかわるたたかいとして、これを擁護した。そして、そのための理論を創造したのである。

現在、スト権奪還闘争は日本の労働組合運動、とりわけ官公労働者にとってもっとも切実な課題となっている。先生は、日本の労働者と労働組合がスト権奪還闘争の真の成功をかちとるため、いままで鋭い問題提起を積極的に行なってきた。すなわち、ILO闘争を正確に分析し、裁判闘争を具体的に批判し、悪法を発動させないという受動的なたたかいからの脱皮をめざし、日本の労働者が立法を提起してたたかうべきことを訴えるとともに、このため一定の規範的基準をしめしている。

政治ストライキについて、日本の支配層は官公・民間を問わず違法よばわりしている。また、有力な組合幹部の一部に「労働者と労働組合は資本主義の産物なのだから、労働組合のたたくいは経済闘争にかざるべきだ」という見解がある。だが、日本の労働者はかつての警職法闘争、安保闘争から最近ではスト権奪還闘争など、右翼的幹部の迷惑をのりこえてたたくてきている。このとき先生は、労働者のストライキについて、労働者としての権利擁護の立場からだけでなく、市民的権利の立場からも、つまり二つの側面から擁護している。このことは、労働組合運動の幅広い発展への大きな貢献である。

先生は八〇キロを超える大きな体躯の持ち主である。にもかかわらず、人一倍こまかいデリケートな神経をもっておられる。しかし、指摘は具体的できわめて正確である。まさに患部に指圧をくわえるがごとくである。だが、指摘された人のほと

んど大部分は先生の意見を素直にうけいれている。それは、先生の見解は真理であることと、その人柄によるものであろう。先生の幅広い人柄は、唯物史観に根ざす法理上の確信と労働者を信頼する世界観によって形づくられたものであろう。日本の労働組合幹部が左右の傾向をこえて先生の教えをうけているのは、先生の人柄に由来するものが多いといえることができる。私はますます先生のご発展を期待する。

(国鉄労組中執)

編集室より

▽『沼田稻次郎著作集』第五回配本、第五卷『官公労働法論』をお届けいたします。次回配本は、第六卷『労働協約論』(八月二五日発売)です。

沼田稻次郎著作集

第6巻
月報

1976年8月

目次

沼田先生との出合から今日まで	島田信義
沼田教授の人と社会政策論	黒川俊雄
沼田先生と私の労働運動	内山光雄

労働旬報社

東京都千代田区
神田神保町3

沼田先生との出合から今日まで

島田信義

「ピケット権の拡張史は、争議権の発展史であり、労働法の市民法領域に対する蚕食史である。それは、労働法意識が市民法意識からなれる落差の空白に跨る問題だからである。ピケット線が、組織と争議をスト破りや警察の攻撃から守る前線であるごとく、その法理は労働者階級の生存権をブルジョア法秩序から護る前線たらねばならない。」

この簡潔にして、本質をずばり剔抉するとともに、これに続く争議権法理の雄渾な展開を暗示したプロローグにはじまる「ピケット権の法理」は、すでに二六年の歳月が流れているとはいふものの、いまだに忘れられない沼田先生の論説の一節である。

というのは、ほかでもない。昭和二十四年三月に早稲田大学法学部英法科を卒業して、入社した白日書院（有泉教授の「労働争議の法理」や大河内教授の「日本資本主義と労働問題」などを刊行）がドッジ・プランの嵐をうけて倒産したのち、織田善

雄さん（故人）が財力もなく、また経験もなく手がけはじめた労働法律旬報の発刊に協力して、主として進歩的な労働法学者の旬報への結集をはかろうと志した若き編集者のわたくしが、そうしたむすびつきの一環として入手した原稿が、右にかかげた沼田先生の「ピケット権の法理」にほかならなかったからである。

沼田先生については、すでに学生時代から『生産管理論』『日本労働法論』上・中の著作があることを知っており、その階級的立場の同一性のゆえに、はやくから労働法律旬報に登場する機会を実現したいと考えていたところ、たしか熊倉武先生（故人）から、夕刊京都の東京出張所に連絡をれば沼田先生にあえるということと、さっそく連絡のうえ、銀座に所在した同出張所に勇躍おもむいた次第である。

編集者が初対面の執筆者に面会するばあいの常として、すでに書かれたものの内容から、あれこれ執筆者の人間像を予想するものである。そして沼田先生のばあいも、歴史主体の実践方向を洞察した現実社会にたいするどい分析力と精緻な法理論構成とから、そしてまた労組委員長職に就いたということから、正直いって瘦身の眼光炯々として、いつさいの妥協をもゆるさないというような、当時のいわゆる「闘士型」の人間を

頭に描いていたものである。

だが、待つこと久しくして、狭い一室の出張所に、ソフト帽をややあみだにかぶり、受付嬢に気遣い声をかけながら、ぬつとあらわれた偉丈夫が沼田先生であった。直観して、人物が並の人間より一まわりも、二まわりも大きいとの印象を受けたが、それが沼田先生の世界観・人生観や学識・教養の深さにくらうちされたものであったことは、その時にはまだうかがい知るべきもなかった。私の執筆依頼を快諾された先生が、いきなり「旬報は七、八千部ぐらい出ているのか」と質問されたことを、五、六百部ぐらいの発行部数しかなかった当時の編集者として、いまなおあざやかに記憶している。

こうして、「ピケット権の法理」は、その序章部分が『労働法律旬報』二十九号（昭和二年八月中旬号）に、そして第一章ピケットイングの方法とその正当性、第二章ピケットイングの主体と客体が三六号（同年一〇月下旬号）に掲載されるにいった。この小文を書くにあたって、旬報をくったところ、一括して掲載されているとばかり思っていた右の論文が、二号にわたって分割され、しかも序章部分と本論部分との掲載に二ヵ月の間隔がおかれていることに気づいた。論文末尾に記されている脱稿日付が五〇・五・二〇であるから、分割して執筆していただいたわけではない。どうした事情で、こうした掲載方法になったのか、いまとなつては、まったく解せないところである。いまにして思えば、大変失礼なことをしたわけであるが、沼田先生からの叱責を受けた記憶もないので、おそらく若輩の私に免じて、御海容くださったものと思われる。

ところで、ひろい意味での沼田先生と私との出会いには、まだ私が学生だった頃に遡るが、『日本労働法論』上・中巻であった。卒論で日本労働法史をテーマとしていたところから、その上巻には随分と教えられることがあった。というよりも、むしろ全面的に依拠していたといったほうが、真相に近いものがある（なお、中巻は神田の古本屋で入手することができた）。この卒論が私をして、将来労働法学の研究にたずさわらせることのきっかけとなったわけであるから、沼田先生と私の学問的な結びつきは、かなり昔日に遡るものとひとひそかに自負している次第である。

そればかりではない。労働法研究者としての私の成長過程において、沼田先生がチーフとして組織された日鋼室蘭争議、中小企業争議、合同労組などの諸調査に参加する機会にめぐまれ、いろいろときめこまかい教示をうけながら、ピケット権などに関する多少とも学界でユニークと評された論文をものすることができたのも、沼田先生の学問的影響をいかんがえられないところである。

沼田先生が還暦を期して出版された『人権と団結』（労働旬報社）の寄贈を私もたまわったが、その見開きに、受贈者一人ひとりの個性にあつた漢詩を、達筆な毛筆をもって書き記されたと伝え聞いている。私にあてられたものは、李廌の「倚伏由来任天作」であった。たしかに、私はいままで、天の作とところに任せながら、良き師、良き学友のおおくにめぐりあつてきた。とりわけ、野村先生と沼田先生との学問的出合や人間的なふれあいには、私の人間形成にいい知れぬほどの影響をあたえく

ださっている。ただ、生来の愚鈍のゆえか、せつかく天が作り出してくれた絶好の機会を十分に生かしきれないわが身をひたすら嘆息するばかりである。

(七六・七七・二四・藝科で親子ともども指導塾を打って
いただいた夜記す)

(早稲田大学教授)

沼田教授の人と社会政策論

黒川俊雄

沼田稻次郎教授との出会いは、戦前の日本社会政策学会の伝統をうけついで戦後設立された社会政策学会においてだったと思う。沼田教授が、ちょうど『日本労働法論』を公にされた頃で、学会が設立されてからしばらくは、労働法学者で社会政策学会のもっとも熱心な会員として出席され、私などは経済学専攻で専門分野こそちがってはいたが、同じ労働問題研究者として、異色な学者である沼田教授には大いに刺激されたものである。当時私は助手になったばかりであったが、将来ああいう学者にはなりたくないというタイプの先輩大学教師がどの大学にもむしろ多かったなかで、沼田教授はもっとも心をひかれた異色な存在の一人であった。

というのは、先輩大学教師には、人間くささのない人、というよりも人間くささをかくしている人があまりにも多く、むしろ人間くささをかくしているところに学者としての権威があるかのように錯覚している人が、あまりに多いように思われたか

らである。とくに社会学者、すなわち、経済学者や法律学者にはそういう人が多かったように思われるし、現在でもその点はまだあまり変りはないように思われる。そういうなかで沼田教授が法律学者でありながら、人間くささを発散させながら学界に真の意味の権威を着々ときずきあげつつあった頃に、私はお会いしたのである。二〇歳台の若さだった私の眼に、沼田教授が魅力的に映ったのは当然であったが、五〇歳台になってしまった現在の私にとってもその点は変りはない。というよりも最近では人間くささをかくしているような学者がかえってますますふえてきているようにさえ思われるので、沼田教授はますます貴重な存在として尊敬の的とならざるをえない。ことに沼田教授は現在都立大学総長という要職につきながら、昔と全然変らない人間くささをもっているのである。その沼田教授の著作集が労働旬報社から刊行されたことはまことに意義深い。

ことにこの著作集第一巻に収められた『日本労働法論』は、まさに戦後労働組合運動が日本ではじめて合法的になって高揚しつつあったにもかかわらず、労働法を体系的に把握する理論が欠除していたときに、沼田教授がこれをひきさげて労働法学界にデビューされ、体系的把握の先鞭をつけられたものであるといえよう。とくに第一篇「総論」の第一章「社会政策と法規範の推移」は、私のように、経済学によって社会政策・労働問題に接近しつつあった者にとって、興味深いだけでなく、労働法に接近しやすい道をつけてくれている。

当時社会政策学会では、大河内一男教授の、総資本の労働力保全策という社会政策の本質把握をめぐって、「階級闘争」と

の関連で経済学者のあいだで論争が展開されはじめていたときなので、沼田教授のこの総論第一章は、注目されるべきものであったといえよう。このなかで沼田教授がつぎのように指摘されている点は、きわめて重要である。

「社会政策の現実的な主体を把握するということは、その限界を知ることであろう。そして、かかる限界を意識する限り社会政策であって、社会主義ではあり得ないのである。E・ハイマンが、『社会政策とは資本主義内における社会的理念の制度的沈澱である』とするのに対して大河内教授が、かかる『保守的』革新的二重性」が主体の喪失を帰結するものであると批判されているのは正しいとせねばならない（大河内一男『社会政策の基本問題』所掲「社会政策の形而上学」参照）。

このように、社会政策の主体の把握は極めて重要ではあるが、政策主体の面から社会政策の本質をとらえることが、常に生産政策的にのみ社会政策をみることではない。なるほど、総資本の立場からの労働力保全という目的は軽視されるべきではないが、単に労働力を保全することによって労働者を保護することにとまらず、労働者の保護が強要せられることによって却って労働力が保全せられることも亦事実である。労働者は常に政策客体たるのみでなく、政策主体に対立する独自の主体でもある。総資本にとつての損失が同時に資本支配の社会そのものの必然悪として提起される、いわば規範的モメントを含まないところには社会政策はあり得ない。それ故にこそ、社会政策は経済政策の中に解消せられきらない独自の本質をもつものと考えねばならないのである。

社会政策の主体が現実的には総資本の立場であり、独占資本主義段階においては、独占的大資本の立場であることが、社会政策の本質を決定しているのであるが、同時に、かかる現実の主体が国家機構を通して公共的立場からの政策とされるところにも亦その本質的規定が存する。すなわち普遍意思を通してあらわれるところに、近代的合理主義が貫かれておるとみられ、それが歴史的概念としての社会政策の本質を形成しているのである。そして、近代国家が法治国家であるが故に、社会政策が法律的形式を以て典型的に実現せられる、換言すれば、社会政策が社会法によって行われるのである。」（著作集第一巻二四～二五ページ）。

当時大河内教授の「総資本の労働力保全」策にたいして、労働者階級の闘争による労働力濫奪の抑制緩和策として社会政策の本質を直線的に把握しようという傾向が論争のなかでめだっていたが、沼田教授は、「なるほど、総資本の立場から労働力保全という目的は軽視されるべきではないが、……」とされながらも、「総資本にとつての損失が同時に資本支配の社会そのものの必然悪として提起される、いわば規範的モメントを含まないところに社会政策はあり得ない」と指摘し、「それ故にこそ、社会政策は経済政策の中に解消せられきらない独自の本質をもつものと考えねばならないのである。」と主張して、労働法学者らしい本質論を展開しておられる。この沼田理論は、表現こそちがえ、拙著『現代労働問題の理論』（労働旬報社刊）や同『社会政策と労働運動』（青木書店刊）のなかに収められている私の社会政策本質論とはば一致する点が認められると、ま

ことに我田引水的に私は考えている。とくに私の「社会政策の二重性」論は、レーニンの「改良の二重性」論にもとづいて展開したもののだが、いまだに多くの人々には理解されたいようである。だが、沼田教授が「労働者は常に政策客体たるのみでなく、政策主体に対立する独自の主体である。」と指摘されている点が理解されえないかぎり、理解されたいものであらうと思う。

大変自分勝手なことばかり書いてしまったが、沼田教授の著作集が公にされたこの機会に筆をとっていささか私なりの感想を書きとめてみた次第である。

(慶応義塾大学教授)

沼田先生と私の労働運動

内山 光雄

春闘の日本労働運動に占める位置が大きいだけに、七五・七六春闘の結果は、今後の労働運動に大きな影響をあたえることとなった。高度成長下の甘えた労使関係に依存してきた春闘方式の転換が要求され、金額至上主義的な闘争の量的成果をのみ重要視する評価が反省され、賃金管理、雇用と人事、労働安全と健康保護など、反合理化と権利闘争の再点検が多くの労働組合で提起されている。

春闘が日本の労働運動に果たしてきた役割と積極的な貢献を否定するものはいない。反面、繰り返しの行動化した春闘のな

かで、労働運動の中心が要求をもつての資本への対決を出発とし、団体交渉を媒介として賃金、労働条件、諸権利を実現していくものであること。団結を基本とした組織づくりと権利闘争であるという、もつとも重要な点が大きく後退した。

毎年、春闘総括のなかから、大衆闘争、闘争の大衆化といった言葉がきかれなかったことはなかった。要求決定で、アンケート方式で、全員の意見をきく組合も多かったが、この要求も主要単産、たとえば鉄鋼相場が提示されるまでの暫定的なものとなり、「春闘相場」が示されるやいなや要求は「相場プラス・アルファ」にスイッチされる。大衆参加で要求がきめられても、団体交渉ではろくに説明もされない。「今日の団交の議題はなんですか」「春闘要求についてです」「ああ例のヤツですね、今日は会社の方でも行事も重なっていますから、なるべく簡単に」と処理される。ここに、運動はない。

団体交渉にとつて、重要なことは、鉄鋼相場にいくら積み上げた回答が出るかといった平面的な結果だけにあるのではない。労働者の賃金、生活、仕事、意識などありのままの状況が、指導部の手で整理され、他の産業、企業、近隣各社の実態と比較し、全組合員のまえに明らかにされ、雇主の側にぶつつけられる。その要求の数字は、もちろん大切ではあるが、その狙い、根拠こそが、全労働者の統一した主張として明らかにされる。当然のことながら、資本と雇主のほんねと主張が展開される。二つの対峙した主張が知らされて、はじめて、職場の間は緊張し、闘争に闘心を持ち、同意と反対の意思を明確に示す。

計画し、準備された質問を積み上げるなかで、相手の数字や考え、その希求度がさぐられ、要求への抵抗力が測定される。

問題解決についての事実認識に、われわれと資本の側にどれだけの相違があるかが正しく判断され、平和的手段での解決が不可能なとき、これに代る解決方法としてストライキが準備される。しかし、現実の闘争はこれには進んでいない。

要求のつきに、「これから闘争を始めるぞ」というスト権確立なる行事がおこなわれる。スト投票は、資本の回答への労働者のギリギリの意思表示ではなく「この闘争では、ストライキをやっても闘うぞ」という宣言であり、団体交渉の準備作業なのである。だから、会社の回答が出されるとスト権の成立している組合のなかから「ストライキはできない」という意見がでてくる。それなら、始めからスト投票などやらなければいいのである。

ストライキ投票は、単なる憲法二八条の確認というセレモニーではないはずである。

こうして、設定される春闘統一行動日は、いわば労使にとって、賃金問題を平和的に解決するための、一種の合意された締切時間みたいなものとなっている。これでも、なんとか通用してきたのが、高度成長下の労働運動と春闘方式であった。これをこそ、甘えた日本的労使関係、闘争なき高度成長下の労使関係というべきであろう。

「とった、獲った」の金額至上主義的な闘争評価のなかで、職務・職階賃金は増え、査定や配分の主導権が、資本の手ににぎられ、試験、定員、査定による管理体制は確立されてしまっ

た。生産性向上の協力への恩恵的賃金、スト不参加的プラス・アルファなどがめだつて、企業主義と生産性賃金論のなかに闘争は封じ込められた。賃金管理、合理化、人事雇用など権利闘争は全面的に後退した。

労働組合の運営は、ビジネスライクに処理され、上部機能は強化されたが職場闘争は後退し、自らこれと訣別した労働組合も現われている。真の意味の団交なしの労働協約（賃金協定）の誕生、団体交渉を知らない幹部でも動まる組合運営への反省こそがいま、労働運動の質的転換とあわせ、問われなければならない。敗北春闘の最大原因は、権利闘争を忘れた春闘の頭打ちである。

ここ一〇年あまり、官公労働者の権利闘争は、ILO八七号批准、公労法四条三項撤廃、スト権奪還、刑事弾圧反対闘争などのなかで、前進した。しかし、民間労働組合運動に、この成果と教訓が、どのように生かされ、発展させられたであろうか。

公労協労働者は、法改正をたたくといと、旧公労法四条三項（職員でなければ職員団体のメンバーにも役員にもならない規定）を撤廃させたが、民間では、いまなお、多くの労働組合が、職員（従業員）以外の団体交渉への参加と組合加入禁止、上級団体への交渉委任の排除協定を結んでいる。また、公労法旧八条但し書をも改正させ、管理運営事項、人事問題なども当然、団体交渉の対象事項とすることを確認させたにもかかわらず、民間労働組合では、不況下の雇用、人事問題で、労働組合としての資本にたいする抵抗力の弱さをバクロした。多くの不

当労働行為、婦人若年定年問題、臨時工解雇、思想・信条による採用・配転などの差別についてたにかい、法廷闘争などにおいても、いくつかの勝利判決をとっているが、そのほとんどが、「〇〇君まもる会」や労働者個人の闘争としてたたかわれたものであった。

産業別統一闘争の強化が主張されて久しいが、具体的には統一交渉、集団交渉を發展させた特定組合の成果をきくことはできなかった。ストライキにたいする組合主義、経済主義的指導は根づよいものがあり「ストライキは労働力売止め」論とし、政治闘争を罪悪視する考えが依然として強く残っている。

労働運動の質的転換、運動の再構築が、多くの場で論議されているが、この基本的課題は、権利闘争への洗い直しからこゝ始めなければならない。

このときに、沼田稻次郎先生の著作集が刊行され、この第六巻では「労働協約論」が集録されるとき、高度成長下労働運動の内省的批判とあわせ、著作集刊行の今日的な意味をかみしめ、心から拍手をお送りしたい。

先生の労働協約論は、いわゆる労働協約解釈論ではなく、法や協定の成立の背景、過程、運動と歴史的諸条件を重視する態度で一貫され、むしろ、労働協約論に支配的であった解釈論の影響から、協約論を脱却させることに、重点がおかれていると理解している。このことは、先生のユニオン・ショップ、団体交渉論、労働争議論などのなかで、とくに教えられるところである。

先生は、わが郷土、金沢と縁の深い方なので、私が北陸鉄道

労組で運動に参加していた頃、地方の新聞などでも、著作や人物について紹介があり、初めて「生産管理論」を先輩Nさんから借り受け手にすることができた。これが初めて、先生を書物を介して知る機会となった。しかし、当時、労働法などまったくの素人である、二〇歳代の戦中派地方幹部にとっては難解すぎ、読する能力がなかった。

一九五八年、わたしは、また、上京して、活動を始めることとなった。労働旬報社も、今日のような大出版社ではなく、いつも危機の瀬戸際に立っているような会社だったこと。会社の設立のとき、わたしが私鉄総連の書記長当時関係したこと、産別会議法対部長をしていた織田君が中心となって設立した会社だけに懐かしく、チョク、チョク出入りしているうちに先生に、じかに接する機会をえさせていただいた。各所で健筆をふるわれ、労組法改正、労使関係研究会報告、官公労スト権奪還などで大胆に発言し、政策批判、判例批判をおこなわれ、新進の先生方からは、親爺さんの存在として、尊敬されておられる労働法学会の御大（将）に、身近に接する機会をえさせていただくようになった。

ところが『生産管理論』の難解さはまったく異なった温かさで、どことなく自分の出舎のにおいのただよう先生に、つよい親しみをもつようになった。当時、私のような地方の組合活動家の書いたものでまで克明によんでおられ、運動のなかで、ものを書くことの意味とその厳しさに耐えることを話された。わたしの労をねぎらい、励ましていただいたことなどは、その後、単産幹部として生き方をきめる大きな支柱となった。先生

は「自分の著作を手にしたとき、子供のようになでられる」という話を入すてにきかされたとき、わが意をえた近親の情を感じたことも忘れられない。

『運動のなかの労働法』『現代の権利闘争』『権利闘争講話』などを愛読し、当時の運動停滞期の励ましとした。自らの関心事であった労働組合組織、職場の労働運動、労働協約などで考えることと、闘うことを統一するうえで、大きな教訓を授けていただいた。

わたしは、再度の上京以来、だいたい四〇五年ごとに、一つの書物をまとめ、自らの運動の総括とし、運動と自分の針路への確信を深め、仲間への誓約ともしてきた。先日、都立大学総長室に先生をお訪ねし、わずかな時間だったが、お話を承る機会に接することができた。御元氣な先生のお姿に接し、自分の多忙と体力減退にかまけて中断している幾度目かの仕事を、年内には仕上げなければと秘かに意を決している、今日この頃である。

(私鉄総連副委員長)

編集室より

▽『沼田稲次郎著作集』第六回配本、第六卷『労働協約論』をお届けいたします。次回配本は、第七卷『労働権保障法論』(九月二五日発売)です。

沼田稻次郎著作集

第 7 卷
月 報
1976年 9 月

思想としての沼田法学への

一つ二つの手がかり

藤 田 勇

沼田先生には、私はここ数年来ある種の負債意識を抱いている。宿題をもたされている、といったほうがよいかも知れない。といっても、もちろん私一存でそう思い定めているにすぎないのだが、しかし、おそらくは多くの人にとってそうであろうように、先生の仕事ぶりには私などにまでそうした意識を喚び起すものがあるのである。

「宿題」には、先生が『法と国家の死滅』増補版に補論として加えられた論文にかかわるものなどもある。だが、実のところ、私には、沼田先生の法思想もしくは先生における思想としての方法についてのまとまった勉強という、もっと初歩的な「宿題」がある。いまさらそんなことをいっている人間がこの月報に筆をとるとは厚顔な、とのそしりもまぬがれがたいと思うが、致し方ない。なかなかそれに手がつかないでいる。そこへ、こんどの著作集第一巻の先生の解題に接することになった。先生自ら多少のヒントを書き示しておられるように思われ

目次

思想としての沼田法学への一つ二つの手がかり……………	藤田 勇…一
社会保険研究会のことども……………	小川 政 亮…四
沼田ゼミナールと私……………	江 森 民 夫…七

労働旬報社

東京都千代田区
神田神保町 3

る。沼田先生の業績についてはすでに沢山のことが書かれており、片岡教授の論文のような包括的な研究さえある。したがって、これまたいまさらヒントでもあるまいといわれよう。けれども、ここでは私の関心に固執するほかあるまい。

沼田先生は、第一巻への解題の中で、『日本労働法論』上巻執筆時についてつぎのように回顧しておられる。「私自身は当時学生時代に考えていた史的唯物論の立場に立っていた。おそらく、パシュカーニスや加古祐二郎教授の影響のある唯物史観であった。戦後は、マルクス主義文献は全く読まなかった。……昭和二五年から二六年春までの失業中……にはじめてマルクス主義文献の主要なものを読みなおすことになり、『法と国家の死滅』（昭二六）は、いわばそのまとめであった」（四四六頁）。この前段の部分がまず一つの手がかりになる。

ここでは、「史的唯物論」ということばと「唯物史観」ということばが同時に用いられている。沼田先生の通常の用語法では、「唯物史観」ということばが主として用いられているので、以下はそれでおすことにするが、これらの用語法の変遷の中にあらわれていたマルクス主義のとらえ方のニュアンスの移りかわりに対して沼田先生が先生なりの対処をしてこられたであろうということが、一つの問題になりえよう。この点につ

いては推論の直接の素材はない。つぎに、ここではパシユカーニスと加古祐二郎とが並記されている。いまは論証の余裕はないが、加古祐二郎に重点があるとみてよいであろう。そして、沼田先生を加古法学の継承者とみる見方は、かなり一般化していると思われる。問題は、この継承関係の内実、その思想的意味にある。

沼田先生が「学生時代に考えていた」唯物史観の立場については、加古祐二郎の最後の論文「法律学における政治的性格」と同じ時期（一九三六年四月）に先生が書かれた学生時代の論文「法解釈の真理性について」に手がかりがあたえられている。それから四分の一世紀を隔てて書かれた「加古祐二郎の法哲学」では、右の加古の論文が冒頭で論じられているのが注目されるが、三六年四月のこれら師弟の論文は、その課題意識において深く結合しており、ともどもに「政治的理念の真理性」に肉迫している。加古が、法的人格＝法的主体をキイ・カテゴリーとしてイデオロギー形態としての法の論理的説明をすすめ、歴史的被規定者、すなわち「社会的定型」としての法的主体の ontological な構造をつきつめたうえで（この意味でのイデオロギー・クリティックのうえで）、さらにかかる歴史的構造を克服しうる歴史的・実践的主体の問題を「法的人格者概念の主体性」の問題として追究しつつ、この主体の展望の実践によって検証されうるその法的意識の客観的真理性を論証（イデオロギー・クリティックの完成）するにいたる思考の道すじを、学生時代の沼田論文は、基本的に、わがものとしていると思われる。そのうえで、この沼田論文が提起しているのは、イデオ

ロギーの「論理的価値」によってその「倫理的価値」も規定されるという ontological な課題であった。

ここにみられる思考の展開を、みぎの沼田論文が依拠している戸坂潤の著作名をかりて、「法的イデオロギーの論理学」と表現することができるとすれば、加古理論と沼田理論の継承関係の内実はまさにこの「法的イデオロギーの論理学」の構造に求められよう（イデオロギー批判といってもよいが、それでは不足感がのこる）。そこで決定的に重要なものは主体性の契機であり、存在の法則によってその歴史的優位性を基礎づけられるところの具体的な社会的主体が、イデオロギーの対立的構造の中にあって、対象の実践を媒介として確立する法的意識にこそイデオロギーの論理的価値が担われる、という論理がそこに内蔵されている。ここにパシユカーニスの方法との大きな相違点もある。もし加古法学と沼田法学との継承関係の軸心をそこにみることができるとすれば、こんどは、そのようなもののゲネシスが、日本唯物論思想史をもふまえて、追求されなければならないであろう。加古法学が、したがってまた沼田法学の起源が戦前マルクス主義法理論史に占める独自の地位からしても、このことは重要である。

沼田先生の戦後における研究の主たる場が労働法となったことは、みぎのような「学生時代に考えていた」唯物史観の論理構造からすれば、ほとんど必然の道とさえ思われるのであるが、先生が労働法の ontological な説明において卓越した理論水準を示されたことはいうまでもないことながら、先生の法学を法思想・社会思想として受けとめればあいにく前景にあらわれ

てくるのは、何といつても「法的人間像」概念である。「法の骨格ないし法の原理は、法において人間がどのようなものとしてとらえられているかということ、すなわち、法における人間像の性格をとらえることによって明らかにする」(『運動のなかの労働法』第三版、一八頁)という沼田法学のライト・モテーフは、加古法学における法主体Ⅱ法的人格カテゴリーの位置づけに対応するものであり、とりわけ「法的人格者概念の主体性」なる論理を豊かな具体的・歴史的内実をつみこんだものとして発展させた構想といえよう。「法的人間像」概念の理論的解明は、「労働法における人間像」、「労働者像」に即して最も深い、厚みのある展開を示しているが、主体性の契機を根源にふくむかの「法的イデオロギーの論理学」は、本来的に「労働運動の裡に生きる」法たる労働法を対象とする学において第一義的な自己貫徹の場をみだしているかにみえる。法の全体像の思想的把握の原点がそこにおかれるであろうことをふくめてである。沼田理論における「実践的形成的認識」の立場にしても、かの「労働良識」概念にしても、このところから理解できるし、またそうすべきものと考えられるのである。

以上のことは、沼田先生が、いわば法的世界の変革の展望を法的世界の内側において可能にする強靱な論理を構築されたことを意味するともいえる。だが、先生がなおそこに安住はしなかったことも重要である。学生時代の沼田論文には、つぎのような結論的命題がある。「資本主義社会の実力的止揚への運動に規定せられる、然もそれに働きかけているイデオロギーの重要性を顧みながら、何等かの形で基礎的運動に参与する事によ

って始めて倫理的価値の完全な実現を果す事が出来ると云えよう」(『文献研究マルクス主義法学(戦前)』、三九五頁)。この立場は、後年の「沼田・鈴葉良(Jaboune)対談」の構成そのものの中にあますところなく語りこまれている。そこには、あれほどまでに重層的な視角をもって構築された「法的イデオロギーの論理学」をさらに見返す大きな視座が用意されている。沼田先生の唯物史観法思想はこまでをふくめて成り立っているものとみるべきである。運動との直接のかかわりのことをいっているのではない。思想の構造のこととしていまはいっているわけである。

最初に引用した先生の文章の前段部分が私のこれからの勉強にヒントをあたえているということの意味は、さしあたり以上のようなことである。それでは後段の部分はどのような意味でヒントになるのか。もはやそれをのべる余白がなくなってきたので、一言だけいっておけば、『労働法論序説』のあとに書かれた「法と国家の死滅」は、沼田法学の展開における重要な経過点を示していると考えられる。いかなる意味でそれが経過点なのか、いかなる意味で重要なのか、これから詰めてみたいと思う。

沼田先生は、還暦の年の著書『人権と団結』の中で、「人間の尊厳に価する生存」の思想こそ「まさに歴史の試練から生れた戦後の展望的イデオロギー」であり、「理性と情熱とを結合して現在の主体的運動を領導する思想たりうる」ものであるという発想が、一九七〇年前後から「私自身のなかで熟してきていた」(一―二頁)と記しておられる。第三のヒントとでもい

おうか。私はここに、四〇年前に起源をもつ沼田法学の大きなサイクルの結節点をみたい。この本のエピソードをなす「鈴葉良」との対談の話題をかりていえば、沼田先生の唯物史観法思想の「故郷」と「旅」、「旅」と「故郷」が一瞬そこに読みとれてくる想いがするのである。

(東京大学教授)

社会保障研究会のことども

小川 政亮

一九七二年七月、春闘共闘委員会と中央社会保障推進協議会(中央社保協)とが主催する第一回「社会保障学校」が長野県山ノ内町でひらかれた。この学校には、さまざまな労働組合や民主団体から約四七〇人の幹部や活動家に参加し、一二課目、二四時間、三泊四日の日程で真剣な学習が行われた。沼田稲次郎・松尾均・小川政亮編、労働旬報社刊行『社会保障の思想と権利』は、このときの各講師の講義を主としたものであるが、その「あとがき」で「校長」の市川誠氏は、「労働組合と民主団体の幹部・活動家が社会保障の思想と理論について、学校をひらき、きちんと学ぶという試みははじめてであったし、社会保障闘争のうえでも新しい運動の方向をひらくひとつの試みであった。学校は、……さいわいなことに参加者からは好評であった」とし、「社会保障学校」の成功は、第一に、独占資本と自民党政府による「高度成長」「合理化」政策のもとで、生

命と健康をまもる社会保障要求が勤労国民に共通する切実な課題となってきたこと、第二には、生活改善のための社会的要求として社会保障闘争を拡大する気運と条件が職場と地域につくられていることなど、と数年来の情勢の発展がその基礎にある。また社会保障の学習運動の面からいえば、春闘共闘委員会と中央社保協が主催して一九六二年の第一回集会以来、例年ひらかれてきた、社会保障討論集会の成果を土台にした発展とみる事ができる。こうした意味から、第一回社会保障学校は社会保障闘争にひとつの時期を画したといつてよいだろう」と記されている。

このようにわが国の社会保障闘争にひとつの面影をもたらしたと評価される第一回社会保障学校において、いわば基調講演ともいふべき第一講を担当されたのが、わが沼田先生であった。先生は、「社会保障の思想」というテーマで、冒頭、社会保障思想のイデオロギー性について注意を喚起された上で、第二次大戦後の社会保障思想の定着として、とくに、人間否定のファシズム体制に対する深刻な反省に立つ反戦・反ファシズム平和と民主主義の思想、人間の尊厳こそが今日の社会保障思想の基調でなければならないと強調された。まさに第一講にふさわしい格調高いものであった。

このときの講師団のなかで話しあわれたことがきっかけとなつて、一九七三年三月一七日、「社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、社会科学の発展に寄与するとともに、その成果を普及し、社会保障ひいては国民生活の向上に役立ててゆくことを目的」とする「社会保障研究会」が、社会政

策、社会福祉、公衆衛生、労働法、憲法、労働組合、民主団体等の研究者、活動家など一〇七人の入会者を得て発足した。

天達忠雄明治学院大学教授を始めとする一〇人の発起人連署になり、「私たちは、勤労大衆に人間の尊厳に値する生活が保障されねばならぬとする共通の価値観ないし目的をもつものです」の共通認識宣言に始まる本会「趣旨」は、本会活動の基本的考え方をうたったもので、原案は沼田先生自らの手になるものと記憶している。それは、その文学的かおりと格調の高い文体もさることながら、その内容と表現において、冒頭の一文を始め、いたるところ先生日頃のお考えがあらわれているように見られるからである。

すなわち、「趣旨」は、続けて、わが国社会保障水準の先進諸国に比しての低さを克服するには「生存権の現実の主体たる勤労諸階層が権利意識をもって自覚的に運動を展開することの不可欠」性と、その運動が「社会保障に関する科学的理論の裏づけをもって適切な構想と政策を打ち出」すべきものであることを指摘し、資本家・政府も高度経済成長政策のいわゆる「ひずみ」を認めざるをえないほどの矛盾の激化を見てもとで、みせかけのいくらかの改良政策をうちだしてきているが、「その方向に限界があり」、「しかも僅かな改良によって現実には招来されるものが、勤労大衆に対するより大きな収奪、階級的労働運動の衰退、政治活動や表現活動の自由の剝奪、人権否定的な秩序思想ないし責務（改進黨論者のいう祖國防衛義務のごときを基本にすえて）の思想の押しつけなど、人間の尊厳の根底となる自由人権の制約を生ずる可能性も洞察でき」、「私た

ちは、それを愛している」と問題の所在を明らかにし、次に、「社会保障が支配体制側に脚光をあてられて舞台上に踊り出ているときに、勤労大衆は陰影の中に坐して、その脚光の動きにつれて、その踊るにまかせておいていいはずはない。水準の高い理論の光源を形成して、白昼を舞台において勤労大衆とともに社会保障を躍動させねばなりません」として、勤労大衆の側からする主体性の回復、そのための研究者の任務を示唆し、続けて、次のように、この点をさらに明らかにしている。

すなわち、「勤労大衆がイニシアチヴを握るものでなければ勤労大衆のための社会保障の充実と、したがってまた平和と民主主義の確立も期しがたい」、「かかる発想から社会保障の理論を総合的かつ具体的に構築するために、社会保障に関心をもつ広い範囲の研究者とともに、共通の目的のために、理論的、実践的諸問題について謙虚に厳正に自由な討論のできる場を形成したい」とするのである。

この「趣旨」は、ひとり、本会の基本的立場であるばかりでなく、およそ社会保障、社会問題に関心をもち、責任をもとうとする研究者のあり方をも示唆するものといつてさしつかえないであろう。

そしてまた、この社会保障研究会の発会式の基調報告で沼田先生は、労働法・社会保障法などの実践へのかかわりについて、のべ、労働の側、勤労大衆の側が理論的にも政策的にも社会保障の面でイニシアチヴをとらねばならず、そのためにも研究者は根本的、全人民的方向で、勤労諸階層の幸福こそが社会の発展の方向であるとの立場で、人間尊厳の理念の実現をめざす。

専門家、研究者として、自由な討議のできる場としての研究会が必要なゆえんを強調され、また、そのような研究集団の全国的結集への一歩として、東京のこの研究会を位置づけよう、私たちが参加者を激励されたのである。

かつて一九六九年（昭和四十四年）版の経済白書は、高度経済成長を自讃するとともに、このような高度成長をとげたからには、これからは高福祉・高負担でなければならぬとして、その実、低福祉・高負担を合理化しようとしてきたが、高度経済成長の帰結として一九七四年来、本格化した不況を迎えるや、支配の側は、今度は財政赤字を理由に、このような状況下で高福祉を望むからには当然、国民の負担増によるべきであるとして、またもや「高福祉・高負担」の名のもとに、今まで以上に、低福祉・高負担を合理化しようとしている。要するに経済の高度成長であろうと低成長であろうと、どちらにしろ国民に高負担をおしつけようというわけである。

このような情勢下で一九七六年六月三〇日から七月三日にかけて、岡山県の美作で第五回社会保障学校が開かれ、主催者の予想をはるかに上まわる四百名以上の参加者をみた。社会保障権実現のための日々の実践について理論的武装を強化し、あるべき目標と、それへの筋道を明らかにしようという要求が、いかに多くの職場や地域に切実なものとなってきたのかを物語るものといえるであろう。

研究者の資務もまた、それだけに大きいといわねばならない。社会保障研究会も発足以来、主として分科会方式で研究会活動を行い、またメンバー中の江口英一、松崎象太郎、高野史

郎三氏を中心となり、全日本自由労働組合や全国生活と健康を守る会連合会の協力をえて行った実に詳しい生活実態調査にもとづいて、保護基準や失対賃金の抜本的引上げを早急に行うべきことを各方面に訴えてきた（一九七四年二月「悪性インフレ下の低所得階層のくらしと対応」）。また、一九七五年二月二十四日には緊急総会を開き、「堀木訴訟上告審にむけて」の声明文と、石田原爆訴訟についての広島地裁への意見書を討議のうえで採択し、関係方面に送付するなどのことを行ってきた。

それにしても、社会保障研究会の歩みは、当初の「趣旨」にたらずとき、なお遅々たるものがあるが、このような中で、去る三月二七日の総会に、沼田先生は激職の間をぬって参加され、今日の情勢下でのイデオロギー闘争の重要性と、社会保障運動の基本線としての民主主義と反ファシズムのたたかいの重要性をかさねて強調されたことは、私たちにとって大きな励ましとなったのである。

この国における権利としての社会保障の確立をめざす運動の発展に、私たち研究者がいささかなりとも寄与できるように、今後とも、先生の適切な御指導がえられるよう、先生の御健康を祈ってやまないものである。

（日本社会事業大学教授）

沼田ゼミナールと私

江森 民夫

昭和四〇年に都立大学法学部に入學した私は、当初よりできることなら弁護士になりたいと考えていた。しかし、三年生までは大学問題で勉強どころではなく、そのため四年になって沼田ゼミナールに入ることとなった。弁護士になったら、労働運動にかかわる事件をやってみたいと考えたからである。

都立大学は昼夜開講制をとり、昼中心のA類生と夜中心のB類生の二種類の学生がおり、夜二時間の授業であったが、沼田ゼミナールはB類の学生が出来るようにと、夜二時間に行なわれていた。そのため労働法問題も、実践的な議論になることも多かった。ゼミナールが終わるのは九時頃になるわけで、夜の授業をもつことをあまり喜ばれない雰囲気の中で、このような伝統を守っている先生の姿勢は、労働者のかかえている切実な課題に具体的な解決をせまってくる先生の学問的立場というものを感じさせられたものであった。

ゼミナールには沼田・榎井両先生、大学院生や時には国内留學中の坂本重雄先生なども出席され、その内容はきわめて高く、発言するのも恐ろしいという感じがした。先生の指導方法はやさしく導くというよりは、きびしくたいて導くというタイプであったように思われる。討論における自分の発言には責任をもつということが要求された。レポートの報告などについ

てもきびしい質問が寄せられ、再三たじとし冷汗をかいたものであつた。こういう厳しい質問の中で先生の学問的な厳しさというのをいつも感じていた。反面からみれば、先生はゼミナール生の一人ひとりの人格をそれだけ尊重されていたのだと思う。

ところで、先生の質問の多くは経営者側になつてその利益を守る観点から、限界的事例の質問をされることが多かった。私は私なりに労働者の団結権を擁護する立場で立論をしてレポートしていたが、先生の質問でもろくも論破されることが多かった。たしか、使用者の施設管理権・業務命令権と職場内の組合活動の権利について報告したときであつたと思うが、私が十分な論拠もなく労働者側に有利な結論を報告したのに対して厳しい質問が寄せられ、例により返答ができなくなると、私はプロレーバーと呼ばれている。それはそれでよい。しかし、なにがなんでも労働者側に有利な結論を出す者がプロレーバーであると考えたら大間違いだ、と、一喝されたのがきわめて印象的である。

先生の労働法解釈をみてみると、ある問題についてどこから反論がでてきてもこれに答えられる布石をすべて打つてあるという感じがするが、そのような理論をつくりだしていくためには、一つの問題について限界的な事例をとりだし、どのような場面でも通用する理論を構築していく必要があることを、いやというほど思い知らされたものだった。私たちは、毎回のゼミナールで個々の問題の研究を深めただけでなく、厳しい学問的な態度というものを先生との接触のなかで多に学んだ次第

である。

私は幸いにして望むとおり弁護士となり、労働運動にかかわる裁判に携わることができたが、一つひとつの裁判闘争のなかで法律実務家として問題を厳しく理論的にみていく態度を貫いているとはとうていいえない。沼田ゼミナールの中で学んだものを、これからも十分に生かしていかなければならないと思っている。

先生は学問的に厳しい反面、大変思いやりのある先生であった。都立大学は学生数の少ない学校で、私の入学当時は法学部の学生は五〇名が定員であったため、先生と学生とのつながりはきわめて緊密であった。その中で沼田先生はとりわけ学生の面倒みがよくたように思われる。私なども司法試験の直前などのゼミに出席すると、今は試験直前だからゼミなど出てこなくていいから帰れ、といわれたことがある。それで多に気楽にゼミをサボって司法試験の勉強に集中することができた。先生は学生の卒業後の結婚式などにも総長としての職務が忙しいにもかかわらず、労をいとわず出席されている。私なども結婚のことで御報告すると、一度かみさんになる人をつれてこい、といわれて、二人でお会いにいくと私のことを盛んにほめて、もめごとがおきたら俺のところに来い、などとまでいってくれた。

さらに、沼田先生の思い出として残るのは、大学紛争のなかでの先生の行動である。私の卒業する前年、大学に紛争が起こり大学封鎖にまでいった。こうした過程のなかで沼田先生は、大学評議会の一員として学生と交渉にあたる立場になっ

た。多くの学生と長時間にわたって交渉することも多かった。

私たちはそれが心配で交渉の場に様子をみにいったところ、当の先生はケロッとしていたのを覚えている。夕刊京都時代の労組委員長経験が役立っているのか、大学の責任追及をする学生に反対に質問をあげせかけ、かえって交渉していた学生たちの方がたじろじしてしまふといった状態であった。先生は、話があるならいつでも合おう、といって交渉の場に出ていかれた。このような先生の学生に対する姿勢は、どんな相手でもトコトン話合うという先生の人格をあらわしているようであった。

私は大学を卒業してすでに七年になろうとしているが、沼田先生の大学時代の印象はいまでもきわめて鮮明である。先生の人格の迫力によるものだと思う。

(弁護士)

編集室より

▽『沼田稲次郎著作集』第七回配本、第七巻『労働権保障法論』をお届けいたします。次回配本は、第八巻『労働政策批判』(一〇月二五日発売)です。

沼田稻次郎著作集

第8巻
月報

1976年10月

目次

大河内・沼田対談の醍醐味……………塩田 庄兵衛……一
先生が学芸大に來られた頃……………品野 安三郎……三
夕刊京都新聞社の頃……………西村 幸雄……六

労働旬報社

東京都千代田区
神田神保町 3

大河内・沼田対談の醍醐味

塩田 庄兵衛

沼田さんにとっては迷惑な言い方かも知れぬが、私にとって沼田さんは、頼りになる兄貴といった感じのひとだ。知り会ったのは東京都立大学の同僚としてだから、かれこれ四分の一世紀になるが、その間かわることなくいつも心をひらいて私は沼田さんに接してきたつもりだ。私のように、おおむね率直にものを言う性癖をもった人間には、沼田さんのようなひとの存在はたいへんありがたい。

ひとと知るとおり沼田さんは、押し出しのりっぱな美文夫だが、なかみも見かけにピッタリで、量質ともに豊かで充実している大将の器だ。とりわけカンが鋭く、ものごとの急所をズバリととらえる点で抜群の才能の持主だ、というのが私の沼田観である。都立大学では、長年のあいだ教授会で、評議員会で、また学部長会議で同席する機会が多かったから、沼田さんのものの考え方や行動に教えられることが多かったと同時に、「異議なし、同感！」というばあいも多かった。沼田法学部長の意

見表明のあとで発言する塩田経済学部長は、「右に同じ」といえばすむような場面がしばしばであった。また、沼田さんがそばに居てくれると安心して発言できるという心強さがあった。同じく労働問題、労働運動を研究対象にしている、法学畑の沼田さんと経済学畑の私とは、おのずから方法がちがうが、それでいて私は沼田さんの学問をきわめて身近に感じてきた。これは、沼田さんの学問の基礎がすこぶる広大でそして強固なせいだと私は考える。むしろそのためには、沼田さんが非常に精力的な勉強家として努力をつづけてきたことが十分にうかがわれる。

これらの点を、私をもっともいきいきと実感できた機会は、『労働法律旬報』がここ十年ばかり、年中行事として催してくれた三人のレギュラー・メンバーによる座談会であった。これは大河内一男、沼田稻次郎両先生の間に私が介在して、過去一年の労働問題・労働運動をサカナに放談するという趣向の忘年会ないし望年会である。すなわち、大河内社会政策理論と沼田労働法理論の両家元から、労働問題・労働運動の現状についての診断を私がきき出すという趣旨の討論会である。

古今東西の労働問題についての大河内先生の学識の豊かさ、独自の定式化の明快さは定評のあるところだが、わが沼田先生

も決してひけをとる者ではない。両ペテランは、終始含蓄の多い鋭利で円熟した発言を応酬され、進行係の私はオトナのやりとりの醍醐味を満喫させていたくというのが通例であったが、時として両長老が若者のように面に朱を注ぎ、声を励まして、丁丁発止と打合う手に汗握る場面が現出するという侥幸に恵まれたこともあった。私はシメタとばかり、それいけ、もつとやれと煽り立てたものだ。帰りの車のなかでも議論の余燼が消え残っていて、私は心中の愉快を抑えかねた記憶がある。もつともこのような名場面はめつたに見られるものではなかったが、そのさいの仕掛人は沼田さんであったと判断して差支えなからう。そして通常のばあい、この座談会の最後は、沼田さんの権利闘争論の独演会で、『正義の味方・沼田さんの舌は、会場の閉店時間にさえぎられるまで回転をやめなかった。』

原則として毎年一回『労働法律旬報』にかかげられたこの座談会の記録は、一度まとめて、『現代の労働問題』と題して労働旬報社から刊行されたことがある（一九六七年六月）。これを臨まれた同志社大学の前総長住谷悦治先生から私は、あの座談会は、一九〇五年生まれの大河内さんと、一九一四年生まれの沼田さんと、一九二一年生まれの塩田君との、それぞれの世代の感覚も出ていて興味深いという感想をうかがったことがある。ちなみに住谷先生は一九九五年生まれの大先輩である。

この住谷先生は、終戦直後、夕刊京都新聞の論説委員の同僚として、沼田さんをよく知っておられた。私はさいきん立命館大学の勤務のため、京都ですぐす時間が多いが、地もとの学界、労働運動界にお近づきがふえるにもなつて、すぐれた研

究者であるばかりでなく、有能なジャーナリストであり組合指導者であった京都時代の沼田さんを記憶するひとが多いことを知るようになつた。私自身は、ジャーナリスト的なセンスと学者としての問題意識とは共通しても不思議はないと考えているが、その具体例としての沼田さんの本領をかいま見たのは、下山事件研究会で席を同じくしたときであった。

これは、一九四九年七月五日におこつた下山国鉄総裁怪死事件が、一九六四年に法律上の時効をむかえた時期に、この戦後史の一大事件の真相をこのまま闇に葬らすべきでないという思いを同じくした民間有志が、捜査当局が放置した真相解明の努力を試みた研究会である。松本清張さんが首領取りの形であったが、事件当時の東京大学総長として医学部の専門研究者の科学鑑定を督励された故南原繁先生がきわめて積極的で、刑法の田藤重光教授（現最高裁判事）を勧誘して下さつた。この他に弁護士の高野晋吉（故人）、佐伯千賀、作家の広津和郎（故人）、木下順二、開高健、文学者の桑原武夫の諸氏がメンバーであったが、沼田さんも熱心な会員であった。私は小使役をおおせつかった。評論家の大野達三氏、当時朝日新聞記者の矢田喜美雄氏をはじめとする各新聞社のペテラン記者などが協力して下さつた。研究会でまとめた『資料下山事件』（みすず書房）に収録されているとおり、下山総裁の肉親や事件当時の国鉄幹部、死体鑑定に当たつた法医学教授から、（元？）CIAメンバーにいたるまで、各方面の関係者を招いて証言を求めたが、その席での沼田さんの頭の回転の早さ、質問の鋭さは、法律専門家というだけでなく、すぐれたジャーナリストのセンス

でもあり、推理作家はだしという印象であった。

果たせるかな沼田さんの膨大な読書目録のなかには松本清張さんも入っていた。あるとき会合の職事が終わったあとで、沼田さんと松本さんとの対話がはじまった。傍聴していた私の記憶ちがいでなければ、沼田さんは松本さんの全著作を所蔵しているばかりでなく読みあげているということで、『深層海流』などの作品の背景やモデルについての質問や意見は詳細をきわめていた。松本さんのいい回答を得た沼田さんは、すこぶる満足であった。先日も久しぶりで沼田さんと雑談したとき、社会科学者は松本清張の『昭和史発掘』や『現代官僚論』を学問的業績として重視すべきだという主張をきかされた。

このあたりまでは、なんとか私も相槌が打てるのだが、私におつきあいする能力が完全に欠けているのは、沼田さんの囲碁の世界である。これは沼田さんの生活のたいせつな構成要素であるらしい。君も碁をおぼえるといいのだが、とひところすめられたが、すぐにムダだとさとられたのか、くりかえされなかった。私のような適性のないものを巻き込まなくても、沼田さんの周囲には相手がいくらもあるから、不自由はないのだろう。私には発言権はないが、そのひとたちにきいてみると、沼田五段の碁はやはり人柄を反映して王者の風格があるらしい。

沼田さんが東京都立大学総長に選出されたのと、私が思うところあつて二十三年間つとめた都立大学を退職したのとは同時であった。しかし私はかねてから沼田総長の実現を予想していたし希望もしていたので、お別れにすすんで一票を投じたし、期待どおりになったことを都立大学のためによこんだ。した

がつて沼田さんが、名総長として、全学の信望をあつめていることを疑わない。ただ宵つばりの朝寝坊という長年の生活習慣をもつ沼田さんが、午前中の会議を主宰する責任のために、生活革命を断行されるのは辛いだろうな、とチョッピリ同情するだけである。

最後に酒だが、四半世紀前の出会いのころ、このひとは堂々たる体格のわりに酒はそれほど強くなさそうだという印象をうけた。しかし、その後ともに杯を傾ける機会はたび重なつたが、周囲も自分も楽しくなるたいへんけつこうな酒で、その点で年とともにますます磨きがかかってきたという気がする。

そろそろやめないと、「あんまりええかげんなことばっかりいわんといて」と浴びせかけられそうだが、けれども、『著作集』全一〇巻の刊行が完了したら賢夫人御同伴の席で、一献差し上げて祝意と敬意を表したい、という希望を書きそえたい。

(立命館大学教授)

先生が学芸大に來られた頃

——ある美談

星野 安三郎

「世の中、一体どうなつてんだ」、沼田先生が、東京学芸大学教授として就任された時、先生を知る関西の人たちは、一様に驚きの声をあげたという。

先生が、学芸大学に來られたのは、いまから二五年前、一九五一年のことであつた。前年の五〇年六月に開始された朝鮮職

争を契機として、日本ではレッド・パージなどの反動化、ファッショ化の嵐が吹き荒れ、そのあおりを受けて五〇年七月に夕刊京都新聞社を退社された先生を、立命館大学に迎えようとする動きも難航していた程であった。浅井清僧教授によれば、末川総長を中心に民主的大学を建設するために、沼田先生を招へいしようとする動きに反撥して、戦前的な反動的大学に再編しようとする人々たちによる反対があったためだという（著作集第一巻月報）。

このような時、こともあろうにもっとも保守的と思われるいた国立大学である東京学芸大学が、主任教授として先生をお迎えするということは信じられないことであり、世の中どうなっていたと驚かれたとしても、無理からぬことであった。沼田先生就任の辞令は四月一日付、文字どおりエープリル・フール、狐に化かされたような出来事であった。当時、学芸大学の助手をつとめ、世情にうとい私には、先生をお迎えしたことが、そのような驚きをもって見られていたとは露知らぬことであった。それどころか、先生のお人柄や学識、さらに破防法に反対する教授会での発言などからして、法学教室はもちろんのこと、木下学長や教職員、学生の大部分から、親愛と尊敬の思いをこめて好意的に迎えられていた程であった。したがって、先生の学芸大学就任が驚きをもって見られていたことは後ほど知るのだが、その間の事情は余り知られていないと思うので、この機会をお借りしてお伝えしておくことにする。

一つは、先生が夕刊京都新聞社を退社されたときの美談である。この話は、先生が京大学生時代から親交のあった法律文化

社の故亀井社長から伺ったものである。それによると、先生が論説委員をつとめておられたとき、GHQのインボーション少佐によって夕刊京都新聞の論説を書く自由を奪われたため辞職を決議されたところ、レッド・パージの嵐が吹いて先生も対象の一人となり、先生はそれに抗して奔走するが占領軍命令で阻止できず、ジャーナリズムを去ることになる。そうした折、ある大先輩から奥様の文子夫人に「GHQに話しをつけてもよいのだが」という申し出があったが、奥様は「御好意には心から感謝しますが、本人の信ずる道を選ばせていただきます、私には異存は御座いませぬ」と答えられたという。このようにして先生は職をすて浪人となられるが、先生はもちろんのこと、奥様にも頭が下る思いである。定職があっても生活に困難な時代、人間として、また夫婦としての生き方を教えられたからである。

第二の美談は、先生が学芸大学に就任されたときのいきさつである。東京学芸大学はいくつかの師範学校を統合して作られた新制の単科大学であり、法学講座も新設のそれであり、必要なスタッフをもっていなかった。地理学は十名、歴史学は十五名もいるのに、法学・政治学を合わせて暫定定員は七名にすぎず、現員に至っては教授はなく、助教授二名、講師一名、それに助手である私を含めて四名にすぎなかったから、講座の充実のためには何よりも指導的な教授が望まれていた。

教室の先輩である後藤米夫先生が、父親である後藤文夫元内相の関係から学生時代に存じあげていた元東大教授の安井郁先生に相談する。安井先生は、事情に明るい東大の川島武宜教授に相談されたら良いということで川島教授にうかがうと、イの

一番に沼田先生を推せんされたわけである。法学教室としては願ってもないことであり、学内手続を終えて教授就任をお願いするが、実は東京都立大学から先に話が有り、定員が取れば就任すると内諾しているからと断られた。教室としては諦め切れず都立大学に行かれるまでの間、短期間でもよろしいからとお願いして決定したわけである。

先生の還暦をお祝いして出された年譜によれば、一年半後に都立大学に転任と記されているが、私の感じではもっと長く学芸大学に在任されたように思われる。それは転任後も世田谷・小金井分校で講義されたほか、先生の影響力の大きさによる私の記憶違いのためと思われる。そのときから四分の一世紀を経た今日でも、法学以外の教職員から沼田先生の消息をきかれたり話題に上るのを見て、先生の存在と影響力の大きさを知るのである。実は亀井社長から先生の学芸大学就任が驚きをもって見られたという話を伺ったとき、以上のような経過をお知らせしたところ、沼田先生御夫妻の言動も美談だが、川島教授が沼田先生を推せんされたのも美談だという感想を述べられたことを思いだす。レッド・パーシなどファッショ化の嵐が吹き荒れ、民科から脱退する曲学阿世的な学者も出た当時、民科で指導的な役割を果たして居られた沼田先生を推せんされたことは、美談というべきことだからである。

このような美談を経過して、思いがけず沼田先生から教えをいただけるようになったのは、私にとって大きな幸運であった。それ以来二五年公私ともに親しくしていただいて、人間的にも学問的にも計り知れない教えを受けたことをなによりも有

難いと思っている。そればかりか、先生のお人柄による交際の広さから、多くの尊敬すべき先輩や同僚や後輩を紹介され近づくえたことは、私の生涯にとってかけがえのない事だと思っている。二五年という長いようで短い先生のおつきあいを感じたものを、一言でいえば、横井芳弘教授と同様に「おっかないのにまた会いたくて」（第四巻月報）といつてよい。もちろん、横井教授のように労働法学を専攻しない私にとって先生との学問的接触は少なく、さらに不勉強な私からすれば、先生の学問的成果をどれだけ摂取できたかは大いに疑問である。けれども、人間の尊厳を原理とする人間としての生き方、社会と学問のあり方については、先生から少なからず教えを受けたし、私なりにその道を歩みたいと思っている。

横井教授も紹介されているが、先生の教えの一つに「論文というものは、徹頭徹尾自分の頭で考えていたものを、自分の言葉で書くものだ」というのがある。我が意を得たりと肝銘するのは、生来ズボラで他の著書や論文を余り勉強しない私には、自分の頭で考え自分の言葉で書く以外方法がないからである。憲法学界では「平和に生きる権利」「平和的生存権」という概念は、私がいい出したものとされている。けれどもそれは、私よりもはるか以前に沼田先生が指摘されているのである。沼田先生の御紹介で、法律文化社から五三年に出版した最初のテキスト『憲法要義』（沼田・岡本・星野共著）の中で、先生が担当された部分につきのように記されているからである。「(3) 全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を確認しているのは……決意と希望との規範的意

味を明らかにしたものと解することができる。すなわち、全世界の国民は、ひとしく享有する根源的な権利として平和的な生存の権利をにかけているということは、ただに平和の決意や希望が政策方針であるというだけでなく、人類普遍の基本権ないし正義の実現にはかならないことを確認しているものである」(第二章日本憲法の根本精神、五五―六頁)。

先生もそうだと思うのだが、ある学説を誰がいい出したかなどを云々するのは好きではない。知識や学問などは、私有財産ではなく人類の共有財産と思うからである。私たちは、先輩たちが作りだした無限の共有財産を撰取しながら人間的に豊かになるが、少しでもその共有財産を豊かにし、後世代に受けつぐことが私たちの責任だと考えている。そのためには、借りものではない自分の心で感じ、自分の頭で考え、自分の言葉で書くことだと思っている。先生の教えをこのように自己流に解釈して、歩みつけようと思うのである。

(東京学芸大学教授)

夕刊京都新聞社の頃

西村幸雄

私と沼田さんの交友は、一九四六年五月、夕刊京都新聞が創刊され、そこで一緒に働くことになった時からじまった。当時の夕刊京都の主要なメンバーは住谷悦治先生(現同志社大学名誉教授)、能勢克男先生(自由法曹団弁護士)、岡田正三先生(哲学者、プラトン研究)、和田洋一先生(同志社大学名誉教

授)、それに渡辺政之助さん(故人・元同盟通信社記者、当時夕刊京都報道部長)、など颯爽たるもので、そのほかに太田さん、国分さんというすばらしい婦人記者二人も加わって、民主主義の旗印を高々とかかげての創刊であったので、私など、はどうしたものかとめんどくだったものでした。

沼田さんは私より一足早く入社、重要なメンバーの一人だったと思うが、仕事の分野が沼田さんは政経部、私は社会部で、お互いあまり立ち入った話しをしたことはなかった。ただ大きな体と、きびきびした動作は、水ぎわだつてなんとなく迫力を感じたものですが、どんな傾向の人にかつかみ難いところがあった。その年の九月頃だったと記憶しているが、多分におちよこちよいの私は、社内のA、B、C君達から従業員組合をつくって待遇改善を要求しようではないかと持ちかけられ、インフレに追い詰められた生活もあって、ホイホイとその話しにのってしまった。もちろん組合運動についてなんの認識も持ちあわせていなかったがいつの間にか中心人物の一人になって組合づくりに奔走、どうやら結成大会にこぎつけることができた。ほっとしていると社の幹部会に呼び出され、組合をつくることを難詰され、併せて社はゲマインシャフトであって組合の必要を認めないという説明を受けた。私の方は、それを理論的に反駁する力の持ち合せは全くない上に大先生方を前にして、何をいってもどうなるものでもないとかをくくって、夕刊京都はほんとうにゲマインシャフトでしかうかと反問して物別れになった。これが民主主義?と胸にぐっと来たのを忘れない。ところが、結成大会で組合三役の選出はこちらの推した候補

は皆な落選して、沼田さんが初代委員長に当選、K君が書記にといった具合で私たちの方は執行委員にかつかつであった。しかし沼田さんの委員長就職の挨拶は堂々としたもので、私たちは足許にもよれない組合運動の認識を示し、これからの活動の方向を明確にされた。私は恥しくなったり、おどろいたりしたものでした。沼田さんと私の交友はこの時からほんとうに始まったといつてよい。それは私の人生の大きな転機ともなった。

後で聞いたところでは、沼田さんを推したのは私たちの組合活動を押える社の幹部の意向が働いていたということだった。沼田さんに対する社の評価は人物については正しかったが、組合活動の評価については、まるきり見当違いだったわけである。沼田さんはそんなことには全く無電着に、生まれたばかりの組合を極めて短期間に活動的な組合に育てあげられた。その頃は仕事が終わって夕方から毎日のように遅くまで組合の会合や研究会をやり、社の近くのうどん屋で空腹をしのいだが、間違っても組合費で食事をするというようなことを沼田さんは認めなかった。運動のきびしさを具体的に教えられて今でも私の生活信条の一つとなっている。

当時、組合の仕事と一緒にやった人たちには、乙川文夫さん（東京都下市会議員）、藤田二朗さん（元京都府労働部長、文化事業室長）、それに若い諸君たち、また研究会には北川鉄夫さん（評論家）、森竜吉さん（竜谷大学教授）など多士済々であったが、組合活動については皆んな素人で、沼田さんの苦労も大変だったが、私たちは頼りきっていた。

このため沼田さんのもう一つの分野である研究活動は随分無

理を重ねておられたが、それに少しも気がつかなかった。四年の一月に『生産管理論』を出版され、それを頂いた時に、この多忙のなかでよくもこんな労作をと全く頭がさがりました。そんな状況のなかで接する沼田さんは、実に温かく、私たちの抱えている不安を取り除きなんとなく確信が身内に湧き来るような示唆を与え、いらだちなど表わしたことはなかった。

組合は成立早々から、また二・一スト以後になると社内いろいろなセクトやそれを利用した反組合活動が露骨になって来た。これは世間一般と変らないばかりか新聞という特殊事情もあって、激しくさえあった。沼田さんが『日本労働法論』上巻の序文で、「何によりも昨午晩秋から矢つぎ早に経営者側からなされた攪乱切崩しとひぼうから労働組合を守るために忙殺されて」と書かれているような状況そのものであった。この間の事情の一つについて、「京都労働運動史年表一九四五年～一九五五年京都府編」の四七年八月一日のところには「新聞単一タ刊京都支部（産別五二名）は同労組執行委員を反組合活動を理由に除名、協約に基き解雇を会社側に要求、会社側は要求を拒否」と記し、ついで同月七日「タ刊京都新聞労組、組合被除名者の労働協約に基く解雇要求について地労委に申請」同月一日「タ刊京都新聞社争議、会社側が組合の解雇要求を認めることで解決」と記載している。この争議は労働協約の実効性、とりわけユニオン・ショップ協定の実効性が問題になっていた時であり、除名解雇という典型的な形で経営者にわたる合いこれを確保したものとして、当時大きな評価を受けた。

これは沼田さんでなければとても出来ないことであった。私

も沼田さんについて乙川さんと藤田さんと一緒に地労委で同席したが、沼田さんの整然とした理論展開に、まるで大学のゼミの時間を過ごしているように感じたり、地労委のふんいきになんとか緊張していたことが思い出される。それは沼田さんの理論の具体化そのものようであった。

会社側の相手は社長の住谷先生だったが、社長室で解雇を迫る沼田さんの態度は日頃住谷先生に接するとは全く異なり一歩も譲らないきびしさがあった。結局、その場で解雇承認書を寄かしてしまった。後年住谷先生が同志社の総長になられてから二〇数年ぶりにお目にかかり、あの時の先生のなんともいえない苦しそうな顔が思い出され奇妙なつかしさを覚えたものがある。だが、そのことはついに話さずじまいだった。歳月の流れはなにかも忘却の彼方に押しやってしまうものだ。

もっともそんなことばかりで毎日を過ごしていたわけではない。組合の野球部をつくったり、これは後で会社側にチームごと持って行かれたが、碁を打ったりした。なかでも碁の方は夕刊縮切りが済むと離れ彼れとなく娯楽室に集って良く打った。沼田さんはかなり熱心な方で、ちよつとした時間も手軽く石を持ち上達も一番早かった。私などいくらやっても上達せず、たちまち沼田さんの相手にならなくなってしまった。後の方では小さい使いさんに割合上手な人がいて、沼田さんのよい相手だった。やがて吉川さん（立命館大学名誉教授）なども手合せが始り（吉川さんは当時五段位）プロの藤田五段（当時林海峯が同氏の所で修業していた）のところにも出入りするようになって、今日のアマ高段者になる力をつけられたと思う。そのうち

社のおもわくもあって東京駐在員として出向、国会展覧などですばらしい記事を多量に送稿され、紙面の充実に大きく寄与する一方、研究活動にも相当な時間を持たれるようになった。これが東京へ落着かれる有力な原因となったようである。

高円寺の沼田邸は、当時私たちが東京に出かけると常宿のようにして荒し、奥さんにも随分迷惑をかけてしまったが、夜のふけるまで社のこと、新聞のこと、組合問題など、時には世界情勢について語りかつ教えられたのを今もなつかしく思い出される。

朝鮮戦争の勃発とともに私たちは守って来た労働組合と、夕刊京都新聞社に訣別する日がやって来た。私たちは昂然と胸を張って自らの正しさを信じながら記者としての筆を折った。今から思えば若かったからだと思うほかはないが、暗い時の流れであった。こうして沼田さんと一緒に過ごしたのは夕刊京都のわずかに五年足らずの間であったが、私たちにあってほんとうに充実した日々であった。それにしても沼田さんに会うことがなければ、こんな充実した日々を持つことはありえなかっただろう。私についていえば、仕事の間をぬって、いろんな研究会や学会に沼田さんに連れられて出かけ、かぎりなく多くの知己を得ることが出来た。労働運動や、労働法学について、わずかながらも関心を持つことが出来たのも、沼田さんに出会うことができたからだ。将々に会い難き会うことを得たりという言葉が胸中深く交う思いである。沼田さんにとっても夕刊京都の五年間は鮮烈な日々であったと思っている。

沼田稻次郎著作集

第9巻
月報

1976年11月

目次	
人の人へのやさしさ………	頃 孝 一
沼田さんと私たちの闘争………	灰 原 茂 雄 三
私は先生のすべてが好きだ………	富 塚 三 夫 六

労働旬報社

東京都千代田区
神田神保町3

人の人へのやさしさ

頃 孝 一

一 今春、私が二ヶ月ほどの外国旅行から帰って先生に挨拶したとき、先生が私に告げた第一のことは、M先生（都立大学名誉教授）が最近大著を出版されたこと、そこであのおとしでのこの快挙への敬意をあらわし、かつそれを支えた奥さまの御苦労をねぎらうために、ささやかな会をもつのはどうか、という提案でした。久しぶりの再見であつただけに、沼田さんからまた大学の移転問題やら将来計画やらをさんざんかきされることを覚悟しての総長室出頭でしたのに、この話題はまるで私の予期に反するものでした。

こんなささやかな情景をもち出したのは、先生の二つの側面を語る、口とするためです。

第一の側面は、先生のきまじめさ。総長になってからは、とくにその傾向は甚しく、いっどこにいても、都立大学のことでは頭が一ぱいという感じで、昨今書齋に逃げこみがちの私としては——申しわけないと思いつつも——なるべく、総長室に近寄

らぬよう心がけているほどです。したがって、総長としての任務に忠実に心身を捧げる先生からの話題は、大学のことに限るものときめこまざるを得なかったのです。

第二の側面は、先輩や長老への細かい心づくし。かつて先生は、喜寿ないし古稀に達せられた学部先の四長老を先生の自宅に招いて冬の一夜をそこはかとい閑談で慰められたことがあります（その当時の職務の故に、私も御相伴に与つたのです）。先程の先生の提案をきいて、私はあの冬の夜の和やかな酒もりを思い出しました。それはとても、つけやきばやかっごうづくし、ただではかもし出されない雰囲気として私の心に深く刻みつけられていたからです。一人一人の人間に対するほんとうのやさしさ——私が沼田さんのまことをもっとも感じるのはその点です。

二 私がち出したエピソードだけでは、それらの証明としては充分でないかもしれませんが、幸いにして、これまでのこの月報の数々の玉稿が、私のいいたいことの何よりのあかしを供して下さっています。それらをみても分るように、先生への距離が近ければ近いほど、また、つきあいの長ければ長いほど、先生の人柄への傾倒が甚しいというそのことの中にも、沼田さんの中のほんとうのもののたしかさが物語られているよう

な気もいたします。ついながら、月報といえ、労働法学界における沼田理論の比重の大きさを物語る寄稿の何と多いことか。一人の理論が中堅少壮の多くの労働法学者の中に理論的支柱や基盤となっているという点で、これほどの事例は、他の領域にもちょっと類のないものであることを私は——これまでの私の勉強不足・認識不足を告白することになります——知り、うれしくもまた驚いた次第です。それにしてもその理論と人柄との独特の結合に対するそれら沼田ファンのあるものは、読むほうが少々面映くなるほどの熱烈といえそうですね。

三 しかし、人に対する人の評価というものがまことに様々であることは世の常、先生の場合にも例外でないようです。沼田さんに対して、多かれ少なかれ拒絶反応（「？」）を示す人がいるという事実をどう評価してよいか、私はとまどっています。それらの人の偏見や独断と結論する前に、私自身、一回だけ先生に対してとても腹立てたことがあることを告白いたしますしう。

当時、私は大学の学生委員長だったでしょう。ある種の学生問題に心身消耗しつくしていた私に対し、当時比較的閑職であった先生から、いきなり「君も好きだね」といわれたことがあります。恐らく私の当時の行動様式の中に、こういうひやかしを招くような欠陥なりやみなりがあったのだと反省いたしますが、それにしても、それは、やむなく乏しい力をふりしぼっていた私に対してかなり無残な毒矢としてつきささりました。もう十年以上も前のこんなことをこんなところで述べるのも、実は私自身もとより今ではまったくふっきているからで

はあるのですが、この思い出が、沼田さんについて誤解を招く諸要素と関係がないでもないと思ったからです。その諸要素とは、——自分のきまじめさに対するてらいのために時としてみせる露愚的ポーズ、本来のデリケートさをおしくすように外したコートのボタンの間から巨腹をつき出して遅れて学会へ入ってくる姿、誇り高さが時に自意識を過剰にしてビビリすること、育ちのよさのためか御本人の主観に反して露見してしまう相手への好悪の感情、事の実質的軽重へのあまりにも鋭い嗅覚のために手続や形式を軽視する忍耐不足、論議のおちつき先きをみぬく聡明さの故について他人の話を折って自分しゃべってしまうせつかさ、——などなど。学問も年齢も先輩たる大先生に対しこんな僭越なあげつらいをするのは、「弁慶」論をするときにはその「泣き所」にもふれる生意気を犯すべしと、よけいな使命感を感じた私のおろかさのせいとお許し下さい。

四 所詮、人に対する評価は全部誤解であるし、それらを全部重ねあわせたところに実像が浮び上るといったのは誰だったでしょう。甲論乙駁は天にまかせましょう。私は他事はどうでもよい、一人一人の人間に対する先生の真実のやさしさを信じその故に尊敬しています。そのやさしさは、機構の長としては常に自ら泥をかぶり責任をとる毅然さに連なるものでありましょう。それらを沼田さんの中に育くんだものは、いったい何だったのでしょうか。ふるさとの美しい水と町並みだったのか、青春期に燃えた東西の古典への耽溺であったのか、それにより築き上げられた根の強い太い史観のたまものか、それとも砲弾

の下できたえぬかれた真贋識別の眼光のもたらしたもののか——それらがどのように媒介しあいどのように相乗しているのか、分らぬままに、この原稿を閉じさせてもらいます。多分これを読んで沼田さんは「無理したなあ」といわれるのでしょうか。そしたら、ぼくは答えるでしょう、「何をどう無理したのかしら」と。

(東京都立大学教授)

沼田さんと私たちの闘争

灰 原 茂 雄

一昨年の、まだ残暑きびしい昼さがりのことでしたが、麹町の番町小学校前で、沼田さんが、灰原さん、灰原さん。とかけ寄ってくれました。わざわざクルマをとめてのことだったのです。たしか三、四年らいお目にかかっていなかったの、私も一瞬のうちにあれこれのことをおもいだしながらお待ちしたわけです。沼田さんは、あんた元気でやっているようで、よかったね、と例の特徴のある童顔(失礼にあたるかもしれないが、昔から沼田さんを私はなんとなく童顔の人というようにおもいこんでいるふしがある)をはこぼせて、二、三お話をしたいです。今年も、総評の全国大会で、やはりおなじように、実に気さくに近よってこられ、話しかけてくださったが、あまり生産的でない「春闘二連敗」論などのため、なんとなく重くるしい空気のたちこめた会場の片隅での沼田さんとの出会

いは、私にとって一つの救いのようなものでした。

沼田さんに、私が初めてお逢いしたのは、私が三池から出て三鉦連(全国三井炭鉦労組連合会)の事務局長になったばかりで、昭和二八年八月七日からはじまった「企業整備反対闘争」で何かとご指導をいただいたときです。三鉦連六山(三池・田川・山野・砂川・芦別・美唄労組、計四万五、〇〇〇名)にたいする四、五〇〇余名の「指名解雇」を頂点とする三井の大へんな合理化(当時、企業整備とよんでいた)攻撃との闘争では、初めて三鉦連が一体となり、三社連(前記六山その他の職員労組連合会)とも共闘を組みながらの「独走」的闘争に突きます。かつてなくきびしい一三日の大衆闘争を経て、ついに一、八〇〇余名の解雇撤回をかちとることができました。したがって、この闘争は、戦後労働運動史の一頁を飾るもの、とされて今日にいたっておりますが、私たちは、なにもそれは、「四、五六三名の指名解雇に反対して一三日間もたたかい、一、八五一名の解雇撤回をかちとった」という結果が評価されたもの、とだけは考えていないのです。

たとえば、沼田さんはこの大闘争の過程で、闘争中の砂川労組に入られたし、美唄労組指導部とも話合っておられるのですが、このことは三池における向坂先生をはじめ、同様に野村平爾、佐伯静治両先生がこの大闘争の実質的指導にあたった事実をふくめて、この闘争の意義は大へんに重要だ、と確信しているからです。私たちはこの大闘争を総括して、『英雄なき一三日の斗い』(一九五四年六月、労働法律旬報社刊)と題した一書を公刊しましたがその中で沼田さんは、「闘争の記録は過

去のものではなくて、まさに現在の闘争のうちに生きるものである。戦後わが国の組合は企業別組織形態が支配的であって、特殊的な問題を少なからず含んでいるのである（中略）。この戦後の現実においてわが国の組合が行った闘争の足跡こそ直接的につきまつの闘争に生きた智慧と血の通った戦術とを与える給源に他ならない」と書かれ、きびしく闘争総括の重要性を、われわれ労働者階級に強調されておられるのです。

この書「英雄なき一三日の斗い」は、戦後期における最初の（大部であるという意味でも）「闘争史」として、しかも労働組合自身がまとめた初めてのものとして、沼田さんのいわれているようにたしかに歴史的な意義を持っていました。たとえば、この直後には「みいけ十年」（一九五六年一〇月、労働法律旬報社刊）が出版されたのですが、これを契機にして各労働組合の「年史」や「闘争史」の類が続々と公刊されるようになった、という事実もあるからです。しかるに、日本労働運動にとって最大に歴史的な六〇年「安保・三池」闘争後は、せっかくの「総評・組織綱領草案」（五八年八月、それまでの総評運動の総括として提起された）をタナ上げして、すなわち「安保・三池」闘争の総括をもつてこの草案の補強をおこなうことをせずに、今日にいたっているのですが、こんなことでは、その後の高度成長によりまわされて、かんじんの闘争総括の重要性などを忘れてしまったのだ、と、沼田さんはじめ労働側に立っている識者から批判をうけるのはおかしいと、このごろしきりに痛感させられています。

ところで、「労働共闘」ということについても、「英雄なき

一三日の斗い」を契機にして、三鉦連は向坂逸郎、野村平爾、沼田稲次郎、佐伯静治、藤田若雄の五先生を大会決定で「顧問」にしていまして、という経過があります。その提起は私でしたのですが、三鉦連大会で文字どおりの全員一致で決定されたことを記憶しております。すこしたってから、私は五名の先生がたには、大めいわくだっただろうな、と自分の強引さを反省しました。しかし、この特異な「顧問」制も三年間つづいただけで、私が三池に帰任（五八年七月から書記長）すると同時に、いわば自然消滅の形になったのですが、このことはそのあと一年余りで三鉦連から三池が脱退（六〇年四月）して「安保・三池」闘争が本格化する、という事態に大いに関連するわけです。もちろん、文字どおりの最高権威者であるこの「顧問」団がもし存続していたとすれば、「安保・三池」闘争の諸経過は大いにことなつたであろうことはまちがいないからです。同時に、独占側がそうはさせなかつたことからしても、労働者階級にとっていかに「労働共闘」が大切なものであるか、あるいは逆に、独占資本がいかに「労働共闘」を怖れ憎んでいるか、をふかく考えさせられました。

この間、私自身は大いに「労働共闘」の実際に触れたわけですが、たとえば沼田さんの「学識」がどれほどに高い水準にあるかは、ほんとうにはわかるものではありませんが、あの「安保・三池」闘争をふくめて、これまでどんなに沼田さんにおしえられたか、力づけられたか、を絶対に忘れることはできません。あの、乗っているクルマをとめて走りよってくる、沼田さんのすがたは、私たちの心からけっして消え去るものではない

からです。

「過日はいろいろお世話になり有りがとう御座いました。新聞によるといよいよ第二組合の亡霊が出たようですね。三井資本が切りこんでくるのだから、これは脱落するものかもしれないが、しかし、もう少し御用幹部に組合がにぎられた場合にいかにかひどい目にあわねばならないか、ということとを組合員に徹底できなかったものでしょうか。これからでもいいから、適材適所によるオルグ配置計画を綿密に樹立して、炭労の闘いを背景にして巻きかえして行つてもらいたいと思います。三池の場合には巻きかえしの可能性があるような気がするのですが……。会社が追いつめられて来て打った手だけに、第二組合にも乗すべき弱さがあるにちがいないと思います……。『生活と組織を御用幹部の手に売るな』といったスローガンをぱっきり打出すべきではないでしょうか。

遙か東京にいて気をもんでいてもどうにもなりません。が、心から皆さんの御健闘と確乎たる団結とを祈ります」

この一文は、六〇年三月二〇日付の沼田さんからの速達の全文で、宛名は宮川組合長と灰原書記長の連名となっていたものです。三池における「分裂」は三月一七日でしたから、あの緊迫したさ中でのご指導に、あらためて私たちはつよく心を打たれたしだいです。

この三月段階の曲折を経て、「安保・三池」闘争が熱烈な歴史的発展をしめたあと、「安保」は強行採決（五月一九日）、

「三池」は一、二〇〇名皆殺しのあっせん（八月一〇日）という攻撃にさらされたのですが、そのころ私はもう一度沼田さんから手紙をいただいております。その手紙は、いつもと全然ちがった説得調で、「今後の闘争に万全を期して、さがるときは大胆にさがるべきだ」という内容のものでしたが、私はほんとうのげきれいということについて考えさせられました。

さらに、あの三川鉦大爆発（六三年一月九日）のとき、沼田さんは「実は私はこのとき革新政党かあるいは総評から、犠牲者に弔意を表し、人命を無視する政治経済に責任を負うべきものにたいする抗議を表明するために、ゼネラル・ストライキの呼びかけがなされるのではないか、といくらか期待の感情をもって想像したのである。だがゼネ・ストはおこらなかった。選挙中だから、ゼネ・ストによって失うかもしれない革新票に配慮したのかもしれない。だとすれば、革新勢力は多少事なかれ主義に煩わされたような気もする」と書いておられます（『エコノミスト』、六四年新年号）が、このときも労働者階級への沼田さんの一かんした熱意というものをうけとめたつもりです。

沼田さんの『著作集』発刊をおよろび申し上げると同時に、私は、としいえば一年だけの先輩なことから、もっともつと沼田さんがんばってほしい、とおもっているところです。

（元三池労組書記長）

私は先生のすべてが好きだ

富塚 三夫

日本の独占資本は、つねに強力な労働組合を抑圧する戦略をもっている。戦後労働組合が結成されて間もなく電力産業労働者が狙われ、一九五八―六〇年には炭鉱労働者が、続いて一九六八―七一年にかけて国鉄（国労、動労）の労働者にマル生攻撃がかけられ、いまは自治労と日教組の労働者に組織破壊の攻撃が向けられている。しかし、日本の労働運動に大きな影響をあたえたのはなんといっても炭労を中心とする三井、三池の反合同争であり、国鉄のマル生反撃のたたかいであつたと思う。

私は、総評労働運動のあらたな指導にあたる立場になつたが、目下、総評の社会的影響力の低下とか、地盤沈下、ないしは民間放れなどといわれているが、それだけ社会的影響力をもっている組織機能を備えているものだと思信しているし、資本の側のこうした攻撃は一部のマス・コミを使ってかけてきているにすぎないと思つている。

とくに官民分断の攻撃が顕著とみられているが、私は日本労働運動に官公労の運動が停滞し低迷したら一体どうなっていくのか——ということを考えてみると——官公労働者の組織機能が全国的に存在し、国家独占資本主義の態様の中で官僚の果たそうとする保守的機能をコントロールしないしはチェックしているからこそ、労働者の力がある程度認知されているものだと思

えている。

この官公労働者の階級的意識の啓発と運動の方向について、一貫して労働者の基本的権利を擁護する理念をもつて指導にあつてこられたのが、沼田先生である。沼田さんは目下都立大学の総長である。非常に多忙な立場にあつてあらたに『著作集』をまとめあげられ、近く出版記念会が行なわれるときく。労働法学者の皆さんの話によるとこのように生涯を通じて著作集をまとめられるのは、労働法学者として今回が初めてといわれるが、素晴らしい意欲をもつておられるのに感心する。

先生は、学者的タイプと違う、陽性であり一見して豪放なもの、いささかも相手に乗ぜられるようなことはない。酒も大いに嗜む。軍歌も好きである。それでいて口論が始まると粘り強く本人が納得するまでやめないのである。私は国労出身であるが、国労の幹部はみな沼田さんのこうした気性にホレこんでいる。

公労協と公務員の現業労働者は昨年暮、強力なスト権ストを行ない、私も公労協代表幹事の一人としてその指導に当たつたが、このとき沼田さんは私に指導者は「根性」をもてと激してくれた。周知のとおり、官公労働者のスト権問題は、マッカーサーの占領政策によつて一律全面禁止となつたときからたたかいが続けられている。ILO提訴、ドライヤー勧告、公制審設置、七四春闘合意、スト権ストと発展していったのであるが、あのスト権ストを組織しうる原動力になつたのは国鉄のマル生粉砕、反撃のたたかいであつたことはいうまでもないし、それが直接の動機となつたのである。

公労協や公務員共闘はあの強力なたたかいを組織するまで幾多の苦難なたたかいをのりこえ、同時に労働者一人ひとりの階級的意識の啓発と、たたかう組織力づくりに努力してきたのであるが、その底辺における土台づくりをしてくれたのが、沼田先生以下進歩的な労働法学者や弁護士の方であったと思う。

国労は、マル生闘争の反省のうえに伊豆大川に労働学校を十億円かけて建設した。さらに新綱領も採択し、学習活動を広める作風をつくることにした。また、権利討論集会を全国的に開催し、徹底的に労働基本権について勉強し、実践的運動との結合をはかってきたのであるが、この集会について全国を廻り直接講演指導にあたってくれた第一者が沼田先生であつたし、学習活動＝文化闘争重視の課題を提起してくれたのも沼田先生だったのである。

先生は、私が事務局長に就任したことからお祝いの会を開いてくれた。席上先生から早速ご高説をいただいた。大道を歩む者は、余り小さいことにこだわってはならぬ。この道が良いと思つたら堂々と前に出てたたかうことだ。さらに日本の労働運動の前進についてのいくつかの課題について提言された。つくづく有難たいと思つた。先生のいわんとすることは思想性をもって柔軟に対応せよ、ということだと考えている。とくに今日のような組織的混迷を迎えているときは、あらたな運動の視点を検討すべきではないか。「共同決定法」についてはどうかと問題を投げかけられた。

いまロッキード汚職事件を契機として日本の保守支配構造は

後退を余儀なくされてきているし、総選挙後の政局動向、七七春闘を前にしてのきびしい経済的情勢を分析するとき、政局再編成、そして労働戦線の再統一の嵐がいろんな形で吹いてくることは間違いない。とくに企業主義的傾向にある労働運動の現状から、あらたに階級的に魂を入れて団結を強化し運動の再構築をはかるためには、「共同決定法」を制定させ、民間労働者の大同団結、ないしは未組織労働者の組織化が重要であることは検討に価するし、そういう時機に到来しているのかも知れない。

参加問題は近い将来避けて通れない課題ではあるが、いまの労働運動には必ずしも理解と合意をえられるとは考えられないが、私は沼田先生のいう判断と運動へのプログラムを大事にして対処すれば、正しい運動の道筋が開かれるものと確信している。

私は沼田先生のすべてが好きである。先生のご発展を心から祈つてやまない。

(総評事務局長)

編集室より

▽『沼田稻次郎著作集』第九回配本、第九卷『権利闘争論』をお届けいたします。次回配本は最終巻『労働者陣営形成論』（二月一五日発売）です。

* *

第十卷 労働者陣営形成論

ストライキのなかの規範意識と法

〔近江絹絲争議〕労使攻防の法理

〔日鋼室蘭争議〕MSAの厚い壁と地域連帯の闘い

〔王子製紙争議〕ユニオン・シロップ闘争の本義について

〔三池争議〕脱落の自由とということについて

〔海員争議〕人間回復の闘争と団結

運動主体の道義的形成

戦闘的組合運動への提言

三池労組一〇年の闘争の生み出した「法的なもの」について

炭労の部分ストと賃金カットの問題

争議権における連帯性の要因

団結権保障の本義について

生き甲斐論としての権利闘争論

教育労働者の倫理と権利

最高裁学テ判決の功罪

むつ漂流と全日海の闘争

七六年国民春闘と労働組合の社会的役割

学習 労働問題——権利闘争のための講座

〔著者解題〕

沼田稻次郎著作集

第10巻

月 報

1976年12月

労働法論序説との出会い

正 田 彬

『労働法論序説』は、私の研究生活のはじめから今日まで、常に手元から離せない書物の一つである。同時に、私が曲りなりにも続けて来た勉強は、いろいろな面で沼田先生のこの本から、大きな影響を受けているといえる。かなりいたんできており、最近では専ら新しい版に役割をゆずって書棚に収まっていたこの本をみると、研究生活をはじめたころの自分を、若干のほえましさを感じながら思い起すのである。

昭和五年の暮頃、大学を卒業して研究生活を志したものの、少しからだを悪くして、週一回の病院通いをしていた時、その帰りに手に入れたのがこの本であった。それからが大変だったという記憶がある。一方で内容にひかれて読み進んでいながら、あるいはそのつもりでいながら、とにかくむずかしかった。理解したつもりでいてよく理解していなかったということを感じながら、しばらくは、この本と取っ組み合いが続いたのであった。

目次

労働法論序説との出会い	正 田 彬
沼田先生のこと	大 脇 雅 子
緑は異なもの、先生と私	川 村 統 一
舞台裏からの独白	山 本 喜 隆 五

労働旬報社

東京都千代田区
神田神保町3

そのころの私は、研究生活を志してはいたものの療養中で、実際に研究生活をスタートさせたとは到底いいえない状態であったし、戦後刊行された書物が少ない中で少しでも多くの手掛りをもとに思っていた私にとって、『序説』は、まさに苦勞し甲斐のあった本だった。内容を十分に理解することはできなかったにせよ、当時の私なりに、強い、かつ新鮮な印象を受け、その迫力に圧倒されながら、そこに何か一つの道を見出したような気がしたのである。別の言葉でいえば、そこに一つの目標ができたような気がしたということになろうか。

労働法と経済法を中心として、現代の経済社会の構造に対応する法のしくみという視点から、統一的に勉強したいということとは、当時、峯村先生のもとで勉強をはじめようとしていた私が、漠然と考えていたことであった。それだけに、沼田先生の『序説』は、一方では、私が漠然と考えていた勉強の方向を後付ける大きな支えとなったのである。沼田先生の視野の広さと体系の壮大さは、その時から現在まで、あやかりたいと思っている私からますます遠ざかってしまっているように感じている。スケールの違いということとは、何とも仕方のないものであるが、勉強をはじめたころ、一つの大きな支えを与えて頂いたことには、感謝のほかない。

この沼田先生の『序説』は、同時に、その後の私の勉強にとって、常に前提となつてゐる。迫力と重量感のあるテーゼ、先生の『経済法論序説』ともいうべき内容には、基本的な共感を覚えながら、そして非常に多くのものを納得しつつ学びながら、何かほかに、それだけだろうか、という疑問をもちつつきてきているということになるようである。

昭和二八年に「経済法の社会法的性格」という論文を書いてから、最近、沼田先生の還暦記念論文集に、労働法と経済法についての論文を書かせて頂くまで、そしてそれから後、沼田先生から『社会法理論の総括』の中で、あらためて御教示を頂きながらも、何とかして、きちんとまとめて先生に教えて頂かなければと思いつづけていることなのである。

死んだ子の年を数えるようで恐縮だが、かなり長い年月かけて整理したりまとめたらしいルーブリックの厚いノートが、ベンガジ空港で灰になつていなければ、少しは整理したかたちで、私の疑問もまとめられたのではないかと思う。それができなくなったこと、少なくともかなり先にのばさざるをえなくなったことは、二重の意味で残念であつた。一つはもちろん右にのべたことだが、もう一つは、何時のことかはつきり記憶はないが、恐らく二〇年くらい前の沼田先生の言葉が頭に残つていたことと関係する。

「自分の頭で考えたことで、モノグラフを書き上げるということができればだめだ。論文集とは全く違うのだ」といったことを沼田先生からうかがつた時に、たしかにその通りと思ひ、その実行を決心したのであつたが、未だに実現できていな

い。やつと実現に近付いたところで、またそれが遠ざかつてしまったのが残念なのである。もつとも、事故に会わなかったら今頃は、というのもあやしいもので、それならそれでまだまだ先に延ばしていたかも知れないから、まさに、言い訳以外のなにものでもないのかも知れない。

こういうことなので、論文集をまとめることになる時に、何時でもうしろめたい感じがし、特に沼田先生にお届けする時には、*glaubliches Gewissen* をもつのである。沼田先生が、まさにいわれたとおりのことをしておられることには、感嘆—敬服するほかはないが、それだけに、二〇年近く前の一言が、ズシンとひびき続けているのである。

『労働法論序説』をとおして私がつた沼田先生への共感のもう一つの面は、何号か前の月報で横井さんが書かれていることと同じようなことである。「法学は果して生涯を捧げるに足る学問なのであるか」という一句は、当時の私をはっとさせるものであつた。そして、それから後も、形をかえ姿をかえて繰り返される問いかけのはじめであつたと思う。何となく漫然としてゐる私には厳しいものを含み、勉強の姿勢に反省をうながし、それでいて人間的暖かみと共感を感じさせるこの言葉から受けた印象は、何時の間にか、沼田先生に接してうける印象とだぶってしまったようであるが、私にとっては大変貴重なものである。

(慶応義塾大学教授)

沼田先生のこと

大 脇 雅 子

十何年前、まだ私が名古屋大学の助手をしていた頃、神戸大学で開かれた労働法学会に出席し、その帰途、沼田先生、島田先生らと御一緒に、神戸の花時計や元町を散策したことがあった。私が、沼田先生から親しく御指導を受けるようになったのは、この時が最初である。また合同労組の実態調査のグループに加わり、沼田先生を中心に生き生きと議論を重ねられる労働法学会の先生方との楽しい合宿に参加したこともあった。

その後結婚し、三人の子供を生み、家事と育児にも人並みにふりまわされ、弁護士としての家業に徹し、労働法の研究から遠ざかって久しいが、労働法の研究に打ちこんだ青春時代は、私の精神の故郷である。そして十五年。弁護士として、労働事件、家事事件、公害事件、一般市民事件、時には刑事事件と、雑多な事件処理のなかで、人間の尊厳と権利が、いかに大切なものかを痛いほど教えられて来たが、ふと何かひとつ果たせない夢を持ちながら、旅を続けている想いがしてならない。

子育てのあるときは、人知れず無念の想いをのみ下し、多忙に流されるときは、自分の能力のなさや意思の弱さに沈みこんだり……沼田先生は、そんな時、何気なく、そして私の心の底を深く見透すように、暖かい言葉をかけて下さった。

「僕たちは、君が失ったと同じくらい、戦争で時間を失っ

た。君は、人間の生活をしながら、法律の実務にたずさわり続けているのだから、自信を失うことはない」。そしていつも、「与謝野晶子のようにひたむきに」と。

沼田先生は、生意気にも言わせてもらえば魅力的な偉丈夫でありながら、実にデリケートな心を持たれている。多くの言葉はなくても、沼田先生のお話を聞いていると、自分の人間としての狭さに、いつも恥じ入るような思いをさせられる。それは沼田先生が、とてつもなく人間として大きいからだと思う。そしてこれほどまでに多くの業績をつみ、透徹した史眼で労働運動や学界をリードしておられながら、いつも飾り気なく、自己反省を口にされる。精緻に構築され、検証された先生の論理の厳しさと確かさ、読む側の血を動かすような説得力にあふれた文章は、実は先生の自己に厳しい生き方に裏打ちされているからではないだろうか。

いま私は、沼田先生が還暦に書かれた『人権と団結』のなかで、現在の主体的運動を領導する思想として、「人間の尊厳に値する生存の思想」を、「歴史の試練の中から生まれた戦後の展望的イデオロギー」と規定されたことに、深い感銘を受けている。私は、自分の主体的な課題としても、婦人運動にかわり続け、これからの労働運動は、「工場の壁をこえて、人間の尊厳を基底とする生活と文化の問題に深くかわり、それを社会に定着させる運動を持続してこそ、真の変革が果たされるのだ」という確信を持つに至っている。そして組織的運動につき動かす力も、ただ参加しきょうでは駄目で、究極のところ、「真面目な人間としてのひたむきさ」「人間の迫力」だという教え

は、私たちのように実務にあり、さまざまな運動にたずさわる者にとっては、忘れてはならないことである。

……実は、私は先生から一つの課題を与えられている。名古屋に講演に来られた折や学会でお目にかかった時など、何度か示唆を受け、何とか果たさなければならぬと思いつけているけれども、永い間、私は先生の期待を裏切り続けている。こうして書いていると、先生の無言の叱責が聞こえそうである。果たせない夢を持ちながら、旅をしているような感じがするのは、そんな沼田先生の声があるからかもしれない。

(井藤士)

縁は異なもの、先生と私

川村 統一

ひと口に合縁奇縁というが、広い世の中、人と人との出会いほど、この言葉の実感を表わすものはない。私が沼田先生の知遇———というは憚りもあるが———を得たそもそこそはまさにその一つの典型といつてもいいと思っている。

昭和四七年の十二月、それも師走に近いある日、私たち——花立忠と佐藤時次郎と私——は、恩師孫田秀春先生の米寿記念論集を刊行するための第一歩として、その代表発起人の役を沼田先生にお願いしようとして、はじめて高円寺のお宅の門を叩いたのであった。これが先生との間に不思議な縁を生んだそもそもだったのである。

私たちは、時余にわたって口説きに口説いた。無理を承知のお願いだとも、ご迷惑なお願いだとも、思い付く限りの言葉を並べて攻めたてたが、ただ適任ではないと仰言るばかりで、一向に埒があかない。実のところ私たちにすれば、このお願いに上がるに際して孫田先生からは、もし万が一、沼田先生のご承諾がいただけないようだったら、論集刊行のことは、取り止めにしてくれ、とまでいわれた事情があるので、いくら先生が適任ではないといつて固辞されようと、それでは致し方ありません、などと引き下がるわけには絶対いかないのだから、断わられても断わられても必死の思いで、お願いお願いの一点張り、粘りに粘るより仕方がなかった。この余りにもしつこい粘りようには、さすがの先生も根負けされたものとみえ、とうとうそうまでいわれるのならやむを得せんナア、と苦笑されたのであった。

この決定的な一言をいただいた瞬間の嬉しさを、いったいどう名状したらいいのだろう。無事に大任を果たすことのできた充足感と解放感、さらには満足感やら安堵感、私たちの胸は嬉しさと喜ばしさに溢れるばかりだった。

そんな浮き立つばかりの私たちの喜びを更に倍加させてくれたのは、先生ご夫妻からの思いもよらぬご歓待だった。辞去しようとする私たちを押しとどめられた先生は、まあ一献とばかり盃をさされるのだった。棚から牡丹餅のご馳走だったからでもあろうが、由来このような場面での酒のうまさは格別のもの、世にいう美酒とは、こういう酒をいうにちがひなからうとつくづく思ったことである。酒間、話題はいろいろだった。当

然の成り行きとして學問について、あるいは人生について、先生からのご高話があったにちがいないとは思ふのだが、不覚にも酔い痴れてでもいたものとみえ、肝心の記憶は臆に霞んで定かでなく、どう探ってみても、思い浮ぶのはたったの二語、でもそれだけは記憶の底にたしかな根を据えている。それは、(1)「孫田シュールはもつと勉強しろ、小さく固つては駄目だ」、(2)「イデオロギーとレーベンとは別だ」というのである。(1)については、面目ないが、ただ忸怩とだけしかいいようがなく、(2)についてだけは、私にもそれなりに思い当る節があつて、処生の上でも、信条の一つとして活用させていただいている。

いうまでもなく、孫田先生と沼田先生とは少なくとも労働法学の分野における限りでは、その思想的立場を異にしておられる。にもかかわらずこれを人間的側面からみれば、両者を隔てるものはない。たとえば、沼田先生が孫田先生を、あたかも父祖にでも遇するように敬愛されておられるのは周知なことで、いづれにいいだろう。日本労働法学会の、名誉会員第一号として孫田先生を強く推されたのは誰であらう沼田先生だったし、『経営と労働の法理——孫田秀春先生来寿祝賀論集』が、さういふ江湖に迎えられたのは、代表発起人たる先生の熱心なご尽力があつたればこそのことなのである。さらにいささかの私事をつけ加えるなら、孫田門下の末輩にすぎぬ私ごときについてすら、かわりない恩愛の手を伸べて下さる、例証必ずしも当を得ているとは思われないが、これをしもイデオロギーとレーベンは別だといふ先生の一側面を語るものだったら、なにを浅薄なと一笑に付されるだろうか。(中央大学経済研究所)

舞台裏からの独白

山 本 喜 陸

『生産管理論』と『日本労働法論』を含む沼田稻次郎全集の刊行は、先生が長い間一笑に付して肯えんじなかつたこととは別に、十年前からの私どもの悲願であつた。なぜか。いうまでもなく、『生産管理論』と『日本労働法論』は、戦後労働法学の出版を告げる高らかな号砲であつた。同時に、それは知的にも肉体的にも虚脱と空腹のさなかに、私自身の人生をスタートラインに立たせるものであつたからにはかならない。

その頃たまたま京都府庁に出張した私は、お世話になつた労政課の人に用務を終えた雑談の中で、活字でしか知らない先生の動静を尋ねてみた。「昼は新聞記者のようであり、夜は学者のようでもあり、組合活動家としても活躍です」という至極生まじめな答えが、かえつてユーモラスに先生の人となり伝えてくれたことを今でも忘れない。

私の勤め先がまだバラックの兵舎のような頃、先生は薄汚い私の一室をわざわざ訪れて下さり、机上に『労働法論序説』を置いていかれた。先生との最初の出会いであつた。しかしその時、先生からも私からも再会を具体的に約束した記憶はない。「田井俊一」が生き、体験してきた昭和十一年を想起させる(『序説』最終頁参照)暗い鉛のような時代であつた。

私は『序説』の難解さのなから、この時代に対峙する先生

の真理に正義を求める不退転の魂に痛いほど触れることができた。また、難解なそれ自体には、この時代への先生らしい対応をひそめておられると思えた（それは二十数年を経た今日、浅井教授の「加古法学と沼田教授」〔第一巻月報所収〕からも立証されたような気がしている）。いかなれば、私自身にとって貴重な・『序説』の時代であった。

ところで、著名な経済学者の言葉にいう——学問にとって平安の大道はない。その険阻な小径をよじ登るに疲れることをいとわない人々のみが、ひとりその輝ける絶頂に到達する幸せをもつ——と。しかし沼田法学の巨峰をきわめることは、決して容易ではない。先生ご自身も、登山者のために、その著作の殆んどすべてにわたって、そのつどさまざまな配慮と工夫をこらされてきている。私もまた、何より優れた装備と豊かな資材を整備することの必要性と重要性を学ばされてきた。

そして一人でも多くの登山者が、この巨峰を目指し、わが国労働法学の到達点をみずからの力で確認されることを願うが故に、この巨峰への新しい登山路を切り拓くことが必要不可欠であった。それは『生産管理論』や『日本労働法論』を単に古典の模刻として登場させることを意味しない。新しい労働法学徒が、先づ両書から着実に出発して貰いたいし、そこになおくめども尽きない深い洞察と鋭い示唆を見出すよう切望するからである。私も『著作集』編集の出発点である。

しかしそうはいっても、先生の全著作のうちから、僅か十巻にその精髓を濃縮し、凝集させ、歴史的に現実的な再構成を試みるという具体的な作業はどむずかしいものはない。この苦難

の作業を貫徹させ、完結させた強靱なエネルギーは、もとより先生ご自身にすべて帰せられる。そして、私どもが夢にまで画いていた著作集全十巻を現実のものとしてわが胸に抱いたとき、またもや新たな驚嘆の淵にわが身の投げ込まれていることを知らなければならなかった。

まことに「学問にとって平安の大道はない」し、「その険阻な小径をよじ登る」ことは、並み大抵のことではない。そのことをもつとも厳しく受けとめられ、みずからの実践のなかで終始貫かれたのは、ほかならぬ先生ご自身である。だからこそ、「その輝ける絶頂に到達する幸せ」こそは、正に先生に捧げられるものであると私どもが強調しても、恐らく先生はさらに未踏の彼方を凝視して、駄弁はやめろといわれるに違いない。あるいは鈴葉良 (Labour Law) 氏だけが、私どもに微笑を送ってくれるかもしれない。思いたい。

—— おわりに、『著作集』の裏方である私が、このような表舞台に飛び出すことは、いささか非常識ではあるが、『著作集』の完結に際して、裏方一同になり代り、先生への言い尽せぬ感謝の気持の一端を、という心情だけを何卒お許し願いたい——

(衆議院社会労働委員会調査官)

即身成仏

沼田 稻次郎

秋雨の冷い夜、孫田先生のお通夜から帰えって、労働法学の先駆者の偉をしのびつつ一筆書く。

孫田秀春先生は十一月一〇日の朝、食後に自から合掌なさって眠るが如く入寂されたという。密教流の即身成仏というお姿であったのだろうと思う。

この春、先生の卒寿のお祝いに訪ねたとき、先生は私の著作集の祝賀会を呼びかけるといわれたので固辞してかえた。ところが、その後も川村君などの愛弟子を通じて労働旬報社にもしきりにせき立てられていた。川村・林両君からの強い勧めがあつて、私も労働法学の大先達の御芳情を謹んでおうけすることに、先生直筆の御便りのままに去る一〇月二四日の日曜日に西荻のお邸を訪ねたのであつた。

枯れた字で「誠心一徹」と書かれた色紙——これが先生の絶筆である——をそのとき金盃とともに頂戴した。校長先生から卒業証書と賞品を賜る小学生になつたような気がして、光栄と感謝とそして照れくささを感じていた。その日は、先生晩年の弟子たちをはべらせ、吉永栄助教授と柳沢旬報社長とを客人として招き、主催者たる先生御自身まことに楽しそうであつた。さらに、今春、先生は故郷の長井市長から名誉市民の榮譽を贈られていたので、市の紋章を刻んだ徽章を頸にかけていた

だいて、私たちは先生を祝福し、南山の寿のために乾杯したのであつた。それが永別の会となろうとは思ひながら誰一人として思ひなかつた。

私が先生の著書・論文を学んでいた学生時代に、このような奇しき縁が待っていたようとは夢にだに考えなかつたことだ。ありがたいことだつた。名残つきせぬ先生であつた。

編集室より

▽『沼田稻次郎著作集』第十回配本『労働者陣営形成論』をお届けいたします。本著作集は本巻をもって完結いたします。長らく御購読下さいまして、ありがとうございました。

『沼田稻次郎著作集』〔全十巻〕

第一巻『日本労働法論』

『日本労働法論 上』、『日本労働法論 中』、〈著者解題〉

第二巻『労働法の基礎理論』

『労働法論序説』、『労働法における法解釈』、〈著者解題〉

第三巻『団結権論』

『団結権・団体交渉権』、『団結像と団結権思想』、『組合自主法の原理』、『不当労働行為と団結自治』、『特殊日本の組合活動をめぐる法理』、〈著者解題〉

第四巻『労働争議権論』

『争議権の一般理論』、『生産管理論』、『争議法の基本問題』、〈著者解題〉

第五巻『官公労働法論』

『官公労働者の権利と法』、『ILO闘争とスト権奪還闘

争』、『官公労働者の争議権論』、『裁判闘争と立法闘争』、〈著者解題〉

第六巻『労働協約論』

『現代社会における団体交渉と協約』、『労働協約の法理』、『戦後労働協約の足跡と現在の課題』、〈著者解題〉

第七巻『労働権保障法論』

『生存権思想と人間の尊厳』、『労働権保障法論』、『経営秩序論』、〈著者解題〉

第八巻『労働政策批判』

『法と政治の背離』、『悪法と労働基本権』、『労働政策と労働運動』、『立法闘争論』、〈著者解題〉

第九巻『権利闘争論』

『権利闘争の基本理論』、『権利闘争の実践的諸課題』、『治安・刑法法規批判』、〈著者解題〉

第十巻『労働者陣営形成論』

『ストライキのなかの規範意識と法』、『運動主体の道義的形成』、『学習労働問題』、〈著者解題〉

刊行のことば

戦後三〇年がたった。それは同時に労働組合法が制定され生きた年月でもあった。実に豊富で膨大、かつ深刻な内容をもつ歴史が展開されてきたのだといえよう。

そしてこの間、いくつかの転期といわれるものがめぐってきたがいま、政治・経済・労働運動がかつて経験したことのない壮大な世界的ですらある転期を迎えたといわれている。当然、その転期にむけて問題提起を試み挑戦していくことが出版人の義務であるとするならば、何をなすべきかに苦慮を重ねた。

まして労働者、労働運動とともに歩む社会的共有財産として自負する小社が、この激動にむけていささかの寄与を傾ける企画を考え、創立二六年の伝統をこめてとりくむのにもっともふさわしいものと考え、本著作集の刊行を企画した。

私どもはいままでもなく沼田先生の構築する「巨峰」を語ることはできないし、そのことは読者の皆様方自身の手で解いていただくのだが、われわれは少なくとも、先生が、歴史性・階級性をもつ時代の問いに鋭く深く切りむすんで創造しつづける学問的態度、それ故に一貫してとりつづけた正義と、体制に對峙する立場で生きる姿を学んで社づくりの指針とした。

そして、歴史的実践主体形成への働きかけ、または自らが実践的主体としての参加なしに科学としての労働法学はないとの態度で展開される、法イデオロギー批判、権利闘争論、労働基本権を基軸にすえた研究など、その思想と果実は、運動のなか

の出版社・としての私どももまた、先生の職尾に付して追求めつづけた問題でもあった。本企画に小社の執念をもやすめようである。

一九七六年一月

労働旬報社

著作集刊行によせて

法学博士 孫田秀春

すでにわが国の労働法学も、半世紀の歴史をもつに至っている。とくに戦後労働法学の発展にはめざましいものがある。かねてより私は、戦後いち早く『日本労働法論』によって日本労働法学の体系化にとりくまれ、以来、数多くの著書によって示された沼田博士の業績に最大級の敬意を表してきているものである。と同時に、沼田博士は学問のみならず、私はもとより若い学者たちからもしたわれ、人間としてのうるわしさ、その人格はひとときわ光っており、実に人間としての魅力に溢れている。この度、沼田労働法学の真髄をまとめられた著作集の発刊を心から慶ぶとともに、その意義の大からんことを思っている。

元立命館大学総長 末川博

戦後労働組合法が制定されて終戦の翌年から実施され、さらに、他の労働関係法が整備されるにいたって、急激に労働関係

法の学問が充実され、拡大されることになったのと歩調を合わせて、沼田博士は独特の高い識見と広い視野に立って研究をすすめてこられたことを私はよく知っているとともに、常に敬服しているのである。その博士のこれまでの論作を集大成されてここに刊行されることは、学界にとってはもちろん、労働実践の面でも大きく寄与すると信じて、広くこれを江湖に推奨する次第である。

東京大学名誉教授

大河内 一男

昨今の社会のように、すべてが流動的で転換を迫られているときには、狭い専門だけに立てこもっている学問は役に立たなくなる。労働問題なども、解釈法学としての労働法だけでは事態を正しく把握し展望のある判断を下すことはできない。この点で沼田さんの労働法は、社会政策論や社会保障論とかたく有機的に結びついている。私は沼田さんの初期の著作である『生産管理論』や『日本労働法論』以来、最近の論稿まで読んで教ええられることが多いのだが、戦後三〇年、労働組合や労使関係の問題に対する情熱の一貫した深さに敬意を表したい。こんど刊行される沼田さんの著作集を手にするのを楽しみにしている。

早稲田大学名誉教授

野村 平爾

沼田稻次郎さんは、戦終直後から引きつづいて今日まで、労働政策、労働法の問題点を、労働運動との係わりで、鋭く分析し論評しつづけた人である。今回君がその折々に発表してきた著作の中から自ら選んで全十巻の著作集として刊行すると言う。

強い期待をもって迎えたと思う。同時に今三〇年の歴史をふり返って新しく問題を考え直す時期であることを考えると、研究者にとっても、実務家にとっても、そして何よりも労働運動家にとっても、必読の文献ではないだろうか。是非座右に備えられることを期待するものである。

弁護士

森長 英三郎

終戦直後、夕刊京都新聞社論説委員であった沼田さんは『生産管理論』、『日本労働法論』をもって労働法学界に登場された。私は今も沼田教授のこれらの初期著作を愛蔵しているが、それは法社会学に基礎をおき、同時に新聞社での組合活動の経験もあって権利闘争的なものであった。またそれは期せずして日本国憲法の基本的人権の章のたかい思想と合致していて、当時の新風であった。それから三〇年、沼田教授はただこの主題ひとつを追究されて沼田法学の巨峰を打ち立てられた。日本では法学者の全集または著作集が刊行されることは稀有であるが沼田教授はその稀有の光栄の人となる資格を持つ人である。

弁護士

佐伯 静治

沼田労働法学が戦後のわが労働法学の最高の到達点たる巨峰であることは、いまさういうまでもない。しかも、学問としてそうであるだけでなく、労働運動や労働裁判の実践にも大きな影響を及ぼしてきたことも、またいうまでもない。すべて学説は、その断片をつまみ食いだけでは、これを理解することはできないが、ことに沼田労働法学は、厳密な社会科学を裾野

としてそびえ立っているのであるから、これを正しく理解するには、その山峯全体にとりくむべきがほんとうであらう。このたび労働旬報社の努力によって、その全体系にたやすく接することができるようになったことは、まことに喜ばしい。これが広く読まれることを心から期待する。

東京大学教授 渡辺 洋 三

私は労働法学者ではないが、沼田先生の労働法はかなり勉強したつもりだし、多くのものを学ばせていただいた。沼田労働法学は、日本の労働運動が提起している現実的問題にすぐ迫ると同時に、法学の理論的課題の深化にも大きく寄与するという二つの側面を統一しているのが特徴である。だから沼田労働法学は、労働法学のみならず日本の法律学全体にとっての、輝かしい金字塔である。今回、労働旬報社から労働法著作集が刊行され、その金字塔を一度に仰ぎみることができるのはまことに幸しいことである。ぜひ多くの人に読まれることを心から期待する。

法政大学教授 青木 宗 也

先生がわが国の労働法学の形成、発展に果たされた役割りはまさに偉大である。戦後の労働法学形成期に労働法学の研究を志した私は、先生がまだ京都にお住いの頃書かれた『日本労働法論』によって労働法のなんたるかを学び、その後今日まで四〇冊にも及ぶ著作と多数の論文によって啓発され、教えられ、決定的な影響をうけてきた。私にとって先生の理論は、学問の

指標であった。それは単に私だけではなく、労働法学の研究を志す者のほとんどが、なんらかの形で啓発され、影響をうけてきたものといつてよいであらう。戦後わが国の労働法学の展開のなかで、沼田理論の多大な影響と役割りをみてとることが出来るのは、そのことを物語るものといつてよい。このように、わが国の労働法学の形成と発展に偉大な役割りを果たされた先生の著作集が出版されることとなったことは、わが国の労働法学の発展にとって限りないよろこびであると同時に、私にとつても、このうえもないよろこびである。

京都大学教授 片岡 昇

沼田先生は、戦後のわが国における労働法理論の開拓者の一人であるが、その研究の一貫した流れは、唯物史観の立場に立った社会科学としての労働法理論の確立にむけられている。戦後の分野においても、戦時中の研究態度に対する反省から、社会科学としての法理論をめざし研究がとみに活発化したのが、その目的を達成することは、必ずしも容易ではなかった。先生は、労働法原理のイデオロギー批判を基礎におき、それに導かれそれに則応する法解釈論、さらに労働者階級の法形成的実践にむかつて働きかける権利闘争論などを総括する、独自の科学的労働法理論の確立に努力された。

官公労働者のスト権問題をはじめ、歴史的転換点にたつ数多くの問題を解決するうえに、先生の科学的創造的理論の果たす役割は、きわめて大きい。先生の著作集の刊行を、心から期待する。

無縫空談

過去の再構成

「著作集」全一〇巻は予定より少し早く、一月上旬には完結する見通しがたった。そして九月二〇日の月曜日に第七巻の見本ができた。一昨年の五月二五日、六〇歳の誕生祝賀会とともに、平均年齢が長くなっているのだから、まだまだ学問の途に精進すべし、という激励の言葉を幾つか頂戴したのであった。だが、還暦記念論文集や那須画伯による私の肖像画を贈られ、赤いチョッキと帽子を着して娘のような弟子たちから花束を抱かせられてみると、うたた老境への門に立っているのを感じざるをえなかった。還暦というと「若い者」と思ってみえる孫田先生や末川先生からは笑われるかもしれないが、それは私のいつわらなき心境であった。祝賀会の席上で私は「これから残務整理に入りたい」と挨拶したが、少なくとも労働法学についてはそれが本音であった。

「著作集」を出すつもりになったのも、たしかにいくらかの気負いが生じなかったわけではないが、基調は労働法学との訣

沼田 稻次郎

別文集だといふかなり安易な感じからであった。

ところが、いざ著作集にとりかかってみると、それは方法的反省や独自の構想力を要請する新たな仕事であることがわかったのである。一つの短い年表におさまる三〇年のわが時の流れではあるが、それを現時点の視座から一〇巻に凝集し、空間Ⅱ立体的に構築すること、あるいは歴史的なものを論理的なものとして展開する意味をそれはもっていた。それぞれの局面において提起される課題を論じ、あるいは実定法の解釈理論を体系化すといった従来の著書・論文は、もとより「著作集」の編成をめざして書かれてきているわけではない。むしろそのつど書きすていていったものだといえる。たしかに過去の論稿は現在の私の思想に媒介されている。だが、それぞれが独自の問題関心の下に書かれたものであり、極端にいえばばらばらのものの連続である。ただ歴史的に発展する現実在に主体的に関わることによって、諸問題を現実在の諸契機として——それ自体を孤立的にはなく——把握しようとしてきたから、思想としては統一的に構成できるような気がしていないでもなかった。しかし、著作集を自分で編成するということは過去の沈澱

ではなく新しい構築作業であった。

第一〇巻の巻末に付した「完結にあたりて」のなかで、私から感謝の意を表した方々の鼓舞を感じつつ書いていたからこそ、その作業もどうにか乗りきれたのだと思う。こうして著作集が十冊ならぶとなると、過ぎ去った月日が現在に甦ったような気がしないでもない。だが、何よりも、私自身と私の著作集とを好意をもってとりまいていただいた方たちとの邂逅とその方たちとの間に幾星霜にわたって育ってきた深いえにしの貴重さを感じたのであった。

推薦文も月報（葉）の執筆も大部分は労働旬報社の発意によってお願いする段取りになったのであるが、同社の首脳陣は、私と深いつき合いの諸君なので、少なくとも法律学者や労働組合のリーダー達と私との情感的なつながりまでよく知っており、その面からと、さらにいくらかは同社自身との関わりをも考慮してお願ひしたい方たちのお名前を示してきた。ただ「月報」では、先生筋と組合・法学界以外の友人については私にゆだねたのである。

私の学生時代の先生筋で、私の敬愛する先生ということになると佐伯千仞先生以外には思い出せなかった。また先生は、私の結婚式、といっても敗戦直後、師走の小雪ふる日に下加茂神社で挙行し、女房の里でささやかな祝宴をはったときのことだが、近い親類以外に来ていただいた唯一人のお客様でもあったのである。労働法学界では浅井清信先生にお願いした。先生は戦前の労働法学者のうちで私が戦後最初におめにかかった先生である。その後も学位論文審査の主査をやって下さったり、さ

まざまお世話になっていいる虚心坦懐な先生なので、同じ学問領域の後輩のためにも躊躇なく気軽に御執筆いただけそうな気がしたのであった。

学生や軍隊の頃の友人は原稿用紙と無縁の社会で活動している諸君が多く、筆をとるのがおっくうらしいのがわかったので、結局、互に著書の交換をしている旧学友であり、宗教哲学について深く考えたすぐれた研究を発表している武藤一雄君と、夕刊京都新聞時代に紙面作りや組合運動と一緒にやった気風のいい西村幸雄君の二人の親友を煩わすことになったのである。いうなれば武藤君は北の都に青春譜を共に奏でて以来の友、西村君は戦後の原点に共にスクラムを組んだ仲間である。

以上のような次第で、少なくとも私の方からは非常に親近さを感じている諸先生や友人たちに推薦文や葉の執筆をお願いできたのであった。そしてそれぞれに味わいの深い——私自身は照れくさく、くすぐったく思ったが——文章を書いていただいた。それだけに、いかに感謝の意を表したにしても、それで終りにするのは何か物足りない気持であり、余情漂うところである。お訪ねして話したつもりで、そこはかとなく自画像の断片や感想でも綴って、おめにかげようかとも思っていたところ、幸いに労働旬報社が各巻の「月報」を集め葉集のような形に製本して「著作集」に関係の深い方たちにお贈りするつもりだときいて私も仲間入りさせてもらったのである。この拙文をみていただく方は大部分が私より若い人達なので、つい老人じみた話に傾くかもしれないが、大先生方の御海容を願う次第である。実は手紙の形をとるか、口語文で書こうかとも思っただ

が、それではますます老人くさくなりそうなので、敢えて文語体にしたのである。なお、日本労働法学の開拓者であられる孫田先生がことのほか「著作集」の出版を喜んで下さって、御推薦いただいたばかりでなく、さらに数々の芳情あふれる御配慮を賜わり、御気持がありがたく幸運かつ光栄に感じていることのみこの際先生に申し上げることを許していただきたい。

さて、筆のまにまに書いてみようと思う。機想をたてたというわけでもなく、ただ感謝と親しみの気分のなかで、心の堅牢をかきならす如くに想と情との流るるに随ってつづつてゆきたい。されば気軽に一瞥の上、忘却の淵に放棄せられるよう願う次第である。

社会主義と唯物史観の呪縛

社会主義に共鳴する人々は多かれ少なかれ、それにとり憑かれたことから生ずる理論的苦心を背負うものではないかと思う。金沢の四高に入学した年の秋頃からマルクスの社会主義に「かぶれ」はじめるが、当時私の哲学はカントに負うていたと思う。マルクス主義文献を読んでも、その社会主義に比重がかかっていて、唯物弁証法の方は何となくわかった気になっていた。唯物弁証法を哲学として考えることについて刺激を受けたのは、明らかに京都大学に行つて間もなく加古祐二郎先生に始めておめにかかったときであった。私の報告に対するわずかに二、三分間の先生からの批判的教示が、唯物弁証法のむずかしさ、あるいは奥の深さを思い知らしてくれた。その後、大学時

代、唯物弁証法をも疑いぬくつもりでヘーゲルや西田・田辺哲学にも接近してみたのだけれど、結局は社会主義と不可分の史的唯物論をふまえた唯物史観に回帰せざるをえなかった。マルクス主義的社会主義はその後も私の思想の根底にあって、今日までその呪縛から解かれてはいないのである。

戦後、自分で学問的な論稿を発表するようになったが、そうなるも社会主義の論理性ないしその真理性を確信しないでは、どうにも物は書けない。オポチュニズムという処世の芸にうとい私は、ドンキホーテ的にともかくも自分なりに納得した唯物史観をさらけ出して出発するはかなかった。ところが社会的発言は責任を伴うだけに、どうしても次の発言を拘束することになる。といって、唯物弁証法の世界観的・認識論的反省吟味も無制限につづけているわけにもゆかないので、自分では唯物史観だと考えている立場で現実に向つて接近し働きかけざるをえなかった。戦後三〇年それでやってきて、現実のとおり組みを媒介としつつ、唯物史観が自分の思想として定着していったようである。この年になって、論理的思索に堪えて思想転換をなさざるをえない状況にはなりそうもない。

社会主義は実践の問題であり、法学の理論とは別個の問題だとしてつきはなすことは、一応明哲な思想ともいえる。だが、理論と実践との統一を強調する立場で社会的に発言してきた私としては、十分な自己批判のできていない今日、安易に新カント派に傾倒するわけにはゆかない。また、方法二元論では自己の社会主義も主観的なものに墮落することにならざるをえまいと思うし、現実在は観照的立場では把ええないとする方法

論的発想が私をはなさないのである。

うまく咀嚼されているかどうかは知らないが、私としては理論と実践との統一ということを念頭において物を書いてきた。統一というのも、理論と実践とを峻別した上で、自由に恣意的に社会主義の価値観を選択し、それに適応するように理論を組み立てるという意味で統一というのではない。歴史的社会の認識＝理論というものは、もともと歴史的社会の主体の実践＝認識の対象自体を主体的関心によって限定する意味を含む——を媒介としてのみその必然性を貫徹するという歴史的社会＝現実在の全体的認識——真理性——を志すかぎり、そして認識主体そのものが「意識一般」でもなく、個人の主観でもなく、まさに歴史的社会のなかで一定の社会集団——歴史的社会の構造とくに下部構造に規定される——としてのみ現実的に主体たりうることを自覚するかぎり、実践の論理を媒介とせずしては成り立たない、たとい主観的には理論理性と実践理性とを区別しているつもりであっても、その真実としては実践の論理を媒介としない理論は——社会的に意味をもつ理論としては——ありえない、以上のような方法論的自覚をもって、理論と実践の統一を語るべきだと思うのである。それが史的唯物論ないし唯物史観であり、歴史的社会の弁証法であり、それが真理だと私は考えてきたし、いまもそう思っている。

ところが、現実在が歴史的主体の社会的実践を契機として、いること自体が歴史的社会の認識が実践と不可分である所以であるとみる私の考え方は、いわゆる自然弁証法で行きつまるのである。歴史的社会つまり人間の社会の出現する以前の地球——

太陽系でも宇宙でもいいが——、あるいは人間＝社会に対置して、いわれる自然には弁証法は語りえないのか、唯物史観は唯物弁証法の歴史的社会への適用ではないか、だとすれば主体のない自然界の認識には実践はどのように関わるのか、実験と利用という関わり方——歴史的社会の問題だ——ならば、機械論的唯物論で何故いけないのか、このような疑問はいまも脳裏を去来する。だが自然科学の知識のない私には沈黙のほかはない。

しかし、かりに自然界が機械論的にとらえられるにしても、私には歴史的社会が弁証法的に——弁証法的自覚としての認識をその主体的契機として含んで——発展することはどうも疑いえないし、それゆえに社会主義の真理性を確信するという次第である。存在と価値とを峻別する方法二元論は、現実在の一面的抽象的自覚たるを免れないのではあるまいか。人間の社会は、自然を普遍的基盤としながらも全く新しい運動法則による歴史的世界であり、そこでは目的あるいは価値を自覚する社会集団として社会的に実践する人間即ち主体が、自己自身を客体として形成的にこれに働きかけつつ、かえって客体としての社会を人間自身の現実在の一契機として認識＝自覚するのである。かかる運動のなかでこそ、量から質へ（たんなる形態変化でない）、相互作用、相互浸透、否定の否定などの弁証法の諸契機が実現される——歴史のなかで——のではあるまいか。そしてかかる運動法則によって発展する歴史的社会としての人間において基体となるのが自然（生物）であり、現実には経済社会がまさに下部構造として巨視的長期的には根源的な規定者としていわゆる上部構造つまり政治、法、文化、意識を含めた全

体としての歴史的社会を規定する（唯物論）と考えるべきではあるまいか。

このように自然と社会に関する根本的な考え方ところで私はなお動揺している。ただ以上のように考えるほかには、社会主義を思想の根底に安置できないし、法、政治、文化などの理論に血を通わせることができないのである。だから、その立場で書いたり話したりしてきたわけだが、これがマルクスの唯物弁証法であると断言する自信も虚勢もない。ただそれを自分では史的唯物論だと思っているのである。そして少なくともこの立場で労働法学を構築してきたと思うし、真理なるが故に正義でもあるのだと考えることにしているのである。

とまれこの世界観的懷疑は墓場まで持ちこされるものと思う。Homo sapiens における永久の、自虐的な苦悩多き課題でもあろうか。しかし、ひとは懷疑を食って生きているものでもあるまい。だが、また懷疑のない人生も、味気ないかぎりだろうと思う。私の戦後の論稿をふりかえると、いつも歴史的必然性を重視してきた、つまり個人の恣意をこえて貫徹する歴史的社会の客観的必然性を学問の基礎にすえているのである。私はそれを正しい認識だと思っているし、今後も論文を書くときにはそうなるにちがいないと思うが、それは論調を重苦しくしていたような気もするのである。

もともと私は歴史的社会の必然性が主体的実践を媒介としてのみ自己を貫徹することを強調して来たはずなのである。主体的実践を語るかぎり歴史における偶然性の問題から遊離しては必然性の問題自体を考えることはできないということであらう。

う。ヒンデンブルク大統領にもう少し胆識ともに優れたところがあればヒットラーに政權をとられることはなかったであろう、とマイネッケは『ドイツの悲劇』で書いている。クレオパトラの鼻が三分ほど低ければといった仮想を立てて歴史をみるものが全く無意義なことも私は思わない。しかし、「馬上の世界精神」がセントヘレナに流謫せられたのはナポレオンの命運の問題であつて、フランスのブルジョア革命の帰趨に歴史的社会の必然性を著しく変えたとは思われない如く、歴史的社会の運動における偶然性のモメントをあまり大きく把えるのは、かえって主体的実践そのものの歴史的社会的被規定性を捨象し、現実在の全体的認識を喪失することになるであらうと思うのである。その意味で、社会的実践的立場——それが理論的な立場なのだが——で物をいうかぎり、歴史的社会的必然性をふまえて——重苦しく、退屈ですらあつても——論ずることにならざるをえまいと思う。

たゆとう情感の生を愛す

さて、右のように一応考えてはいるものの、個としての人間の実存性の実感拒否しがたい。人間における不合理なもの、激情的なもの、偶然的なもの等、それらを私は情感の世界——社会的主体的実践と無縁ではもとよりないが、いわばその影となる生の世界か——で受けいれたい。歴史的社会は個人の生涯にとつて偶然であるか不可抗力の命運である場合は決して少なくはない。命運を感じるのは情感の生である。毛沢東や周恩来にも

「天」の思想——というよりは情感——の片鱗が感じられるのも、中国人の伝統的心情という以上に革命家の心情であると思われる。もとより道教的な天帝とか神、仏といった形象化されたものへの帰依でもなく、さりとて虚無観でもない。おそらく歴史的社会における個の有限性への唯物論的な深い理解からのみ生ずる達観の心境とでもいうべきであろう。

いうまでもなく私は革命家ではない。だが、激動の二十世紀中葉を生きてきた——比較的波瀾の多い生を——老庶民の一人として、仰いで天に問うといった心情を抱くことも少なくない。ことに人生の区切りごとに——戦地に出征する船中で、野戦から帰って荒れはてた祖国の土をふんで、生きて敗戦をむかえて、『生涯管理論』を出版して、父も故郷も失って、あるいは『運動のなかの労働法』を書いてドイツへの航路に発って、還暦を迎えて、そしていまも。その心情は必ずしも社会的実践からの逃避でもなく、それと矛盾するものだとも思わない。

ひとは社会としての人間の生において充実し「無限なるもの」にふれるという社会的実践をつみ重ねないかぎり、達観の境における深い情感を知ることができないとも思う。社会的主体的実践の乏しい学生時代は、個において主観的に「無限」を意識するが、いずれその主観性は生活の場で露呈せざるをえない。それは一つの挫折であろう。それを持ちこえるのは歴史の教を覚悟した主体的実践であり、それによって社会としての人間の真の無限性を体得しようというものでもあろうか。そして、そのときにこそ悠々たる蒼天を仰いで個としての人間の有限性を受けいれる情感の世界や達観の心情が生まれるのではあ

るまいか。

もともと私には、若い頃から社会的活動をはなれる時間のない生活はまことに味気ないものだと思われているのである。社会人としての人間の緊張と連帯の生における個としての人間の実践が、その人の歴史的行爲であり、その行動——教師には教育が、学者には理論的研究が、運動家には組織と運動がその中心となる——は、歴史の法廷で裁かるべきである。即ちそれは歴史にゆだねらるべき生である。そこには有限者の心境は無用であろう。だが、社会としての人間の立場から一応はなれてそれを天命と達観して、個としての人間の生を生きたとき、それがどのように過ごされようとも、反社会的影響のないかぎりは彼の自由・恣意に帰せらるべく、ただ彼独自の幸福感とか心境にかかわる情感の世界にすぎないのではないだろうか。このような歴史的時間の外にある生が空虚で無内容だとは私には思われない。プチブル的かどうかは知らず、私には社会的実践一遍倒の逞しい人生はやりきれないし、社会に吸収されてしまわない自分をのこしておきたい性分だと自覚している。もとより余裕が人間形成に必要なからというように目的意識をもちこむ気はさらさらでない。ただ情感の揺蕩う時間であればよい。だがまた、いつわりなき人ならば、肉体的にも精神的にも有限なる人間が、その有限なる生のすべてを定言命令、道徳法則に捧げつくせるものではあるまい、とも思ったりする。

ともかくも、心境にしたがつて生きる余裕も自由もないような社会は真平御免である。客観的にも将来の社会が社会主義から共産主義へと進むものとすれば、ひとはより豊かな余裕と

「天」の思想——というよりは情感——の片鱗が感じられるのも、中国人の伝統的心情という以上に革命家の心情であると思われる。もとより道教的な天帝とか神、仏といった形象化されたものへの帰依でもなく、さりとて虚無観でもない。おそらく歴史的社会における個の有限性への唯物論的な深い理解からのみ生ずる達観の心境とでもいうべきであろう。

いうまでもなく私は革命家ではない。だが、激動の二十世紀中葉を生きてきた——比較的波瀾の多い生を——老庶民の一人として、仰いで天に問うといった心情を抱くことも少なくない。ことに人生の区切りごとに——戦地に出征する船中で、野戦から帰って荒れはてた祖国の土をふんで、生きて敗戦をむかえて、『生涯管理論』を出版して、父も故郷も失って、あるいは『運動のなかの労働法』を書いてドイツへの航路に発って、還暦を迎えて、そしていまも。その心情は必ずしも社会的実践からの逃避でもなく、それと矛盾するものだとも思わない。

ひとは社会としての人間の生において充実に「無限なるもの」にふれるという社会的実践をつみ重ねないかぎり、達観の境における深い情感を知ることができないとも思う。社会的主体的実践の乏しい学生時代は、個において主観的に「無限」を意識するが、いずれその主観性は生活の場で露呈せざるをえない。それは一つの挫折であろう。それを乗り越えるのは歴史の裁きを覚悟した主体的実践であり、それによって社会としての人間の真の無限性を体得しようというものでもあろうか。そして、そのときにこそ悠々たる蒼天を仰いで個としての人間の有限性を受けいれる情感の世界や達観の心情が生まれるのではあ

るまいか。

もともと私には、若い頃から社会的活動をはなれる時間のない生活はまことに味気ないものだと思われているのである。社会人としての人間の緊張と連帯の生における個としての人間の実践が、その人の歴史的行爲であり、その行動——教師には教育が、学者には理論的研究が、運動家には組織と運動がその中心となる——は、歴史の法廷で裁かるべきである。即ちそれは歴史にゆだねらるべき生である。そこには有限者の心境は無用であろう。だが、社会としての人間の立場から一応はなれてそれを天命と達観して、個としての人間の生を生きたとき、それがどのように過ごされようとも、反社会的影響のないかぎりは彼の自由・恣意に帰せらるべく、ただ彼独自の幸福感とか心境にかかわる情感の世界にすぎないのではないだろうか。このような歴史的時間の外にある生が空虚で無内容だとは私には思われない。プチブル的かどうかは知らず、私には社会的実践一週間の遅い人生はやりきれないし、社会に吸収されてしまわない自分をのこしておきたい性分だと自覚している。もとより余裕が人間形成に必要だからというような目的意識をもちこむ気はさらさらない。ただ情感の揺蕩う時間であればよい。だがまた、いつわりなき人ならば、肉体的にも精神的にも有限なる人間が、その有限なる生のすべてを定言命令、道德法則に捧げつくせるものではあるまい、とも思ったりする。

ともかくも、心境にしたがって生きる余裕も自由もないような社会は真平御免である。客観的にも将来の社会が社会主義から共産主義へと進むものとすれば、ひとはより豊かな余裕と

論等もそこから発想している理論のつもりである。

実は私自身は、現実在を根源的かつ全体的に問う哲学的思考を通さないような、法に関する学問の専門家になることには從來あまり熱意を感じたことはなかった。さりとて、現実在の諸契機と法的契機との諸関係の認識を媒介としない「法哲学一般」の専門家なるものを志す気にもならないのである。

もとより最初から素人流の学問をやリ、キュービズムの学風をたてようなどと考えていたわけではない。労働法学の諸先輩やさまざまな法思想から教示をうけながらも我がままな私は関心の赴くままに考えたり論じたりしているうちにそういう性格の学問になったのだらう。あるいは、戦後とくに大学教授専門家になろうという目的意識をもつてはりきって出発したわけではないからでもあらうか。

遮莫、我流の学問でともかくも学界の一隅を歩いてゆけたのは、幸いにして公的機関とくに政府機関に使われなかったことによるところが多いと思う。もともと奉職した学芸大学は国立、都立大学は公立であるが、何といつても大学は、自治と研究・教育の自由の存在する場である。しかも学問することが本職だから結構至極。ときに地方自治体の労働講座などに招かれるが、私も旅情にひたるために——なるべく遠い地方や故郷への旅——二・三時間実用法学の専門家として解説的講演をする役目は快諾することになっている。今年の夏休みにはじめて沖縄へゆく機会をえた。ひめゆりの塔から南冥の塔まで炎天下にハイビスカスの花を擡げてまわりながら、つくづくと本土は沖縄に負い目があるはずだと思った。

ともかくも政府機関——各種審議会や労働委員会の委員などに使われなかったおかげで——もつとも頼まれても拒絶したかもしれないが、学問・研究の自由や表現の自由は、社会的にも、また「義理人情」的——これには弱いのだが——にも拘束されないうえに、研究のペースを乱されることもなかった。わが人生にとって貴重なことだったと思う。早くから、「赤」「プロ・レーバー」などのレッテルをはられたことの功德であらう。

「赤」のレッテルを最初にはりつけてくれたのはGHQであった。共産黨員が多いとみられていた「夕刊京都」新聞社の労働組合長であつてみれば、GHQがマークしたのも当然であらう。ところが、新聞記者——小さな地方紙でも——で、新聞労働組合長となるとかなり社会的な影響をもつらしく、また『日本労働法論』の著者で、新聞の論説も書いていたというわけで、早くから現実的な労働問題に関して講演したり、執筆する機会が与えられた。生活上の事情変更のため京大の研究室に復帰して法律学の徒弟修業をやりなおす余裕がなく、さりとて新聞社の定った仕事のほかは、ひたすら読書に耽りカードを作るなどという本格的な学究道を追究するほどに「学者」稼業に執着もなく、また沈黙しているにはあまりにも言論の自由への興奮が大きすぎた。野戦がえりの生命にとって、毀誉褒貶も赤呼ばわりも、もとより物の数ではなかった。

今度「著作集」を製作していて、自分の著作集にはちがいないが、むしろ時代がたまたま私をとらえて有無を言わずに沓かせて来たものを、いま漸く自己をとりもどした私が自由な気

持で編成しているという、いふなれば他者である「自己」を素材にして、自己自身が新たな著作をしているような気になることがしばしばあった。近江絹糸争議にせよ、三池労組の大会議にせよ、海員スト、スト権ストなどにせよ、それについて何かしらを執筆してきているが、これは研究室の徒弟修業にかえらず、早くから一人前の労働法学者として労働組合が遇してくれる状況に放りこまれた戦後の私の運命によるところだと思ふ。労働政策批判や権利闘争論にしても社会運動が私をかりたてて書かせた、そして私の方では主体的に受けとめた、という関係の産物にはかならない。善悪も損得も不幸も考える余地のない、のっぴきならない道だったのだとも思う。

それにしても好きなことを言つて食わせてもらつてきたのだから申分なしである。大学の利益や威信を代表して都庁・都議会などにかかりをもたねばならぬ立場にすえられてからは、時には社会的表現活動を自制することもあり、時間的拘束もいくらかは増えたようである。だが一方では大学の外での煩わしい付合いを御免蒙るのが容易になったこともたしかである。

赤坂や六本木あたりの料亭やキャバレーへは行ったこともなく、行けもしないが、何の未練もない。細のれんでも三流の料亭でも飲む酒は似たようなもの、しかも杯を交わすのは友敵の世界に住む世家・列伝的人間ではなく、いつまでも親しく胸底でつながる友人達だ。ときには還暦だ暮会だといって、お祭り、を楽しむこともある。平凡だが、得がたい老境だと思ふ。さらにできればいくらかミステリアスな味わい深い風流道を情緒と心を大事にして飄々として歩いてみたい気にもなる。

秋夜に坐す

思えばずい分とこむずかしいことばかり書いてきたものであるが、原稿料を目的にして書いたことはなかった。事実売れない本ばかりだが、ありがたいことにとくに持ちこんだわけでもないのによくも出す気になる書店に恵まれたものだと思う。それでも『生産管理論』の印税の一部で長女出産の費用をひねり出し——彼女はすでに孫二人をこしらえて、目下 Diogenes に核家族で寓居をかまえている——、今夕は次女の結婚式とあって「著作集」第一・二巻の印税を式場費用と新婚旅行の小使いとあてた。清貧裡でのさやかな満足とでもいうものであらう。乏しくとも淨財にはちがいないのだ。

かくて二人の娘は皆それぞれに老父母の彼方で亭主とともに自分の家庭をもち、人生の航路を走ることにになった。結婚式に来てもらった、娘の子供の頃からの旧友たちは、旬報社の柳沢社長の肝煎りで式のと夜半の高田馬場に席を設けて私を招いてくれた。「末娘の結婚式の夜の父親を慰めかつ励ます会」ということらしい。ともかくもモーニングのネクタイをゆるめて麦酒の杯をおおった。嬉しいことであつた。

疲れきった女房がねたあと、二階の書斎に坐わる。子供たちは嫁ぎ、「著作集」もどうやら完結したようで、いま、更けわたる秋の夜に、寂寞たる自由の情感にひたりながら、この文章を書きおえる。

一九七六年 秋彼岸の夜

歴史に刻みこんだ著作集

柳 沢 明 朗

「……民主的実践者には未熟であることは許されません。そんな時代ではないのです」——九月二三日、末娘の朱実ちゃん結婚式で、先生が新郎に贈った言葉である。それまで、若さや香るばかりの可憐さ、華やいだ式に眼を奪われていた私は、その厳しさに全身から汗が吹き思いであつた。ご自身、歴史を主体的に生きてきた者であるが故に、そして若い世代への愛が深ければ深いほどに出た言葉であらう。

かつて、ラッセル卿が「自由のためのたたかいはベトナムにあり」と全世界に呼びかけた時に、先生は「この言葉は、自由のためのたたかいは東京にありと私には聞かえてならない」とベトナム黒書のシリーズに書かれたことを、私はこの時に鮮烈に思いおこした。

それまで、ややもすると、宮沢さんがいったのだが「学会の皆さんはお気毒だ」という思いで著作集をみていたところがなかったわけではなかった。だが、世代も年齢も、経験も才能もこえてそれぞれに未熟であつてはならない時代なのだとしたら、学者でない私には、先生の歴史と斬り結んで生きることとをともに受けて生きること、著作集に應える外はないと改めて思つたりした。

歴史の地熱を受け、その底から生ずる問いに応えつつけて創

造された学は、鈍耳鈍眼の私たちに、いつもその足音を示してくれたり手づかみにしてみせてくれた。それは、お前ら幼稚園に帰れ！と毎時間毎に叱りとばされた大学院でのゼミ（その烈しさの故にかなりのメンバーが脱落したほどだった）から、とりわけて社が単行本を出す最初となる『運動のなかの労働法』をはじめ、歴史と運動の節々、転換点で、骨太い明解なご指導をいただきつつけてきた。塩田先生が月報に書かれた大河内先生との座談会を二三回余（のべ二年〜一四年間つづいた）にわたり、脇で聞かせていただき、切り合いの火花をかぶる緊迫感と同時に、なによりも、先見・洞察が動きの早い現在の歴史に苛酷に試され、やがて真実であつたことを実証していくのをみせつけられて驚嘆させられつつたりした。

思えば、おそらく日本の歴史ではじめて、自由に主張し書ける時代にそれを可能な限りに活用し、戦前からの思索をふくめてその思想の凝縮しきつた著作集は、一つの世紀から一つの世紀への贈りものなのだと信じている。その意味で、歴史的・階級的創造を出版させていただく光栄について、発刊の辞でもふれたが、それはもはや一人小社のものではなく思想・科学・文化遺産を世に印し残していく出版人としての社会的事業へ参加できた自負と誇りなのである。

「歴史はその長さにあるのではなく、その深さにあり」といわれる先生の、深さ・と巨大さを刻みこんだ著作集に依り、歴史と運動によりそいながら、社業を展開したいものだと思うばかりである。

深夜の人

沼田 文子

「著作集」出版について終始お世話になった労働旬報社の石井さんと川崎さんから、「奥さん何か一言書いて下さい」といわれ「ハイ、ハイ」と軽々しくお返事してしまいましたがいざとなると大変しんどくなつてあとあとで恥を残すことになるのではと、少々後悔の念にかられて居ります。

実際のところ私は、わがあるじの著書を一冊も読んで居りませず、また読んだところでとても難かしくわかりそうもないと最初から決め込んで過して参りましたが、私には各巻に入ってくる月報が何よりの楽しみでございました。ここに御執筆下さいました諸先生は、私もお親しく存じ上げている方ばかりでございましたから、それぞれの御文章にその先生の御顔を思い浮べながら、ときには笑い、ときには肩をすくめて拝読させて頂いたわけでございます。皆様からこんな今まで過分のお言葉を頂戴したあるじは、まことに果報な人だと存じました。

かえりみまずと敗戦の昭和二十年秋、未だ復員前の彼が金沢から京都の私の家に結婚のことであつてくれましたとき、私の父に「僕はこれからどんなことをするか全くわからない、食うためにには詐欺だつてやるかもしれないがそれでもいいですか」といつて父を驚かせたやうでした。彼が帰つた後、私に「沼田は

高岡で中学校の先生でもして、お前はあの家の庭を耕やし畑を作れば何とか暮していけるだろう」と申しました。私は急いで古布で作業用のズボン二三枚を縫つてその用意をいたしました。ところが結婚して郷里に行つてみますと、広い屋敷は強制疎開で潰されていて、一カ月後には京都に戻り、伏見桃山で借家住い続けることになりましたが、彼はこの二階の汚い三畳に早速机と本箱を並べました。春から新聞社に入つて、帰宅は毎日深夜になりましたが私はいつも夕食を待つていました。彼は勢よく帰宅し食事をすませると（私がまだ終らなくても）、そそくさと二階へ上つて行きます。ある時それが余りにも佻しくなつて思わず二階へ追うようになつたのですが、彼はもう取憑かれたようにペンを走らせていて、その打込んだ姿を見てはものを言うどころでなく忍び足で下りて来てしまつたこともありました。あの当時あの勢があつたからこそ、『生産管理論』や『日本労働法論』が出来たのでしょう。

東京に移つてからも、会合や来客の多い生活でしたが、どんなにおそくなつても机に向わない日はありませんでしたし、今もこの習慣が続いて居ります。「坐わると時間がまたたく間にたつてしまふよ。碁を打っているようなもんで結構楽しんでるのさ」とよく申します。こうして出来上つた自著が届きますとさもいとおしげに眺め、先ず仏壇に供えしほし瞑目しているのが常でございます。もし父が生きていましたら、「著作集十巻」には定めし驚きそして満足したことではないでしょう。あのザラ紙の小さな『生産管理論』でさえ当時あんなに喜んでくれた父でしたから。

ある私的感懐

川崎 忠文



ようやく終わった。ふりかえってみれば、昨年夏、労働旬報社から沼田先生の著作集出版を手伝わないかと声をかけられてから、すでに一年と半歳をすぎる。なによりも定職をもたない

身であり、メシの種にもなつてしかも先生の著作がまとめて読めるとなれば、引き請けない方がどうかしている。与えられた全一〇巻各巻ごとの編成プランをもとにして先生の著書や論文をあらためて読みすすみ、限られた頁数にどう盛りこむかを考えながら毎日をすごすことは、たしかに楽しい仕事ではあった。本づくりに冥加につきるとい

う場面だ。しかしこの仕事も、そして贅沢なる日々も、もう終わった。クールな生活と発想を自認する己ながら、いま、いささかの私的感懐に浸っているのはどうしたことだろう。

ところで、この仕事にとりかかる少し前に、先生が、名著『ドイツ社会政策論史』の著者について短文を書かれた折のつぎのような文章を読んだ。「ファシズムの暴圧を身にしみて蒙ってきた体験が、先生の理論の底に横たわっているのを感じるのは私だけではあるまいと思う。服部理論には泣きが入っている、いや鍛えが入っている、そしてそこに魅力がある」（服部英太郎著作集月報7—傍点引用者）。つまり、この泣きが入っている、という下りが、今度の仕事の間じゅう私の脳裏を離れないでいた。著作集全一〇巻の中で、この泣き、という用語は二カ所にあらわれてくる。「人間の尊厳」について「それはファシズムが剝奪したものの回復であるとともに、将来にわたって確保すべき人類的課題でもあったのである。いうなれば、泣きの入った思想なのである」（第七巻八九頁）、いま一つは「人類の泣き、がこもった理念」と（第一〇巻二五八頁）。そこで、このすぐれて歴史的反省的契機を濃厚に含意した人間の尊厳思想に、一七、八世紀ヨーロッパの自然法思想にも比すべきいたかさを培われんとくりかえし説かれる先生の文脈そのものにも、やはり、泣き、を感じとるのは私だけではないと思う。いや、ここでは、この著作集そのものに、泣き、が入っているということをいいたいのだ。この泣き、こそ先生のエートスだと、いまの私は思いこんでいる。イエーリングは、先生をよく引用される「権利のための闘争は性格の詩だ」

という文章につづけて、痛みの感情、(das einfache Gefühl des Schmerzes)を強調した。この、痛み・は一九世紀中ばをすぎたヨーロッパの個人の(しかしきわめて主体的な)感情であったが、一世紀余りをへだてた現代の日本に、それは人類の泣きの入った、人間の尊厳思想として開花せんとしているとみるのは歴史の誤説であらうか。

私的感懐も、例によって少々バダンチックになつてきた。本心は、この仕事にとりかえしのつかないミスを犯しているのではないかと恐々としているところだが、他方、「沼田理論における、泣き」の構造」なんていうテーマがものせるのではないかと、いき、がりながら、甘え、た妄想にふととりつかれることのある今日この頃ではある。

刊行に携わって

石 井 次 雄

一九六九年の秋の学会で、先生から著作集のプランを手渡されてから二年有余、ここに全一〇巻が完結した。本年三月、労組法制定三〇周年を記念して第一回を配本して以来、毎月順調に刊行をすすめる、沼田先生の労働法學理論の形成過程をほぼ完全な形であつづけることができたことは、われわれにとつて大きな喜びである。

私たちは、沼田先生の著作集が出せることに胸をふくらませて製作に着手した。先生のこの著作集にかける意気込みもすさ

まじく、先生自ら三〇余年にわたって書きつづけてこられた全著作、単行本五〇数冊、論文二五〇余を、大学ノートにして八〇頁余に作成された。これは、自著、共編著、共同執筆、執筆参加、論文A・B、時評、隨筆、講述、講演速記、雑文、書評にそれぞれ分類され、年代順に綴つたものである。この目録のおかげで各巻の構成や論文の選択、出典を明らかにする上でどれほど役立ったか計り知れない。

それにしてもハード・スケジュールであつた。その合間を抜つて、仕事も半ばを越した七月初旬、先生の慰労と後半の段取りを兼ねて、伊豆湯ヶ島に旅した。(前頁掲載写真はそのスナップである)天城の山々は緑深く、狩野川では鮎つりの最中であつた。本著作集の完結をみたいま、秋の日を浴びて柿の実、サンゴ色にかがやいている。

この仕事に携わっている日々は本当に楽しかった。先生にかつて『団結権の生命』の扉に書き添えていただいた——一人の労働者の生の豊からむことを念じて私はこの書を書き、君はこの書を作りぬ——の精神をいつまでも持ちつづけたと思う。

最後に、月々の葉に寄稿して下さった諸先生方に深くお礼申し上げます。

(一九七六・一一・一〇、第十卷責了の日に)